

官報

号外 昭和二十七年十二月二十三日

第十五回 参議院會議錄第十五号

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日)
午前十時五十七分開議

議事日程 第十四号

昭和二十七年十二月二十三日
午前十時開議

第一 渥田単作地域農業改良促進
法案(衆議院提出) (委員長報告)

第二 オホーツク海暴風浪及びカ
ムチャツカ沖地震による漁業災
害の復旧資金の融通に関する特
別措置法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 昭和二十八年分所得税の臨
時特例等に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 食糧管理特別会計の歳入不
足を補てんするための一般会計
からする繰入金に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 外務省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

(委員長報告)

第六 日本国憲法第八条の規定に
よる議決案(内閣提出、衆議院
送付)

(委員長報告)

第七 昭和二十四年度一般会計歳
入歳出決算、昭和二十四年度特
別会計歳入歳出決算、昭和二十
四年度政府関係機関収入支出決
算 (委員長報告)

〇副議長(三木治朗君) 諸般の報告は
朗読を省略いたします。

昨二十二日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

- | | |
|------|--------|
| 人事委員 | 北村 一男君 |
| 同 | 木下 源吾君 |
| 同 | 高橋進太郎君 |
| 同 | 三輪 貞治君 |
| 同 | 木村 守江君 |
| 同 | 石原幹市郎君 |
| 同 | 森崎 隆君 |
| 同 | 重宗 雄三君 |
| 同 | 小瀧 彬君 |
| 同 | 山本 米治君 |
| 同 | 新谷寅三郎君 |
| 同 | 千葉 信君 |
| 同 | 高木 正夫君 |
| 同 | 菊川 孝夫君 |
| 同 | 泉山 三六君 |
| 同 | 山田 節男君 |
| 同 | 波多野 昭君 |
| 同 | 田中 一君 |
| 同 | 村尾 重雄君 |

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

- | | |
|------|--------|
| 人事委員 | 重宗 雄三君 |
| 同 | 千葉 信君 |
| 同 | 小瀧 彬君 |
| 同 | 菊川 孝夫君 |
| 同 | 泉山 三六君 |
| 同 | 山本 米治君 |
| 同 | 木下 源吾君 |
| 同 | 北村 一男君 |
| 同 | 高橋進太郎君 |
| 同 | 石原幹市郎君 |
| 同 | 高木 正夫君 |
| 同 | 森崎 隆君 |
| 同 | 新谷寅三郎君 |
| 同 | 三輪 貞治君 |
| 同 | 木村 守江君 |
| 同 | 東 隆君 |
| 同 | 田中 一君 |
| 同 | 村尾 重雄君 |
| 同 | 波多野 昭君 |

特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案
人事委員会に付託
日本国とアメリカ合衆国との間の船
舶貸借協定の締結について承認を求
めるの件 外務委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを農林委員会に付託した。
飼料需給安定法案(小笠原八十美君
外十二名提出)
同日修正議決した左の衆議院提出案
は、即日これを衆議院に回付した。
町村の警察維持に関する責任転移の
時期の特例に関する法律案
同日委員長から左の報告書を提出し
た。
昭和二十八年分所得税の臨時特例等
に関する法律案可決報告書
食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律案可決報告書
オホーツク海暴風浪及びカムチャツ
カ沖地震による漁業災害の復旧資金
の融通に関する特別措置法案可決報
告書
昭和二十四年度一般会計歳入歳出決
算議決報告書
昭和二十四年度特別会計歳入歳出決
算議決報告書
昭和二十四年度政府関係機関収入支
出決算議決報告書
日本国憲法第八条の規定による議決
案可決報告書
外務省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書
渥田単作地域農業改良促進法案可決
報告書

農林委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
農林委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
郵政委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
法務委員会請願審査報告書第一号同
特別報告第一号
法務委員会陳情審査報告書第一号同
特別報告第一号
労働委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号
内閣委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号
内閣委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号
文部委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号
文部委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号
厚生委員会請願審査報告書第四号同
特別報告第四号
厚生委員会陳情審査報告書第四号同
特別報告第四号
同日本院は、国会の会期を十二月二十
四日まで二日間延長することを議決
し、即日その旨を衆議院及び内閣へ通
知した。
同日衆議院から同院は、第十五回国会
の会期を十二月二十三日から明年三月
三十一日まで九十九日間延長すること
を議決した旨の通知書を受領した。
同日議長において採択することを議決
した元軍人恩給復活に関する請願外百
三十五件の請願および元軍人恩給復活
に関する陳情外三十七件の陳情は各々
意見書を附し、即日これを内閣に送付
した。

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議錄第十五号 議長報告

同日議長は、社会保障制度審議会委員大谷豊清君及び同堂森芳夫君の任期満了による補欠として大谷豊清君及び堂森芳夫君を推薦した旨を内閣に通知した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

てん業生産振興臨時措置法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

船員保険法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給法案

中小漁業融資保証法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

てん業生産振興臨時措置法

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

船員保険法の一部を改正する法律

外航船舶建造融資利子補給法

中小漁業融資保証法

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めの件

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和二十七年第二・四半期中における予算使用状況報告書

○副議長(三木治朗君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(国立近代美術館評議員会評議員)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。去る二十日、内閣総理大臣から、国立近代美術館評議員会評議員に、衆議院議員竹尾式君、本院議員岡伊能君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。岡君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て岡君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができることと議決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、文化財保護委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。去る十月二十四日、内閣総理大臣から、文化財保護法第九条の規定により、細川護立君、一万田尚登君を文化財保護委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意することに決しました。

○副議長(三木治朗君) 日程第一、湿地単作地域農業改良促進法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長(報告)を求めます。農林委員長山崎恒君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

湿地単作地域農業改良促進法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年十二月二十日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武殿

湿地単作地域農業改良促進法案

湿地単作地域農業改良促進法

(目的)

第一条 この法律は、湿地であるために農地としての利用率が低く、農業生産力が劣つてゐる地域につき、総合的な計画に基いて農地の改良及び農業技術の改善を最も効果的に進め、もつて食糧その他農産物の生産の急速な増進に寄与することを目的とする。

(湿地単作地域等の指定)

第二条 農林大臣は、湿地単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て、湿地であるために農地としての利用率が低く、農業生産力が劣つてゐる地域を含む都道府県の区域の全部又は一部を湿地単作地域として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県の知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は、農林大臣が湿地単作地域農

業改良促進対策審議会の議決を経て定める基準に従ひ、第一項の指定に係る地域内において湿地であるために農地としての利用率が低く、農業生産力が劣つてゐる市町村の区域の全部又は一部を湿地単作地区として指定する。

4 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該市町村の長に通知しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画)

第三条 前条第四項の通知を受けた市町村長は、同条第三項の指定に係る湿地単作地区についての農業改良計画を定め、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により、農業改良計画を定めるには、あらかじめ、当該市町村農業委員会及び当該地区内にあるかんがい排水施設その他農業用施設を管理する者の意見を聞かなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の農業改良計画を参し、やうして、湿地単作地区についての当該都道府県の農業改良計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)

第五条 農林大臣は、前条の農業改良計画を参し、やうして、湿地単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て、湿地単作地域についての国の農業改良計画を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。

2 政府は、毎年度国の財政の許す範囲内において、前項の湿地単作地域における農業改良計画に基く農業改良事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 政府は、毎年度、第一項の湿地単作地域における農業改良計画に基く農業改良事業を実施するため必要な資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画の変更)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の通知を受けたときは、第四条の規定により定めた当該都道府県の農業改良計画を必要に応じて変更し、当該市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画の変更)

第七条 市町村長は、前条の通知を受けた場合に必要があるときは、第三条第一項の規定により定めた当該市町村の農業改良計画を変更することができる。この場合においては、第三条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による農業改良計画の変更)

第八条 農林大臣、都道府県知事又は市町村長は、国、当該都道府県又は当該市町村の農業改良計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、農業改良計画を定める場合の例により、その定めた農業改良計画を変更することができる。

(農業改良計画の内容)

第九條 農業改良計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

- 一 かんがい、排水施設、農業用道路その他農地の保全若しくは利用上必要な施設の施設、廃止若しくは変更、区画整理、客土、埋立その他の農地の改良に関する事項
- 二 農業技術の改善その他農業生産に関する事項

- 2 前項の計画は、立地条件、農業技術発達程度、労働力その他の諸条件を総合的に勘案して事業の経済的効果を最大に発揮するようなものでなければならぬ。

(事業の実施)

- 第十條 第三條から前条までに規定する農業改良計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、都道府県その他の者が実施するものとする。

(湿地単作地域農業改良促進対策審議会の設置及び権限)

- 第十一條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他湿地単作地域における農業改良促進に関する重要事項を調査審議するために、農林省に湿地単作地域農業改良促進対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、湿地単作地域における農業改良促進に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

- 第十二條 審議会は、左に掲げる者

につき、農林大臣が任命する委員二十五人以上で組織する。

- 一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人
- 二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人

- 三 地方自治庁次長
- 四 大蔵事務次官
- 五 農林事務次官
- 六 経済審議庁次長
- 七 都道府県知事 二人
- 八 都道府県農会会長 二人
- 九 市町村長 二人
- 十 市町村農会会長 二人
- 十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百七十八号）による大学の教授 二人
- 十二 農業者の団体を代表する者 三人以内

- 2 前項第一号、第二号及び第七号から第十二号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。
- 6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基づいて、農林大臣が任命する。

- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。（委任事項）

- 第十三條 この法律で政令に委任するものの外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、命令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。
- 3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

- 第三十四條第一項の表中急傾斜地帯農業振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

湿地単作地域農業改良促進法（昭和三十三年法律第...号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	湿地単作地域農業改良促進法（昭和三十三年法律第...号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
--	--

(山崎恒君登壇、拍手)

○山崎恒君 只今議題となりました衆議院議員青木正君は七十七名の提出にかかる湿地単作地域農業改良促進法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、国内の水田約三百万町歩のうち約六十九万町歩に達する、常

時排水が不良であつて湿地であるがために農地としての利用率が低く、農業生産力が劣つてゐる地域に対して、総合的な計画に基いて、灌漑、排水、農道の施設、区画整理及び客土等の農地の改良並びに農業技術の改善を最も効果的に進め、湿地を解消し、農業生産の増大に寄与せんとする目的を以て、積雪寒冷地帯農業振興臨時措置法に準じて、農林大臣による全国に亘る湿地単作地域及び都道府県知事による都道府県内における湿地単作地区の指定、湿地単作地域及び湿地単作地区内における農業改良計画の策定及びその実施、並びにこれを実施するために必要な経費に対する予算及び金融に関する政府の措置、更に本法の運用その他の湿地単作地域における農業改良促進に関する重要問題を調査審議するための湿地単作地域農業改良促進対策審議会等の事項について規定せんとするものであります。なお昭和三十三年三月三十一日を以て失効する臨時法となつております。

なお、以上のような内容の法律案について、衆議院農林委員会において、政府は食糧自給度の向上のため、現行土地改良法を再検討し、総合的な農業計画の下に土地改良事業の効率的な実施を図るべきであるが、取りあへず本法の施行に当つては指定基準面積をできるだけ引下げて、湿地単作地域の指定範囲を最高限度に拡大すべきであるとの附帯決議が行われていることを御参考までに申添えておきます。

委員会におきましては、提案者並びに農林及び大蔵等政府当局との間に、食糧増産上、資金の最も効果的な利用からみて、乾田一毛作地帯の二毛作化と

湿地の改良との得失、乾田一毛作地帯の二毛作化を阻害している原因及びその対策、この種特殊立法の意義、功罪及び各種特殊立法の調整、本法案にいわゆる湿地単作地域の国内における分布状況、並びに本法案において湿地を改良することと単作を二毛作化することとは不可分のものとして取扱われるか、或いは分離して考えられるか等、湿地単作の意味、本法案とすでに制定されている土地改良法及び積雪寒冷地帯農業振興臨時措置法或いは又最近政府において計画されていると伝えられている食糧自給促進法案及び食糧増産五年計画等との関係、及びこれらの関係において新しく本法を制定することの要否及びその意義、土地改良計画の総合性と本法との関係、本法実施に必要な経費及びこれが予算的措置並びに資金計画、又補助事業にあつては、補助の對象とすべき事業の種類及びその規模並びに補助の方法及び補助率、本法案による農業改良計画作成の手續並びに本法の有効期限と本法案による事業目標及びその効率との関係、本法が真にその成果を収めるため、法案中に具体的事業計画及び経済効果の測定を成文化することに關する見解、衆議院農林委員会における附帯決議の趣旨及びその意義、審議会の性格等、各方面に亘つて極めて慎重な検討が加えられたのであります。その内容の詳細については会議録に議することを御了承願ひたいのであります。

而してこれらの審議において、提案者及び政府当局の答弁のうちに述べられたところについて、その一、二を拾つて御紹介いたしますと、本法の適用は本質的には田であるが、併し現実に

はその周辺の地下水の高い畑について考へられることがある。又本法案に言ひ渡田単作地域とは、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法によつて指定せられた地域及び渾田を除去し、それ以外に地方に分布するものであつて、該当する地域は各府県に亘つて分布している。而して渾田を改良し、諸条件を総合的に勘案して二毛作化できるものを期待するのであつて、これは審議院において実情を調査の上決定することとなる。食糧自給促進法案は増産一本を目標としているが、本法案は劣悪条件の解消に重点が置かれていて、従つて補助の対象及び補助率等に斟酌が加えられることが考へられ、特殊立法とすることによつて事業の実施及び補助内容等を有利にする足場となり得ることを希望し、受給者の期待が熾きこととならないよう努力したい。本法の所期する実績及びその確認は審議院の活動に期待したい。本法案の趣旨については大蔵当局としても同感である。議員立法と財政との調整はその關係がデリケートである。併しかかる本質論は別として、本法案の内容をなす事項は食糧増産上有効且つ必要な事項であるから、かような問題については当然予算的措置が講ぜられるべきことと思われ、ので、本法案成立の上はできるだけ協力したい。差し当つて本年度において審議院に要する経費に対しては、行政的予算の許す範囲内で協力しなければならぬと思ふという趣旨の答弁が行われているのであります。

かゝつて質疑を終り、討論に入りましたところ、岩崎委員から、法律が成立した暁には、その運用の適正を期し、必要な経費予算を確保すべきであり、且つ審議院委員の人数に遺憾なくらしむべきである旨の、又補見委員から緑風会を代表して、裏打となるべき経費予算を確保して、特殊立法が却つて町村の迷惑をかもし、不平を招き、立法者の努力が水泡に帰するがごときとのないよう厳に慎み、土地改良の総合的的重点の実施を期して、目下政府において準備中と伝えられておる食糧自給促進法案のごときものが実現する場合、各種特殊立法は総合化せらるべきであり、又農業改良計画の樹立に關する政府の指導及び補助的援助に遺憾なからしむべきである趣旨の、又三橋委員は、本法の適用基準を緩和して適用範囲を拡大し、二毛作可能地域でありながら単作地として残されている地帯の二毛作化を促進し、且つ本法の所期する事業の実施は経済的效果のみに捉はれることなく、劣悪条件排除の意味において善処せらるべきであるとの趣旨の、最後に宮本委員から、渾田地方の農業の立ち遅れている現状に鑑み、本法の実施は渾田の解消にとどめることなく、農村の近代化の構想の下に諸般の施設を総合的に行ひ、新農村の建設に資すべきである旨、それぞれ希望を付して賛成がありました。就いて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)
○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○副議長(三木治郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治郎君) 日程第二、オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長(報告)を求めます。水産委員長秋山俊一郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)をここに送付する。

昭和二十七年十二月二十日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤 武蔵

め、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)
第二条 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)がオホーツク海暴風浪又はカムチャツカ沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合でその者の加入する漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするに要するより、当該損失の全部又は一部を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十四年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、十三億円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)
第三条 前条第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

前条第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同条同項の融資(以下「融資」という。)の都道府県ごとの総額の百分の三十に相当する金額とする。但し、都道府県が融資機関と当該融資機関の当該都道府県の区域内においてした融資につき当該融資機関が受けた損失を当該融資の総額の百分の三十を下らない額を限度として補償すべき旨の契約を結んだときは、百分の五十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)
第四条 第二項第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年五分の割合で計算した金額とする。

(利率)
第五条 第二項第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年五分引き下げた利率で当該契約の条件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は役員に對してする貸付)
第六条 水産業協同組合がその組合員又は組合員の漁業施設の復旧のために融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関

から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七条 融資機関は、第二条第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、政府(都道府県が損失補償をした場合は当該都道府県を含む。以下本項において同じ。)から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を、政令の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八条 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二条第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補給をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

(施行規定)

第九条 この法律に定めるものの

外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「秋山俊一郎君登壇、拍手」

○秋山俊一郎君 只今議題となりまし

たオホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案について、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ず提案の理由について申し上げます。去る十月二十三日のオホーツク海におきける暴風浪及び十一月五日にカムチャツカ沖に発生いたしました地震により起きた津波によつて、漁船、漁具、養殖施設及び共同利用施設が被害を受けましたので、これが復旧のため漁業者及び水産業協同組合等が農林中央金庫その他融資機関から復旧資金の融資を受けました場合に、政府がこの融資機関に対し、損失補償と利子補給を行うことができるようにすることによつて、漁民のこうむつた損害の復旧を円滑にしようとするものでありまして、先に制定を見ました昭和二十六年十月の台風による漁業災害並びに十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する二つの特別措置法と同様の趣旨のものであります。今同災害を受けました地方の漁民は、本年三月に十勝沖の地震によつて甚大な損害を受け、その復興途上において再度の損害をこうむつた關係上、その復旧には一段と困難がありますので、その他前回の場合の融資状況等をも勘案いたし、都道府県においても同様損失補償

の途を設け、融資総額の三割を下らない額を限度として補償の契約がある場合には、政府は従来の三割を五割補償する途を開き、更に利子補給について従来の四分を五分にそれより引上げ、これによつて災害復旧を可能にし、なお且つ促進して、漁業者の生活の安定に資したいというのが提案の理由であります。

次に内容について申し上げます。第一条に、この法律の目的として、漁業者又は水産業協同組合が、昭和二十七年十月のオホーツク海暴風浪又は昭和二十七年十一月のカムチャツカ沖地震によつて、その所有する漁船、漁具、水産動植物の養殖施設について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府がその復旧資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを定め、第二条以下において損失補償及び利子補給の方法、基準、限度、利率等について限定したておりますが、その具体的内容は、オホーツク海暴風浪又はカムチャツカ沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合に対して、漁業施設の復旧のため、農林中央金庫その他政令で定める金融機関が漁業施設の復旧資金を融通する場合に、政府はその金融機関が融資することに、よつて受けた損失の全部又は一部を補償し、且つ利子を補給する旨を、当該融資機関と契約を結ぶことができるようにし、但し、この損失補償及び利子補給を受ける融資は昭和二十九年三月十一日までになされ、且つその償還期限が昭和三十四年三月三十一日以前になつてゐるものに限り、又政府がこの契約をなすことができる融資の総額は十三億円を限度としております。

次に損失の基準及び損失補償の金額の限度であります。融資元本の償還期限の到来後一か年以内の一定の期間を経過しても、なお、元本又は利子の全部又は一部について回収されなかつた金額に対して、政府は融資機関ごと

に、その融資機関がなした融資の都道府県ごとの総額の百分の三十に相当する金額を補償することになつております。

〔副議長退席、議長着席〕

一方において、都道府県においても当該融資機関との間に、当該融資機関が都道府県の地域においてなした融資について、百分の三十を下らない額を限度として損失補償をなす旨の契約が結ばれている場合には、百分の五十に相当する金額を補償することになつております。次に、利子補給につきましては、年に五分の割合で計算した金額を補給し、從つて当該金融機関は、通常の場合より年五分引下げた利率で融資しなければならぬことになつております。又水産業協同組合が融資を受けて、組合員又は会員に転貸しするときは、当該融資の利率を越えてはならないことになつております。又最後に、融資機関は損失補償を受けた後も、債権を善良なる管理者の注意を以て保有し、且つ回収に努め、自己の損失の填補に充當し、なお残額があるときは、損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納入しなければならないことを規定してあります。

委員会におきましては、質疑応答を重ね、慎重審議をいたしました。その一、二を申し上げます。從來から、災害が起つたその都度この種の臨時立法を行なつてゐるが、今般の立案に際し、恒久的な災害救済の法律を考えなかつたかとの質問に対し、「今回は国会の会期の都合もあり、応急措置をとつたが、いずれ恒久的な法律の立案を行いたいと思ふ」との答弁があり、被害額、融資限度、都道府県の行う損失補償等については、今回の被害は北海道及び青森、岩手、宮城、静岡、三重等の各県でその総額は二十四億円で、そのうち要復旧額は二十二億円で、その七割が融資を必要とする額と見て、更のその八割を融資限度とした結果十三億円になつた。又今回の災害は、十勝沖地震に引続き再度の災害を受けているので、地方の県においても損失補償等救済の方途を講じてもらふことにし、宮城県においてはすでに確定しているとの答弁がありました。なお詳細につきましては速記録を御覧願ひたいと存じます。

質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、千田、松浦、木下辰雄、木下源吾の各委員から、「恒久的な災害救済の法律を作るべきであるが、その第一段階としてこの法律を制定し、災害の速かな復旧を願う、又従来の例から見ても、負担能力ある大きい漁業者にのみ融資が行われることなく、零細な漁業者にも広く多数の者が融資を受けて、速かに復興ができることを希望する」との趣旨の賛成意見が聞かれ、特に千田委員からは「金融機関の資金を確保するため、政府は金融機関に政府資金の預託を行い、又農林中央金庫の発行する農林債を紐付きで買上げる等の措置を講じ、運用に遺憾のないようにせられたい」との要望がありました。か

くて討論を打ち切り、採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律案、

日程第四、食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十八日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律案
昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律

(社会保険料の控除)

第一条 所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。)第一条第一項の規定に該当する個人の昭和二十七年分の所得稅については、その個人が自己又はその扶養親族(法第八條第一項の扶養親族をいう。)の負担すべき社会保険料を昭和二十七年中に支払つた場合又は同年中の支給に係る給与から控除される場合においては、その支払つた金額(昭和二十六年以前に支払うべきであつた金額を除く。)又はその控除される金額を、その個人の總所得金額(法第九條第一項の總所得金額をいう。)又は退職所得の金額(同項第六号の退職所得の金額をいう。)から控除する。

2 前項の社会保険料とは、左に掲げるもの(法第六條第九号に掲げる給与から控除されるものを除く。)をいう。
一 健康保險法(大正十一年法律第七十号)の規定により被保險者として負担する健康保險の保險料
二 厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)の規定により被保險者として負担する厚生年金保險の保險料及び同法第七十四條の規定に基づき厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の

被保險者でない者が負担する当該共済組合の掛金
三 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)の規定により被保險者として負担する失業保險の保險料
四 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により被保險者として負担する船員保險の保險料
五 國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)の規定による國民健康保險の保險料又は地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による國民健康保險稅

六 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第六十八條(他の法律において適用する場合を含む。)の規定による掛金
七 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十九條(他の法律において適用する場合を含む。)の規定による納金
八 第六号に掲げるものを除き、法律又は条例の規定により、地方公共団体がその職員に關し実施する共済制度又は退職年金若しくは退職一時金の制度に基づき地方公共団体の職員が負担する費用

(課稅標準及び稅額の計算の特例)
第二条 昭和二十七年分の所得稅については、法第十二條の二中「前五條」とあるのを「前五條及び昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、
同条第二項及び第三項中「第十一

關する法律第一条」と、「第十一條の四から前条まで」とあるのを「第十一條の四から前条まで及び昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、法第十三條中「前六條」とあるのを「前六條及び昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、法第十四條第一項第一号中「第十三條の三乃至第十二條」とあるのを「第十三條の三乃至第十二條及び昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、法第十五條第一項中「第十一條の三乃至第十三條」とあるのを「第十一條の三乃至第十三條、昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、同条第二項及び第三項中「第十一

條の三乃至第十二條」とあるのを「第十一條の三乃至第十二條及び昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と読み替へて、これらの規定を適用する。

(確定申告等の特例)

第三条 昭和二十七年分の所得稅については、法第二十六條第一項中「二月一日から同月末日まで」とあるのを「二月十六日から三月十六日まで」と、「第十一條の三乃至第十二條」とあるのを「第十一條の三乃至第十二條、昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、同条第二項第二号中「第十一條の五及び第十一條の六」とあるのを「第十一條の五、第十一條の六及び昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、法第二十六條の二第一項中「二月一日から同月末日まで」とあるのを「二月十六日から三月十六日まで」と、「第十一條の四乃至第十一條の六」とあるのを「第十一條の四乃至第十一條の六、昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、法第二十八條中「第十一條の三乃至第十一條の六」とあるのを「第十一條の三乃至第十一條の六、昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律第一条」と、法第二十九條第五項中「第十一條の三乃至第十一條の六」とあるのを「第十一條の三乃至第十一條の六、昭和二十八

年分所得税の臨時特例等に関する法律第一條」と、同条第六項中「二月末日」とあるのを「三月十六日」と、法第三十三條第三項中「第十一條の三乃至第十一條の六」とあるのを「第十一條の三乃至第十一條の六、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第一條」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(納期の特例)

第四條 昭和二十七年分の所得税については、法第三十條第一項中「二月一日から同月末日限」とあるのを「二月十六日から三月十六日限」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(給与所得に対する徴収税額の年末調整に関する特例)

第五條 昭和二十七年分の給与所得(法第九條第一項第五号の給与所得をいう。以下同じ)に対する所得税については、法第三十九條第三項中「第十一條の五の規定により控除を受ける保険料の金額」とあるのを「第十一條の五の規定により控除を受ける生命保険料の金額、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第一條の規定により控除を受ける社会保険料(当該給与の支払者から受ける給与から控除されるものを除く)の金額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十七年分の給与所得に対する所得税の法第四十條の規定による充当、還付、徴収又は納付については、同条中「当該給与所得

の収入金額(当該個人が前条第三項の規定による申告書を提出している場合においては、その申告に

応じ、当該収入金額から第十一條の五の規定により控除を認められる保険料の金額を控除した金額)」とあるのを「昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律別表第一の附表により当該給与所得の収入金額に応じて求めた金額(以下「勤務控除後の給与の金額」といふ。当該支払者から受ける給与から控除される社会保険料がある場合には、その社会保険料の金額を、前条第三項の規定による申告書の提出がなされている場合には、その申告に

応じ第十一條の五の規定により控除を認められる生命保険料の金額及び昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第一條の規定により控除を認められる社会保険料(当該支払者から受ける給与から控除されるものを除く)の金額を、それぞれ勤務控除後の給与の金額から控除した金額とする。）」と、「別表第四」とあるのを「昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律別表第二」と読み替えて、法第四十條の規定を適用する。

(昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与所得に対する源泉徴収の特例)

第六條 昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与所得に対する法第三十八條第一項の規定による所得税の源泉徴収については、同項各号中「別

表第二」とあるのを「昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律別表第二」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 前項の場合において、給与から控除される社会保険料があるときは、当該給与の額から当該社会保険料の額を控除した金額に相当する額の給与の支払を受けるものとみなし、当該社会保険料の額が当該給与の額に等しいときは、給与の支払を受けないものとみなす。

(昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得に対する源泉徴収の特例)

第七條 昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得(法第九條第一項第六号の退職所得をいう。)に対する法第三十八條の第二項の規定による所得税の源泉徴収については、同項中「別表第三」とあるのを「昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律別表第三」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(源泉徴収票の特例)

第八條 昭和二十七年中及び昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与所得に係る源泉徴収票については、法第六十二條第一項第三号中「第三十九條」とあるのを「その年中の支給に係る給与から控除した昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第一條に規定する社会保険料の金額及び第三十九條」と、「第十一條の五の規定により控除を受

けた保険料の金額」とあるのを「第十一條の五の規定により控除を受けた生命保険料の金額、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律第一條の規定により控除を受けた社会保険料の金額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(扶養親族の意義の特例)

第九條 第六條の規定による法第三十八條第一項の規定の適用、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る給与所得を有する者に対する法第三十九條第一項又は第二項の規定の適用及び当該給与所得に係る源泉徴収票についての法第六十二條第一項の規定の適用については、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、法第九條の規定により計算した総所得金額及び退職所得の金額の合計額が三万五千円以下である者を法第八條第一項本文に規定する扶養親族とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前昭和二十七年分の所得税につき法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき法第四十六條第五項において適用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前法第四十六條第五項において適用する同条第一項から第三項までの規定

又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

3 法第二十七條第七項及び第八項並びに法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

4 昭和二十七年分の所得税及びこれに係る滞納処分費で適法に納付したものが、この法律の規定による税額の変更又は消滅に因り過納となるにいたつた場合において、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十一條ノ六第四項但書の規定は、適用しない。

5 地方税法の一部を次のように改正する。

第三百十四條の二の次に次の一条を加える。

(昭和二十八年度分の市町村民税に係るこの法律の適用)
第三百十四條の三 昭和二十八年度分の市町村民税に限り、第二百九十二條第四号中「所得税法第十一條の三から同法第十二條までの各条の規定」とあるのは「所得税法第十一條の三から同法第十二條までの各条及び昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)第一條の規定」と読み替へるものとする。

による所得税額表)

族		の		数	
5人	6人	7人	8人	9人	10人
除料控除及び社会保険料控除を行つた後の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
140,500円	140,500円未満	155,500円	155,500円未満	170,500円	170,500円未満
140,500	141,000	155,500	156,000	170,500	171,000
141,000	141,500	156,000	156,500	171,000	171,500
141,500	142,000	156,500	157,000	171,500	172,000
142,000	142,500	157,000	157,500	172,000	172,500
142,500	143,000	157,500	158,000	172,500	173,000
143,000	143,500	158,000	158,500	173,000	173,500
143,500	144,000	158,500	159,000	173,500	174,000
144,000	144,500	159,000	159,500	174,000	174,500
144,500	145,000	159,500	160,000	174,500	175,000
145,000	146,000	160,000	161,000	175,000	176,000
146,000	147,000	161,000	162,000	176,000	177,000
147,000	148,000	162,000	163,000	177,000	178,000
148,000	149,000	163,000	164,000	178,000	179,000
149,000	150,000	164,000	165,000	179,000	180,000
150,000	151,000	165,000	166,000	180,000	181,000
151,000	152,000	166,000	167,000	181,000	182,000
152,000	153,000	167,000	168,000	182,000	183,000
153,000	154,000	168,000	169,000	183,000	184,000
154,000	155,000	169,000	170,000	184,000	185,000
155,000	156,000	170,000	171,000	185,000	186,000
156,000	157,000	171,000	172,000	186,000	187,000
157,000	158,000	172,000	173,000	187,000	188,000
158,000	159,000	173,000	174,000	188,000	189,000
159,000	160,000	174,000	175,000	189,000	190,000
160,000	161,000	175,000	176,000	190,000	191,000
161,000	162,000	176,000	177,000	191,000	192,000
162,000	163,000	177,000	178,000	192,000	193,000
163,000	164,000	178,000	179,000	193,000	194,000
164,000	165,000	179,000	180,000	194,000	195,000
165,000	166,000	180,000	181,000	195,000	196,000
166,000	167,000	181,000	182,000	196,000	197,000
167,000	168,000	182,000	183,000	197,000	198,000
168,000	169,000	183,000	184,000	198,000	199,000
169,000	170,000	184,000	185,000	199,000	200,000
170,000	171,000	185,000	186,000	200,000	201,000
171,000	172,000	186,000	187,000	201,000	202,000
172,000	173,000	187,000	188,000	202,000	203,000
173,000	174,000	188,000	189,000	203,000	204,000
174,000	175,000	189,000	190,000	204,000	205,000
175,000	176,000	190,000	191,000	205,000	206,000
176,000	177,000	191,000	192,000	206,000	207,000
177,000	178,000	192,000	193,000	207,000	208,000
178,000	179,000	193,000	194,000	208,000	209,000
179,000	180,000	194,000	195,000	209,000	210,000
180,000	181,000	195,000	196,000	210,000	211,000
181,000	182,000	196,000	197,000	211,000	212,000
182,000	183,000	197,000	198,000	212,000	213,000
183,000	184,000	198,000	199,000	213,000	214,000
184,000	185,000	199,000	200,000	214,000	215,000
185,000	186,000	200,000	201,000	215,000	216,000
186,000	187,000	201,000	202,000	216,000	217,000
187,000	188,000	202,000	203,000	217,000	218,000
188,000	189,000	203,000	204,000	218,000	219,000
189,000	190,000	204,000	205,000	219,000	220,000
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000

別表第一 昭和 27 年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表 (法第四十条の規定)
(一)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	そ の 年 の 勤 労 控 除 後 の 給 与 の 金 額 から 生 命 保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	50,500	51,000	70,500	71,000	90,500	91,000	110,500	111,000	125,500	126,000
100	50,500	51,000	70,500	71,000	90,500	91,000	110,500	111,000	125,500	126,000
200	51,000	51,500	71,000	71,500	91,000	91,500	111,000	111,500	126,000	126,500
300	51,500	52,000	71,500	72,000	91,500	92,000	111,500	112,000	126,500	127,000
400	52,000	52,500	72,000	72,500	92,000	92,500	112,000	112,500	127,000	127,500
500	52,500	53,000	72,500	73,000	92,500	93,000	112,500	113,000	127,500	128,000
600	53,000	53,500	73,000	73,500	93,000	93,500	113,000	113,500	128,000	128,500
700	53,500	54,000	73,500	74,000	93,500	94,000	113,500	114,000	128,500	129,000
800	54,000	54,500	74,000	74,500	94,000	94,500	114,000	114,500	129,000	129,500
900	54,500	55,000	74,500	75,000	94,500	95,000	114,500	115,000	129,500	130,000
1,000	55,000	56,000	75,000	76,000	95,000	96,000	115,000	116,000	130,000	131,000
1,200	56,000	57,000	76,000	77,000	96,000	97,000	116,000	117,000	131,000	132,000
1,400	57,000	58,000	77,000	78,000	97,000	98,000	117,000	118,000	132,000	133,000
1,600	58,000	59,000	78,000	79,000	98,000	99,000	118,000	119,000	133,000	134,000
1,800	59,000	60,000	79,000	80,000	99,000	100,000	119,000	120,000	134,000	135,000
2,000	60,000	61,000	80,000	81,000	100,000	101,000	120,000	121,000	135,000	136,000
2,200	61,000	62,000	81,000	82,000	101,000	102,000	121,000	122,000	136,000	137,000
2,400	62,000	63,000	82,000	83,000	102,000	103,000	122,000	123,000	137,000	138,000
2,600	63,000	64,000	83,000	84,000	103,000	104,000	123,000	124,000	138,000	139,000
2,800	64,000	65,000	84,000	85,000	104,000	105,000	124,000	125,000	139,000	140,000
3,000	65,000	66,000	85,000	86,000	105,000	106,000	125,000	126,000	140,000	141,000
3,200	66,000	67,000	86,000	87,000	106,000	107,000	126,000	127,000	141,000	142,000
3,400	67,000	68,000	87,000	88,000	107,000	108,000	127,000	128,000	142,000	143,000
3,600	68,000	69,000	88,000	89,000	108,000	109,000	128,000	129,000	143,000	144,000
3,800	69,000	70,000	89,000	90,000	109,000	110,000	129,000	130,000	144,000	145,000
4,000	70,000	71,000	90,000	91,000	110,000	111,000	130,000	131,000	145,000	146,000
4,200	71,000	72,000	91,000	92,000	111,000	112,000	131,000	132,000	146,000	147,000
4,400	72,000	73,000	92,000	93,000	112,000	113,000	132,000	133,000	147,000	148,000
4,600	73,000	74,000	93,000	94,000	113,000	114,000	133,000	134,000	148,000	149,000
4,800	74,000	75,000	94,000	95,000	114,000	115,000	134,000	135,000	149,000	150,000
5,000	75,000	76,000	95,000	96,000	115,000	116,000	135,000	136,000	150,000	151,000
5,200	76,000	77,000	96,000	97,000	116,000	117,000	136,000	137,000	151,000	152,000
5,400	77,000	78,000	97,000	98,000	117,000	118,000	137,000	138,000	152,000	153,000
5,600	78,000	79,000	98,000	99,000	118,000	119,000	138,000	139,000	153,000	154,000
5,800	79,000	80,000	99,000	100,000	119,000	120,000	139,000	140,000	154,000	155,000
6,000	80,000	81,000	100,000	101,000	120,000	121,000	140,000	141,000	155,000	156,000
6,200	81,000	82,000	101,000	102,000	121,000	122,000	141,000	142,000	156,000	157,000
6,400	82,000	83,000	102,000	103,000	122,000	123,000	142,000	143,000	157,000	158,000
6,600	83,000	84,000	103,000	104,000	123,000	124,000	143,000	144,000	158,000	159,000
6,800	84,000	85,000	104,000	105,000	124,000	125,000	144,000	145,000	159,000	160,000
7,000	85,000	86,000	105,000	106,000	125,000	126,000	145,000	146,000	160,000	161,000
7,200	86,000	87,000	106,000	107,000	126,000	127,000	146,000	147,000	161,000	162,000
7,400	87,000	88,000	107,000	108,000	127,000	128,000	147,000	148,000	162,000	163,000
7,600	88,000	89,000	108,000	109,000	128,000	129,000	148,000	149,000	163,000	164,000
7,800	89,000	90,000	109,000	110,000	129,000	130,000	149,000	150,000	164,000	165,000
8,000	90,000	91,000	110,000	111,000	130,000	131,000	150,000	151,000	165,000	166,000
8,200	91,000	92,000	111,000	112,000	131,000	132,000	151,000	152,000	166,000	167,000
8,400	92,000	93,000	112,000	113,000	132,000	133,000	152,000	153,000	167,000	168,000
8,600	93,000	94,000	113,000	114,000	133,000	134,000	153,000	154,000	168,000	169,000
8,800	94,000	95,000	114,000	115,000	134,000	135,000	154,000	155,000	169,000	170,000
9,000	95,000	96,000	115,000	116,000	135,000	136,000	155,000	156,000	170,000	171,000
9,200	96,000	97,000	116,000	117,000	136,000	137,000	156,000	157,000	171,000	172,000
9,400	97,000	98,000	117,000	118,000	137,000	138,000	157,000	158,000	172,000	173,000
9,600	98,000	99,000	118,000	119,000	138,000	139,000	158,000	159,000	173,000	174,000
9,800	99,000	100,000	119,000	120,000	139,000	140,000	159,000	160,000	174,000	175,000

族		の		数							
5人	6人	7人	8人	9人	10人						
料控除及び社会保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
190,000	191,000	205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000
191,000	192,000	206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000
192,000	193,000	207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000
193,000	194,000	208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000
194,000	195,000	209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000
195,000	196,000	210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000
196,000	197,000	211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000
197,000	198,000	212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000
198,000	199,000	213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000
199,000	200,000	214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000
200,000	201,000	215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000
201,000	202,000	216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000
202,000	203,000	217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000
203,000	204,000	218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000
204,000	205,000	219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000
205,000	206,000	220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000
206,000	207,000	221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000
207,000	208,000	222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000
208,000	209,000	223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000
209,000	210,000	224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000
210,000	211,000	225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000
211,000	212,000	226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000
212,000	213,000	227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000
213,000	214,000	228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000
214,000	215,000	229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000
215,000	216,000	230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000
216,000	217,000	231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000
217,000	218,000	232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000
218,000	219,000	233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000
219,000	220,000	234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000
220,000	221,000	235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000
221,000	222,000	236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000
222,000	223,000	237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000
223,000	224,000	238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000
224,000	225,000	239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000
225,000	226,000	240,000	241,000	255,000	256,000	270,000	271,000	285,000	286,000	300,000	301,000
226,000	227,000	241,000	242,000	256,000	257,000	271,000	272,000	286,000	287,000	301,000	302,000
227,000	228,000	242,000	243,000	257,000	258,000	272,000	273,000	287,000	288,000	302,000	303,000
228,000	229,000	243,000	244,000	258,000	259,000	273,000	274,000	288,000	289,000	303,000	304,000
229,000	230,000	244,000	245,000	259,000	260,000	274,000	275,000	289,000	290,000	304,000	305,000
230,000	231,000	245,000	246,000	260,000	261,000	275,000	276,000	290,000	291,000	305,000	306,000
231,000	232,000	246,000	247,000	261,000	262,000	276,000	277,000	291,000	292,000	306,000	307,000
232,000	233,000	247,000	248,000	262,000	263,000	277,000	278,000	292,000	293,000	307,000	308,000
233,000	234,000	248,000	249,000	263,000	264,000	278,000	279,000	293,000	294,000	308,000	309,000
234,000	235,000	249,000	250,000	264,000	265,000	279,000	280,000	294,000	295,000	309,000	310,000
235,000	236,000	250,000	251,000	265,000	266,000	280,000	281,000	295,000	296,000	310,000	311,000
236,000	237,000	251,000	252,000	266,000	267,000	281,000	282,000	296,000	297,000	311,000	312,000
237,000	238,000	252,000	253,000	267,000	268,000	282,000	283,000	297,000	298,000	312,000	313,000
238,000	239,000	253,000	254,000	268,000	269,000	283,000	284,000	298,000	299,000	313,000	314,000
239,000	240,000	254,000	255,000	269,000	270,000	284,000	285,000	299,000	300,000	314,000	315,000
240,000	242,000	255,000	257,000	270,000	272,000	285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000
242,000	244,000	257,000	259,000	272,000	274,000	287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000
244,000	246,000	259,000	261,000	274,000	276,000	289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000
246,000	248,000	261,000	263,000	276,000	278,000	291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000
248,000	250,000	263,000	265,000	278,000	280,000	293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案外一件

(二)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から生命保険									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10,000	100,000	101,000	120,000	121,000	140,000	141,000	160,000	161,000	175,000	176,000
10,200	101,000	102,000	121,000	122,000	141,000	142,000	161,000	162,000	176,000	177,000
10,400	102,000	103,000	122,000	123,000	142,000	143,000	162,000	163,000	177,000	178,000
10,600	103,000	104,000	123,000	124,000	143,000	144,000	163,000	164,000	178,000	179,000
10,800	104,000	105,000	124,000	125,000	144,000	145,000	164,000	165,000	179,000	180,000
11,000	105,000	106,000	125,000	126,000	145,000	146,000	165,000	166,000	180,000	181,000
11,200	106,000	107,000	126,000	127,000	146,000	147,000	166,000	167,000	181,000	182,000
11,400	107,000	108,000	127,000	128,000	147,000	148,000	167,000	168,000	182,000	183,000
11,600	108,000	109,000	128,000	129,000	148,000	149,000	168,000	169,000	183,000	184,000
11,800	109,000	110,000	129,000	130,000	149,000	150,000	169,000	170,000	184,000	185,000
12,000	110,000	111,000	130,000	131,000	150,000	151,000	170,000	171,000	185,000	186,000
12,200	111,000	112,000	131,000	132,000	151,000	152,000	171,000	172,000	186,000	187,000
12,400	112,000	113,000	132,000	133,000	152,000	153,000	172,000	173,000	187,000	188,000
12,600	113,000	114,000	133,000	134,000	153,000	154,000	173,000	174,000	188,000	189,000
12,800	114,000	115,000	134,000	135,000	154,000	155,000	174,000	175,000	189,000	190,000
13,000	115,000	116,000	135,000	136,000	155,000	156,000	175,000	176,000	190,000	191,000
13,200	116,000	117,000	136,000	137,000	156,000	157,000	176,000	177,000	191,000	192,000
13,400	117,000	118,000	137,000	138,000	157,000	158,000	177,000	178,000	192,000	193,000
13,600	118,000	119,000	138,000	139,000	158,000	159,000	178,000	179,000	193,000	194,000
13,800	119,000	120,000	139,000	140,000	159,000	160,000	179,000	180,000	194,000	195,000
14,000	120,000	121,000	140,000	141,000	160,000	161,000	180,000	181,000	195,000	196,000
14,200	121,000	122,000	141,000	142,000	161,000	162,000	181,000	182,000	196,000	197,000
14,400	122,000	123,000	142,000	143,000	162,000	163,000	182,000	183,000	197,000	198,000
14,600	123,000	124,000	143,000	144,000	163,000	164,000	183,000	184,000	198,000	199,000
14,800	124,000	125,000	144,000	145,000	164,000	165,000	184,000	185,000	199,000	200,000
15,000	125,000	126,000	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	200,000	201,000
15,200	126,000	127,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	201,000	202,000
15,400	127,000	128,000	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	202,000	203,000
15,600	128,000	129,000	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	203,000	204,000
15,800	129,000	130,000	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	204,000	205,000
16,000	130,000	131,000	150,000	151,000	170,000	171,000	190,000	191,000	205,000	206,000
16,250	131,000	132,000	151,000	152,000	171,000	172,000	191,000	192,000	206,000	207,000
16,500	132,000	133,000	152,000	153,000	172,000	173,000	192,000	193,000	207,000	208,000
16,750	133,000	134,000	153,000	154,000	173,000	174,000	193,000	194,000	208,000	209,000
17,000	134,000	135,000	154,000	155,000	174,000	175,000	194,000	195,000	209,000	210,000
17,250	135,000	136,000	155,000	156,000	175,000	176,000	195,000	196,000	210,000	211,000
17,500	136,000	137,000	156,000	157,000	176,000	177,000	196,000	197,000	211,000	212,000
17,750	137,000	138,000	157,000	158,000	177,000	178,000	197,000	198,000	212,000	213,000
18,000	138,000	139,000	158,000	159,000	178,000	179,000	198,000	199,000	213,000	214,000
18,250	139,000	140,000	159,000	160,000	179,000	180,000	199,000	200,000	214,000	215,000
18,500	140,000	141,000	160,000	161,000	180,000	181,000	200,000	201,000	215,000	216,000
18,750	141,000	142,000	161,000	162,000	181,000	182,000	201,000	202,000	216,000	217,000
19,000	142,000	143,000	162,000	163,000	182,000	183,000	202,000	203,000	217,000	218,000
19,250	143,000	144,000	163,000	164,000	183,000	184,000	203,000	204,000	218,000	219,000
19,500	144,000	145,000	164,000	165,000	184,000	185,000	204,000	205,000	219,000	220,000
19,750	145,000	146,000	165,000	166,000	185,000	186,000	205,000	206,000	220,000	221,000
20,000	146,000	147,000	166,000	167,000	186,000	187,000	206,000	207,000	221,000	222,000
20,250	147,000	148,000	167,000	168,000	187,000	188,000	207,000	208,000	222,000	223,000
20,500	148,000	149,000	168,000	169,000	188,000	189,000	208,000	209,000	223,000	224,000
20,750	149,000	150,000	169,000	170,000	189,000	190,000	209,000	210,000	224,000	225,000
21,000	150,000	152,000	170,000	172,000	190,000	192,000	210,000	212,000	225,000	227,000
21,500	152,000	154,000	172,000	174,000	192,000	194,000	212,000	214,000	227,000	229,000
22,000	154,000	156,000	174,000	176,000	194,000	196,000	214,000	216,000	229,000	231,000
22,500	156,000	158,000	176,000	178,000	196,000	198,000	216,000	218,000	231,000	233,000
23,000	158,000	160,000	178,000	180,000	198,000	200,000	218,000	220,000	233,000	235,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び社会保険料控除を行つた後の金額											
以上 未満		以上 未満		以上 未満		以上 未満		以上 未満		以上 未満	
250,000	252,000	265,000	267,000	280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000
252,000	254,000	267,000	269,000	282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000
254,000	256,000	269,000	271,000	284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000
256,000	258,000	271,000	273,000	286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000
258,000	260,000	273,000	275,000	288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000
260,000	262,000	275,000	277,000	290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000
262,000	264,000	277,000	279,000	292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000
264,000	266,000	279,000	281,000	294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000
266,000	268,000	281,000	283,000	296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000
268,000	270,000	283,000	285,000	298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000
270,000	272,000	285,000	287,000	300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000
272,000	274,000	287,000	289,000	302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000
274,000	276,000	289,000	291,000	304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000
276,000	278,000	291,000	293,000	306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000
278,000	280,000	293,000	295,000	308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000
280,000	282,000	295,000	297,000	310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000
282,000	284,000	297,000	299,000	312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000
284,000	286,000	299,000	301,000	314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000
286,000	288,000	301,000	303,000	316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000
288,000	290,000	303,000	305,000	318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000
290,000	292,000	305,000	307,000	320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000
292,000	294,000	307,000	309,000	322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000
294,000	296,000	309,000	311,000	324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000
296,000	298,000	311,000	313,000	326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000
298,000	300,000	313,000	315,000	328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000
300,000	302,000	315,000	317,000	330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000
302,000	304,000	317,000	319,000	332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000
304,000	306,000	319,000	321,000	334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000
306,000	308,000	321,000	323,000	336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000
308,000	310,000	323,000	325,000	338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000
310,000	312,000	325,000	327,000	340,000	342,000	355,000	357,000	370,000	372,000	385,000	387,000
312,000	314,000	327,000	329,000	342,000	344,000	357,000	359,000	372,000	374,000	387,000	389,000
314,000	316,000	329,000	331,000	344,000	346,000	359,000	361,000	374,000	376,000	389,000	391,000
316,000	318,000	331,000	333,000	346,000	348,000	361,000	363,000	376,000	378,000	391,000	393,000
318,000	320,000	333,000	335,000	348,000	350,000	363,000	365,000	378,000	380,000	393,000	395,000
320,000	322,000	335,000	337,000	350,000	352,000	365,000	367,000	380,000	382,000	395,000	397,000
322,000	324,000	337,000	339,000	352,000	354,000	367,000	369,000	382,000	384,000	397,000	399,000
324,000	326,000	339,000	341,000	354,000	356,000	369,000	371,000	384,000	386,000	399,000	401,000
326,000	328,000	341,000	343,000	356,000	358,000	371,000	373,000	386,000	388,000	401,000	403,000
328,000	330,000	343,000	345,000	358,000	360,000	373,000	375,000	388,000	390,000	403,000	405,000
330,000	332,000	345,000	347,000	360,000	362,000	375,000	377,000	390,000	392,000	405,000	407,000
332,000	334,000	347,000	349,000	362,000	364,000	377,000	379,000	392,000	394,000	407,000	409,000
334,000	336,000	349,000	351,000	364,000	366,000	379,000	381,000	394,000	396,000	409,000	411,000
336,000	338,000	351,000	353,000	366,000	368,000	381,000	383,000	396,000	398,000	411,000	413,000
338,000	340,000	353,000	355,000	368,000	370,000	383,000	385,000	398,000	400,000	413,000	415,000
340,000	343,000	355,000	358,000	370,000	373,000	385,000	388,000	400,000	403,000	415,000	418,000
343,000	346,000	358,000	361,000	373,000	376,000	388,000	391,000	403,000	406,000	418,000	421,000
346,000	349,000	361,000	364,000	376,000	379,000	391,000	394,000	406,000	409,000	421,000	424,000
349,000	352,000	364,000	367,000	379,000	382,000	394,000	397,000	409,000	412,000	424,000	427,000
352,000	355,000	367,000	370,000	382,000	385,000	397,000	400,000	412,000	415,000	427,000	430,000
355,000	358,000	370,000	373,000	385,000	388,000	400,000	403,000	415,000	418,000	430,000	433,000
358,000	361,000	373,000	376,000	388,000	391,000	403,000	406,000	418,000	421,000	433,000	436,000
361,000	364,000	376,000	379,000	391,000	394,000	406,000	409,000	421,000	424,000	436,000	439,000
364,000	367,000	379,000	382,000	394,000	397,000	409,000	412,000	424,000	427,000	439,000	442,000
367,000	370,000	382,000	385,000	397,000	400,000	412,000	415,000	427,000	430,000	442,000	445,000

(三)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から生命保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
23,500	160,000	162,000	180,000	182,000	200,000	202,000	220,000	222,000	235,000	237,000
24,000	162,000	164,000	182,000	184,000	202,000	204,000	222,000	224,000	237,000	239,000
24,500	164,000	166,000	184,000	186,000	204,000	206,000	224,000	226,000	239,000	241,000
25,000	166,000	168,000	186,000	188,000	206,000	208,000	226,000	228,000	241,000	243,000
25,500	168,000	170,000	188,000	190,000	208,000	210,000	228,000	230,000	243,000	245,000
26,000	170,000	172,000	190,000	192,000	210,000	212,000	230,000	232,000	245,000	247,000
26,500	172,000	174,000	192,000	194,000	212,000	214,000	232,000	234,000	247,000	249,000
27,200	174,000	176,000	194,000	196,000	214,000	216,000	234,000	236,000	249,000	251,000
27,800	176,000	178,000	196,000	198,000	216,000	218,000	236,000	238,000	251,000	253,000
28,400	178,000	180,000	198,000	200,000	218,000	220,000	238,000	240,000	253,000	255,000
29,000	180,000	182,000	200,000	202,000	220,000	222,000	240,000	242,000	255,000	257,000
29,600	182,000	184,000	202,000	204,000	222,000	224,000	242,000	244,000	257,000	259,000
30,200	184,000	186,000	204,000	206,000	224,000	226,000	244,000	246,000	259,000	261,000
30,800	186,000	188,000	206,000	208,000	226,000	228,000	246,000	248,000	261,000	263,000
31,400	188,000	190,000	208,000	210,000	228,000	230,000	248,000	250,000	263,000	265,000
32,000	190,000	192,000	210,000	212,000	230,000	232,000	250,000	252,000	265,000	267,000
32,600	192,000	194,000	212,000	214,000	232,000	234,000	252,000	254,000	267,000	269,000
33,200	194,000	196,000	214,000	216,000	234,000	236,000	254,000	256,000	269,000	271,000
33,800	196,000	198,000	216,000	218,000	236,000	238,000	256,000	258,000	271,000	273,000
34,400	198,000	200,000	218,000	220,000	238,000	240,000	258,000	260,000	273,000	275,000
35,000	200,000	202,000	220,000	222,000	240,000	242,000	260,000	262,000	275,000	277,000
35,600	202,000	204,000	222,000	224,000	242,000	244,000	262,000	264,000	277,000	279,000
36,200	204,000	206,000	224,000	226,000	244,000	246,000	264,000	266,000	279,000	281,000
36,800	206,000	208,000	226,000	228,000	246,000	248,000	266,000	268,000	281,000	283,000
37,400	208,000	210,000	228,000	230,000	248,000	250,000	268,000	270,000	283,000	285,000
38,000	210,000	212,000	230,000	232,000	250,000	252,000	270,000	272,000	285,000	287,000
38,600	212,000	214,000	232,000	234,000	252,000	254,000	272,000	274,000	287,000	289,000
39,200	214,000	216,000	234,000	236,000	254,000	256,000	274,000	276,000	289,000	291,000
39,800	216,000	218,000	236,000	238,000	256,000	258,000	276,000	278,000	291,000	293,000
40,400	218,000	220,000	238,000	240,000	258,000	260,000	278,000	280,000	293,000	295,000
41,000	220,000	222,000	240,000	242,000	260,000	262,000	280,000	282,000	295,000	297,000
41,600	222,000	224,000	242,000	244,000	262,000	264,000	282,000	284,000	297,000	299,000
42,200	224,000	226,000	244,000	246,000	264,000	266,000	284,000	286,000	299,000	301,000
42,800	226,000	228,000	246,000	248,000	266,000	268,000	286,000	288,000	301,000	303,000
43,400	228,000	230,000	248,000	250,000	268,000	270,000	288,000	290,000	303,000	305,000
44,000	230,000	232,000	250,000	252,000	270,000	272,000	290,000	292,000	305,000	307,000
44,600	232,000	234,000	252,000	254,000	272,000	274,000	292,000	294,000	307,000	309,000
45,200	234,000	236,000	254,000	256,000	274,000	276,000	294,000	296,000	309,000	311,000
45,800	236,000	238,000	256,000	258,000	276,000	278,000	296,000	298,000	311,000	313,000
46,400	238,000	240,000	258,000	260,000	278,000	280,000	298,000	300,000	313,000	315,000
47,000	240,000	242,000	260,000	262,000	280,000	282,000	300,000	302,000	315,000	317,000
47,600	242,000	244,000	262,000	264,000	282,000	284,000	302,000	304,000	317,000	319,000
48,200	244,000	246,000	264,000	266,000	284,000	286,000	304,000	306,000	319,000	321,000
48,800	246,000	248,000	266,000	268,000	286,000	288,000	306,000	308,000	321,000	323,000
49,400	248,000	250,000	268,000	270,000	288,000	290,000	308,000	310,000	323,000	325,000
50,000	250,000	253,000	270,000	273,000	290,000	293,000	310,000	313,000	325,000	328,000
51,050	253,000	256,000	273,000	276,000	293,000	296,000	313,000	316,000	328,000	331,000
52,100	256,000	259,000	276,000	279,000	296,000	299,000	316,000	319,000	331,000	334,000
53,150	259,000	262,000	279,000	282,000	299,000	302,000	319,000	322,000	334,000	337,000
54,200	262,000	265,000	282,000	285,000	302,000	305,000	322,000	325,000	337,000	340,000
55,250	265,000	268,000	285,000	288,000	305,000	308,000	325,000	328,000	340,000	343,000
56,300	268,000	271,000	288,000	291,000	308,000	311,000	328,000	331,000	343,000	346,000
57,350	271,000	274,000	291,000	294,000	311,000	314,000	331,000	334,000	346,000	349,000
58,400	274,000	277,000	294,000	297,000	314,000	317,000	334,000	337,000	349,000	352,000
59,450	277,000	280,000	297,000	300,000	317,000	320,000	337,000	340,000	352,000	355,000

族		の		数	
5人	6人	7人	8人	9人	10人
除料控除及び社会保険料控除を行つた後の金額					
以上	未満	以上	未満	以上	未満
370,000	373,000	385,000	388,000	400,000	403,000
373,000	376,000	388,000	391,000	403,000	406,000
376,000	379,000	391,000	394,000	406,000	409,000
379,000	382,000	394,000	397,000	409,000	412,000
382,000	385,000	397,000	400,000	412,000	415,000
385,000	388,000	400,000	403,000	415,000	418,000
388,000	391,000	403,000	406,000	418,000	421,000
391,000	394,000	406,000	409,000	421,000	424,000
394,000	397,000	409,000	412,000	424,000	427,000
397,000	400,000	412,000	415,000	427,000	430,000
400,000	403,000	415,000	418,000	430,000	433,000
403,000	406,000	418,000	421,000	433,000	436,000
406,000	409,000	421,000	424,000	436,000	439,000
409,000	412,000	424,000	427,000	439,000	442,000
412,000	415,000	427,000	430,000	442,000	445,000
415,000	418,000	430,000	433,000	445,000	448,000
418,000	421,000	433,000	436,000	448,000	451,000
421,000	424,000	436,000	439,000	451,000	454,000
424,000	427,000	439,000	442,000	454,000	457,000
427,000	430,000	442,000	445,000	457,000	460,000
430,000	433,000	445,000	448,000	460,000	463,000
433,000	436,000	448,000	451,000	463,000	466,000
436,000	439,000	451,000	454,000	466,000	469,000
439,000	442,000	454,000	457,000	469,000	472,000
442,000	445,000	457,000	460,000	472,000	475,000
445,000	448,000	460,000	463,000	475,000	478,000
448,000	451,000	463,000	466,000	478,000	481,000
451,000	454,000	466,000	469,000	481,000	484,000
454,000	457,000	469,000	472,000	484,000	487,000
457,000	460,000	472,000	475,000	487,000	490,000
460,000	464,000	475,000	479,000	490,000	494,000
464,000	468,000	479,000	483,000	494,000	498,000
468,000	472,000	483,000	487,000	498,000	502,000
472,000	476,000	487,000	491,000	502,000	506,000
476,000	480,000	491,000	495,000	506,000	510,000
480,000	484,000	495,000	499,000	510,000	514,000
484,000	488,000	499,000	503,000	514,000	518,000
488,000	492,000	503,000	507,000	518,000	522,000
492,000	496,000	507,000	511,000	522,000	526,000
496,000	500,000	511,000	515,000	526,000	530,000
500,000	504,000	515,000	519,000	530,000	534,000
504,000	508,000	519,000	523,000	534,000	538,000
508,000	512,000	523,000	527,000	538,000	542,000
512,000	516,000	527,000	531,000	542,000	546,000
516,000	520,000	531,000	535,000	546,000	550,000
520,000	524,000	535,000	539,000	550,000	554,000
524,000	528,000	539,000	543,000	554,000	558,000
528,000	532,000	543,000	547,000	558,000	562,000
532,000	536,000	547,000	551,000	562,000	566,000
536,000	540,000	551,000	555,000	566,000	570,000
540,000	544,000	555,000	559,000	570,000	574,000
544,000	548,000	559,000	563,000	574,000	578,000
548,000	552,000	563,000	567,000	578,000	582,000
552,000	556,000	567,000	571,000	582,000	586,000
556,000	560,000	571,000	575,000	586,000	590,000
560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000
564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000
568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000
572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000
576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000
580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000
584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000
588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000
592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000
596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000
600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000
604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000
608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000
612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000
616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000

(四)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から生命保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
60,500	280,000	283,000	300,000	303,000	320,000	323,000	340,000	343,000	355,000	358,000
61,550	283,000	286,000	303,000	306,000	323,000	326,000	343,000	346,000	358,000	361,000
62,600	286,000	289,000	306,000	309,000	326,000	329,000	346,000	349,000	361,000	364,000
63,650	289,000	292,000	309,000	312,000	329,000	332,000	349,000	352,000	364,000	367,000
64,700	292,000	295,000	312,000	315,000	332,000	335,000	352,000	355,000	367,000	370,000
65,750	295,000	298,000	315,000	318,000	335,000	338,000	355,000	358,000	370,000	373,000
66,800	298,000	301,000	318,000	321,000	338,000	341,000	358,000	361,000	373,000	376,000
67,850	301,000	304,000	321,000	324,000	341,000	344,000	361,000	364,000	376,000	379,000
68,900	304,000	307,000	324,000	327,000	344,000	347,000	364,000	367,000	379,000	382,000
69,950	307,000	310,000	327,000	330,000	347,000	350,000	367,000	370,000	382,000	385,000
71,000	310,000	313,000	330,000	333,000	350,000	353,000	370,000	373,000	385,000	388,000
72,050	313,000	316,000	333,000	336,000	353,000	356,000	373,000	376,000	388,000	391,000
73,100	316,000	319,000	336,000	339,000	356,000	359,000	376,000	379,000	391,000	394,000
74,150	319,000	322,000	339,000	342,000	359,000	362,000	379,000	382,000	394,000	397,000
75,200	322,000	325,000	342,000	345,000	362,000	365,000	382,000	385,000	397,000	400,000
76,250	325,000	328,000	345,000	348,000	365,000	368,000	385,000	388,000	400,000	403,000
77,300	328,000	331,000	348,000	351,000	368,000	371,000	388,000	391,000	403,000	406,000
78,350	331,000	334,000	351,000	354,000	371,000	374,000	391,000	394,000	406,000	409,000
79,400	334,000	337,000	354,000	357,000	374,000	377,000	394,000	397,000	409,000	412,000
80,450	337,000	340,000	357,000	360,000	377,000	380,000	397,000	400,000	412,000	415,000
81,500	340,000	343,000	360,000	363,000	380,000	383,000	400,000	403,000	415,000	418,000
82,550	343,000	346,000	363,000	366,000	383,000	386,000	403,000	406,000	418,000	421,000
83,600	346,000	349,000	366,000	369,000	386,000	389,000	406,000	409,000	421,000	424,000
84,650	349,000	352,000	369,000	372,000	389,000	392,000	409,000	412,000	424,000	427,000
85,700	352,000	355,000	372,000	375,000	392,000	395,000	412,000	415,000	427,000	430,000
87,000	355,000	358,000	375,000	378,000	395,000	398,000	415,000	418,000	430,000	433,000
88,200	358,000	361,000	378,000	381,000	398,000	401,000	418,000	421,000	433,000	436,000
89,400	361,000	364,000	381,000	384,000	401,000	404,000	421,000	424,000	436,000	439,000
90,600	364,000	367,000	384,000	387,000	404,000	407,000	424,000	427,000	439,000	442,000
91,800	367,000	370,000	387,000	390,000	407,000	410,000	427,000	430,000	442,000	445,000
93,000	370,000	374,000	390,000	394,000	410,000	414,000	430,000	434,000	445,000	449,000
94,600	374,000	378,000	394,000	398,000	414,000	418,000	434,000	438,000	449,000	453,000
96,200	378,000	382,000	398,000	402,000	418,000	422,000	438,000	442,000	453,000	457,000
97,800	382,000	386,000	402,000	406,000	422,000	426,000	442,000	446,000	457,000	461,000
99,400	386,000	390,000	406,000	410,000	426,000	430,000	446,000	450,000	461,000	465,000
101,000	390,000	394,000	410,000	414,000	430,000	434,000	450,000	454,000	465,000	469,000
102,600	394,000	398,000	414,000	418,000	434,000	438,000	454,000	458,000	469,000	473,000
104,200	398,000	402,000	418,000	422,000	438,000	442,000	458,000	462,000	473,000	477,000
105,800	402,000	406,000	422,000	426,000	442,000	446,000	462,000	466,000	477,000	481,000
107,400	406,000	410,000	426,000	430,000	446,000	450,000	466,000	470,000	481,000	485,000
109,000	410,000	414,000	430,000	434,000	450,000	454,000	470,000	474,000	485,000	489,000
110,600	414,000	418,000	434,000	438,000	454,000	458,000	474,000	478,000	489,000	493,000
112,200	418,000	422,000	438,000	442,000	458,000	462,000	478,000	482,000	493,000	497,000
113,800	422,000	426,000	442,000	446,000	462,000	466,000	482,000	486,000	497,000	501,000
115,400	426,000	430,000	446,000	450,000	466,000	470,000	486,000	490,000	501,000	505,000
117,000	430,000	434,000	450,000	454,000	470,000	474,000	490,000	494,000	505,000	509,000
118,600	434,000	438,000	454,000	458,000	474,000	478,000	494,000	498,000	509,000	513,000
120,200	438,000	442,000	458,000	462,000	478,000	482,000	498,000	502,000	513,000	517,000
121,800	442,000	446,000	462,000	466,000	482,000	486,000	502,000	506,000	517,000	521,000
123,400	446,000	450,000	466,000	470,000	486,000	490,000	506,000	510,000	521,000	525,000
125,000	450,000	454,000	470,000	474,000	490,000	494,000	510,000	514,000	525,000	529,000
126,600	454,000	458,000	474,000	478,000	494,000	498,000	514,000	518,000	529,000	533,000
128,200	458,000	462,000	478,000	482,000	498,000	502,000	518,000	522,000	533,000	537,000
129,800	462,000	466,000	482,000	486,000	502,000	506,000	522,000	526,000	537,000	541,000
131,400	466,000	470,000	486,000	490,000	506,000	510,000	526,000	530,000	541,000	545,000

族 の 数											
5 人		6 人		7 人		8 人		9 人		10 人	
除料控除及び社会保険料控除を行つた後の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
560,000	564,000	575,000	579,000	590,000	594,000	605,000	609,000	620,000	624,000	635,000	639,000
564,000	568,000	579,000	583,000	594,000	598,000	609,000	613,000	624,000	628,000	639,000	643,000
568,000	572,000	583,000	587,000	598,000	602,000	613,000	617,000	628,000	632,000	643,000	647,000
572,000	576,000	587,000	591,000	602,000	606,000	617,000	621,000	632,000	636,000	647,000	651,000
576,000	580,000	591,000	595,000	606,000	610,000	621,000	625,000	636,000	640,000	651,000	655,000
580,000	584,000	595,000	599,000	610,000	614,000	625,000	629,000	640,000	644,000	655,000	659,000
584,000	588,000	599,000	603,000	614,000	618,000	629,000	633,000	644,000	648,000	659,000	663,000
588,000	592,000	603,000	607,000	618,000	622,000	633,000	637,000	648,000	652,000	663,000	667,000
592,000	596,000	607,000	611,000	622,000	626,000	637,000	641,000	652,000	656,000	667,000	671,000
596,000	600,000	611,000	615,000	626,000	630,000	641,000	645,000	656,000	660,000	671,000	675,000
600,000	604,000	615,000	619,000	630,000	634,000	645,000	649,000	660,000	664,000	675,000	679,000
604,000	608,000	619,000	623,000	634,000	638,000	649,000	653,000	664,000	668,000	679,000	683,000
608,000	612,000	623,000	627,000	638,000	642,000	653,000	657,000	668,000	672,000	683,000	687,000
612,000	616,000	627,000	631,000	642,000	646,000	657,000	661,000	672,000	676,000	687,000	691,000
616,000	620,000	631,000	635,000	646,000	650,000	661,000	665,000	676,000	680,000	691,000	695,000
620,000	625,000	635,000	640,000	650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000
625,000	630,000	640,000	645,000	655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000
630,000	635,000	645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000
635,000	640,000	650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000
640,000	645,000	655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000
645,000	650,000	660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000
650,000	655,000	665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000
655,000	660,000	670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000
660,000	665,000	675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000
665,000	670,000	680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000
670,000	675,000	685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000
675,000	680,000	690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000
680,000	685,000	695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000
685,000	690,000	700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000
690,000	695,000	705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000
695,000	700,000	710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000
700,000	705,000	715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000
705,000	710,000	720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000
710,000	715,000	725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000
715,000	720,000	730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000
720,000	725,000	735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000
725,000	730,000	740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000
730,000	735,000	745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000
735,000	740,000	750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000
740,000	745,000	755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000
745,000	750,000	760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000
750,000	755,000	765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000
755,000	760,000	770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000
760,000	765,000	775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000
765,000	770,000	780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000
770,000	775,000	785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000
775,000	780,000	790,000	795,000	805,000	810,000	820,000	825,000	835,000	840,000	850,000	855,000
780,000	785,000	795,000	800,000	810,000	815,000	825,000	830,000	840,000	845,000	855,000	860,000
785,000	790,000	800,000	805,000	815,000	820,000	830,000	835,000	845,000	850,000	860,000	865,000
790,000円		805,000円		820,000円		835,000円		850,000円		865,000円	

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案外一件

(五)

税 額	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人	
	その年の勤労控除後の給与の金額から生命保									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
133,000	470,000	474,000	490,000	494,000	510,000	514,000	530,000	534,000	545,000	549,000
134,600	474,000	478,000	494,000	498,000	514,000	518,000	534,000	538,000	549,000	553,000
136,200	478,000	482,000	498,000	502,000	518,000	522,000	538,000	542,000	553,000	557,000
137,800	482,000	486,000	502,000	506,000	522,000	526,000	542,000	546,000	557,000	561,000
139,400	486,000	490,000	506,000	510,000	526,000	530,000	546,000	550,000	561,000	565,000
141,000	490,000	494,000	510,000	514,000	530,000	534,000	550,000	554,000	565,000	569,000
142,600	494,000	498,000	514,000	518,000	534,000	538,000	554,000	558,000	569,000	573,000
144,200	498,000	502,000	518,000	522,000	538,000	542,000	558,000	562,000	573,000	577,000
145,800	502,000	506,000	522,000	526,000	542,000	546,000	562,000	566,000	577,000	581,000
147,400	506,000	510,000	526,000	530,000	546,000	550,000	566,000	570,000	581,000	585,000
149,000	510,000	514,000	530,000	534,000	550,000	554,000	570,000	574,000	585,000	589,000
150,600	514,000	518,000	534,000	538,000	554,000	558,000	574,000	578,000	589,000	593,000
152,200	518,000	522,000	538,000	542,000	558,000	562,000	578,000	582,000	593,000	597,000
153,800	522,000	526,000	542,000	546,000	562,000	566,000	582,000	586,000	597,000	601,000
155,400	526,000	530,000	546,000	550,000	566,000	570,000	586,000	590,000	601,000	605,000
157,000	530,000	535,000	550,000	555,000	570,000	575,000	590,000	595,000	605,000	610,000
159,000	535,000	540,000	555,000	560,000	575,000	580,000	595,000	600,000	610,000	615,000
161,000	540,000	545,000	560,000	565,000	580,000	585,000	600,000	605,000	615,000	620,000
163,000	545,000	550,000	565,000	570,000	585,000	590,000	605,000	610,000	620,000	625,000
165,000	550,000	555,000	570,000	575,000	590,000	595,000	610,000	615,000	625,000	630,000
167,250	555,000	560,000	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	630,000	635,000
169,500	560,000	565,000	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	635,000	640,000
171,750	565,000	570,000	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	640,000	645,000
174,000	570,000	575,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	645,000	650,000
176,250	575,000	580,000	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	650,000	655,000
178,500	580,000	585,000	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	655,000	660,000
180,750	585,000	590,000	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	660,000	665,000
183,000	590,000	595,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	665,000	670,000
185,250	595,000	600,000	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	670,000	675,000
187,500	600,000	605,000	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	675,000	680,000
189,750	605,000	610,000	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	680,000	685,000
192,000	610,000	615,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	685,000	690,000
194,250	615,000	620,000	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	690,000	695,000
196,500	620,000	625,000	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	695,000	700,000
198,750	625,000	630,000	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	700,000	705,000
201,000	630,000	635,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	705,000	710,000
203,250	635,000	640,000	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	710,000	715,000
205,500	640,000	645,000	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	715,000	720,000
207,750	645,000	650,000	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	720,000	725,000
210,000	650,000	655,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	725,000	730,000
212,250	655,000	660,000	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	730,000	735,000
214,500	660,000	665,000	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	735,000	740,000
216,750	665,000	670,000	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	740,000	745,000
219,000	670,000	675,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	745,000	750,000
221,250	675,000	680,000	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	750,000	755,000
223,500	680,000	685,000	700,000	705,000	720,000	725,000	740,000	745,000	755,000	760,000
225,750	685,000	690,000	705,000	710,000	725,000	730,000	745,000	750,000	760,000	765,000
228,000	690,000	695,000	710,000	715,000	730,000	735,000	750,000	755,000	765,000	770,000
230,250	695,000	700,000	715,000	720,000	735,000	740,000	755,000	760,000	770,000	775,000
232,500	700,000円		720,000円		740,000円		760,000円		775,000円	

(六)

上欄によつて税額が求められない場合	(イ)	その年の勤労控除後の給与の金額につき生命保険料控除及び社会保険料控除を行つた金額から、扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した後の残額が700,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、その残額から50,000円を控除した金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、法別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額		
		上記の残額が700,000円をこえる場合には、当該残額について、次の区分に応じて計算した金額		
		税 額	当 該 残 額	
	(ロ)	当該残額に45%を乗じて算出した金額から82,500円を控除した金額	700,000円超	1,050,000円未満
		当該残額に50%を乗じて算出した金額から135,000円を控除した金額	1,050,000円以上	2,050,000円未満
		当該残額に55%を乗じて算出した金額から237,500円を控除した金額	2,050,000円以上	
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに4,000円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、6,000円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき4,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額				

(注) この表において、

- (1) 法第四十条は、この法律第五条第二項の規定により読み替えられた法第四十条とする。
- (2) 「遺族等援護法」とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)をいう。
- (3) 「課税総所得金額」とは、法第十三条に規定する課税総所得金額をいう。
- (4) 「生命保険料控除」とは、法第十一条の五の規定による控除、「社会保険料控除」とは、この法律第一条の規定による控除、「扶養控除」とは、法第十一条の六の規定による控除をいう。
- (5) 「扶養親族」、「不具者」、「老年者」、「寡婦」及び「勤労学生」とは、それぞれ法第八条に規定する扶養親族、不具者、老年者、寡婦及び勤労学生をいう。
- (6) 「勤労控除後の給与の金額」とは、この法律第五条第二項に規定する勤労控除後の給与の金額をいう。

(備考 税額の求め方)

- (1) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた勤労控除後の給与の金額から、
 - (イ) 申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額(その金額が4,000円をこえる場合には、4,000円)
 - (ロ) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (ハ) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 を控除した金額を求め、
- (2) 次に、(1)により求めた金額から申告された扶養親族の数に応じて扶養控除の金額を控除し、その残額を求める。
- (3) (2)の残額が700,000円以下である者については、
 - (イ) 扶養親族の数が10人以下であるときは、扶養親族の数に応じ「その年の勤労控除後の給与の金額から生命保険料控除及び社会保険料控除を行つた後の金額」欄において(1)により求めた金額の該当する行の「税額」欄に記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円(これらの控除が認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円)を控除した金額
 - (ロ) 扶養親族の数が10人をこえるときは、(2)の残額から50,000円を控除した後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、法別表第一 所得税の簡易税額表により求めた金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)(イ)と同様)が、その求める税額である。
- (4) (2)の残額が700,000円をこえる者については、当該残額に応じてこの表の(ロ)の「税額」欄に定める金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、(3)(イ)と同様)が、その求める税額である。

別表第一の附表

給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額	給与の金額		勤労控除 後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
59,420円未満	60,000	50,500円未満	82,000	82,500	69,700	110,000	111,000	93,500	156,000	157,000	132,600
59,420	60,000	50,500	82,500	83,000	70,125	111,000	112,000	94,350	157,000	158,000	133,450
60,000	60,500	51,000	83,000	83,500	70,550	112,000	113,000	95,200	158,000	159,000	134,300
60,500	61,000	51,425	83,500	84,000	70,975	113,000	114,000	96,050	159,000	160,000	135,150
61,000	61,500	51,850	84,000	84,500	71,400	114,000	115,000	96,900	160,000	161,000	136,000
61,500	62,000	52,275	84,500	85,000	71,825	115,000	116,000	97,750	161,000	162,000	136,850
62,000	62,500	52,700	85,000	85,500	72,250	116,000	117,000	98,600	162,000	163,000	137,700
62,500	63,000	53,125	85,500	86,000	72,675	117,000	118,000	99,450	163,000	164,000	138,550
63,000	63,500	53,550	86,000	86,500	73,100	118,000	119,000	100,300	164,000	165,000	139,400
63,500	64,000	53,975	86,500	87,000	73,525	119,000	120,000	101,150	165,000	166,000	140,250
64,000	64,500	54,400	87,000	87,500	73,950	120,000	121,000	102,000	166,000	167,000	141,100
64,500	65,000	54,825	87,500	88,000	74,375	121,000	122,000	102,850	167,000	168,000	141,950
65,000	65,500	55,250	88,000	88,500	74,800	122,000	123,000	103,700	168,000	169,000	142,800
65,500	66,000	55,675	88,500	89,000	75,225	123,000	124,000	104,550	169,000	170,000	143,650
66,000	66,500	56,100	89,000	89,500	75,650	124,000	125,000	105,400	170,000	171,000	144,500
66,500	67,000	56,525	89,500	90,000	76,075	125,000	126,000	106,250	171,000	172,000	145,350
67,000	67,500	56,950	90,000	90,500	76,500	126,000	127,000	107,100	172,000	173,000	146,200
67,500	68,000	57,375	90,500	91,000	76,925	127,000	128,000	107,950	173,000	174,000	147,050
68,000	68,500	57,800	91,000	91,500	77,350	128,000	129,000	108,800	174,000	175,000	147,900
68,500	69,000	58,225	91,500	92,000	77,775	129,000	130,000	109,650	175,000	176,000	148,750
69,000	69,500	58,650	92,000	92,500	78,200	130,000	131,000	110,500	176,000	177,000	149,600
69,500	70,000	59,075	92,500	93,000	78,625	131,000	132,000	111,350	177,000	178,000	150,450
70,000	70,500	59,500	93,000	93,500	79,050	132,000	133,000	112,200	178,000	179,000	151,300
70,500	71,000	59,925	93,500	94,000	79,475	133,000	134,000	113,050	179,000	180,000	152,150
71,000	71,500	60,350	94,000	94,500	79,900	134,000	135,000	113,900	180,000	181,000	153,000
71,500	72,000	60,775	94,500	95,000	80,325	135,000	136,000	114,750	181,000	182,000	153,850
72,000	72,500	61,200	95,000	95,500	80,750	136,000	137,000	115,600	182,000	183,000	154,700
72,500	73,000	61,625	95,500	96,000	81,175	137,000	138,000	116,450	183,000	184,000	155,550
73,000	73,500	62,050	96,000	96,500	81,600	138,000	139,000	117,300	184,000	185,000	156,400
73,500	74,000	62,475	96,500	97,000	82,025	139,000	140,000	118,150	185,000	186,000	157,250
74,000	74,500	62,900	97,000	97,500	82,450	140,000	141,000	119,000	186,000	187,000	158,100
74,500	75,000	63,325	97,500	98,000	82,875	141,000	142,000	119,850	187,000	188,000	158,950
75,000	75,500	63,750	98,000	98,500	83,300	142,000	143,000	120,700	188,000	189,000	159,800
75,500	76,000	64,175	98,500	99,000	83,725	143,000	144,000	121,550	189,000	190,000	160,650
76,000	76,500	64,600	99,000	99,500	84,150	144,000	145,000	122,400	190,000	191,000	161,500
76,500	77,000	65,025	99,500	100,000	84,575	145,000	146,000	123,250	191,000	192,000	162,350
77,000	77,500	65,450	100,000	101,000	85,000	146,000	147,000	124,100	192,000	193,000	163,200
77,500	78,000	65,875	101,000	102,000	85,425	147,000	148,000	124,950	193,000	194,000	164,050
78,000	78,500	66,300	102,000	103,000	85,850	148,000	149,000	125,800	194,000	195,000	164,900
78,500	79,000	66,725	103,000	104,000	86,275	149,000	150,000	126,650	195,000	196,000	165,750
79,000	79,500	67,150	104,000	105,000	86,700	150,000	151,000	127,500	196,000	197,000	166,600
79,500	80,000	67,575	105,000	106,000	87,125	151,000	152,000	128,350	197,000	198,000	167,450
80,000	80,500	68,000	106,000	107,000	87,550	152,000	153,000	129,200	198,000	199,000	168,300
80,500	81,000	68,425	107,000	108,000	87,975	153,000	154,000	130,050	199,000	200,000	169,150
81,000	81,500	68,850	108,000	109,000	88,400	154,000	155,000	130,900	200,000円以上	給与の金額 から30,000 円を控除し た金額	
81,500	82,000	69,275	109,000	110,000	88,825	155,000	156,000	131,750			

(備考 勤労控除後の給与の金額の求め方) 給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「勤労控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての勤労控除後の給与の金額である。

別表第二 昭和28年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表 (一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八条 第一項第五号の規 定による税額
		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	
以 上	未 満	税 額										税 額
3,000円	3,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	給与の金額 の12%に相 当する金額
3,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	給与の金額 の14%に相 当する金額
6,000	6,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	937
6,200	6,400	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	971
6,400	6,600	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,005
6,600	6,800	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,039
6,800	7,000	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,073
7,000	7,200	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,112
7,200	7,400	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,155
7,400	7,600	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197
7,600	7,800	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,240
7,800	8,000	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,000	8,200	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,325
8,200	8,400	311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,400	8,600	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,410
8,600	8,800	379	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,800	9,000	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
9,000	9,200	447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,200	9,400	481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580
9,400	9,600	515	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,600	9,800	549	36	0	0	0	0	0	0	0	0	1,665
9,800	10,000	583	61	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
10,000	10,200	617	87	0	0	0	0	0	0	0	0	1,750
10,200	10,400	651	112	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,400	10,600	685	138	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835
10,600	10,800	719	163	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,800	11,000	753	189	0	0	0	0	0	0	0	0	1,920
11,000	11,200	787	214	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,200	11,400	821	240	0	0	0	0	0	0	0	0	2,005
11,400	11,600	855	271	15	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,600	11,800	889	305	41	0	0	0	0	0	0	0	2,090
11,800	12,000	923	339	66	0	0	0	0	0	0	0	2,134
12,000	12,200	957	373	92	0	0	0	0	0	0	0	2,185
12,200	12,400	991	407	117	0	0	0	0	0	0	0	2,236
12,400	12,600	1,025	441	143	0	0	0	0	0	0	0	2,287
12,600	12,800	1,059	475	168	0	0	0	0	0	0	0	2,338
12,800	13,000	1,095	509	194	0	0	0	0	0	0	0	2,389
13,000	13,200	1,137	543	219	0	0	0	0	0	0	0	2,440
13,200	13,400	1,180	577	245	0	0	0	0	0	0	0	2,491
13,400	13,600	1,222	611	278	20	0	0	0	0	0	0	2,542
13,600	13,800	1,265	645	312	46	0	0	0	0	0	0	2,593
13,800	14,000	1,307	679	346	71	0	0	0	0	0	0	2,644
14,000	14,200	1,350	713	380	97	0	0	0	0	0	0	2,695
14,200	14,400	1,392	747	414	122	0	0	0	0	0	0	2,746
14,400	14,600	1,435	781	448	148	0	0	0	0	0	0	2,797
14,600	14,800	1,477	815	482	173	0	0	0	0	0	0	2,848
14,800	15,000	1,520	849	516	199	11	0	0	0	0	0	2,899
15,000	15,500	1,562	883	550	224	37	0	0	0	0	0	2,950
15,500	16,000	1,668	968	635	301	101	0	0	0	0	0	3,077
16,000	16,500	1,775	1,053	720	386	164	0	0	0	0	0	3,205
16,500	17,000	1,881	1,152	805	471	228	41	0	0	0	0	3,332
17,000	17,500	1,987	1,258	890	556	306	104	0	0	0	0	3,460

イ 月 額 表 (二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八條 第一項第 五号の規 定による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	18,000	2,093	1,364	975	641	391	168	0	0	0	0	0	2,587
18,000	18,500	2,215	1,470	1,060	726	476	232	44	0	0	0	0	3,715
18,500	19,000	2,342	1,577	1,160	811	561	311	108	0	0	0	0	3,842
19,000	19,500	2,470	1,683	1,266	896	646	396	172	0	0	0	0	3,970
19,500	20,000	2,597	1,789	1,372	981	731	481	236	48	0	0	0	4,097
20,000	20,500	2,725	1,895	1,479	1,066	816	566	316	112	0	0	0	4,242
20,500	21,000	2,852	2,002	1,585	1,168	901	651	401	176	0	0	0	4,390
21,000	21,500	2,980	2,108	1,691	1,274	986	736	486	239	52	0	0	4,539
21,500	22,000	3,107	2,232	1,797	1,381	1,071	821	571	321	116	0	0	4,688
22,000	22,500	3,235	2,359	1,904	1,487	1,174	906	656	406	179	0	0	4,837
22,500	23,000	3,362	2,487	2,010	1,593	1,281	991	741	491	243	56	0	4,985
23,000	23,500	3,490	2,614	2,116	1,699	1,387	1,076	826	576	326	119	0	5,134
23,500	24,000	3,617	2,742	2,242	1,806	1,493	1,181	911	661	411	183	0	5,283
24,000	24,500	3,745	2,869	2,369	1,912	1,599	1,287	996	746	496	247	59	5,432
24,500	25,000	3,872	2,997	2,497	2,018	1,706	1,393	1,081	831	581	331	123	5,580
25,000	25,500	4,000	3,124	2,624	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	416	187	5,729
25,500	26,000	4,154	3,274	2,774	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	516	266	5,904
26,000	26,500	4,329	3,424	2,924	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	616	366	6,079
26,500	27,000	4,504	3,574	3,074	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	716	466	6,254
27,000	27,500	4,679	3,724	3,224	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	816	566	6,429
27,500	28,000	4,854	3,874	3,374	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	916	666	6,604
28,000	28,500	5,029	4,024	3,524	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	1,016	766	6,779
28,500	29,000	5,204	4,183	3,674	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	1,124	866	6,954
29,000	29,500	5,379	4,358	3,824	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	1,249	966	7,142
29,500	30,000	5,554	4,533	3,974	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	1,374	1,066	7,342
30,000	30,500	5,729	4,708	4,124	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	1,499	1,187	7,542
30,500	31,000	5,904	4,883	4,300	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	1,624	1,312	7,742
31,000	31,500	6,079	5,058	4,475	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	1,749	1,437	7,942
31,500	32,000	6,254	5,233	4,650	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	1,874	1,562	8,142
32,000	32,500	6,429	5,408	4,825	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	1,999	1,687	8,342
32,500	33,000	6,604	5,583	5,000	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	2,124	1,812	8,542
33,000	33,500	6,779	5,758	5,175	4,591	4,154	3,774	3,399	3,024	2,649	2,274	1,937	8,742
33,500	34,000	6,954	5,933	5,350	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	2,424	2,062	8,942
34,000	34,500	7,142	6,108	5,525	4,941	4,504	4,074	3,699	3,324	2,949	2,574	2,199	9,142
34,500	35,000	7,342	6,283	5,700	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	2,724	2,349	9,342
35,000	36,000	7,542	6,458	5,875	5,291	4,854	4,416	3,999	3,624	3,249	2,874	2,499	9,542
36,000	37,000	7,942	6,808	6,225	5,641	5,204	4,766	4,329	3,924	3,549	3,174	2,799	9,942
37,000	38,000	8,342	7,175	6,575	5,991	5,554	5,116	4,679	4,241	3,849	3,474	3,099	10,342
38,000	39,000	8,742	7,575	6,925	6,341	5,904	5,466	5,029	4,591	4,154	3,774	3,399	10,742
39,000	40,000	9,142	7,975	7,308	6,691	6,254	5,816	5,379	4,941	4,504	4,074	3,699	11,142
40,000	41,000	9,542	8,375	7,708	7,041	6,604	6,166	5,729	5,291	4,854	4,416	3,999	11,542
41,000	42,000	9,942	8,775	8,108	7,441	6,954	6,516	6,079	5,641	5,204	4,766	4,329	11,942
42,000	43,000	10,342	9,175	8,508	7,841	7,341	6,866	6,429	5,991	5,554	5,116	4,679	12,342
43,000	44,000	10,742	9,575	8,908	8,241	7,741	7,241	6,779	6,341	5,904	5,466	5,029	12,742
44,000	45,000	11,142	9,975	9,308	8,641	8,141	7,641	7,141	6,691	6,254	5,816	5,379	13,142
45,000	46,000	11,542	10,375	9,708	9,041	8,541	8,041	7,541	7,041	6,604	6,166	5,729	13,542
46,000	47,000	11,942	10,775	10,108	9,441	8,941	8,441	7,941	7,441	6,954	6,516	6,079	13,970
47,000	48,000	12,342	11,175	10,508	9,841	9,341	8,841	8,341	7,841	7,341	6,866	6,429	14,420
48,000	49,000	12,742	11,575	10,908	10,241	9,741	9,241	8,741	8,241	7,741	7,241	6,779	14,870
49,000	50,000	13,142	11,975	11,308	10,641	10,141	9,641	9,141	8,641	8,141	7,641	7,141	15,320
50,000	51,000	13,542	12,375	11,708	11,041	10,541	10,041	9,541	9,041	8,541	8,041	7,541	15,770
51,000	52,000	13,970	12,775	12,108	11,441	10,941	10,441	9,941	9,441	8,941	8,441	7,941	16,220
52,000	53,000	14,420	13,175	12,508	11,841	11,341	10,841	10,341	9,841	9,341	8,841	8,341	16,670
53,000	54,000	14,870	13,575	12,908	12,241	11,741	11,241	10,741	10,241	9,741	9,241	8,741	17,120
54,000	55,000	15,320	14,007	13,308	12,641	12,141	11,641	11,141	10,641	10,141	9,641	9,141	17,570

イ 月 額 表 (三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第 五号の規 定による 税 額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											税 額
55,000	56,000	15,770	14,457	13,708	13,041	12,541	12,041	11,541	11,041	10,541	10,041	9,541	18,020
56,000	57,000	16,220	14,907	14,157	13,441	12,941	12,441	11,941	11,441	10,941	10,441	9,941	18,470
57,000	58,000	16,670	15,357	14,607	13,857	13,341	12,841	12,341	11,841	11,341	10,841	10,341	18,920
58,000	59,000	17,120	15,807	15,057	14,307	13,745	13,241	12,741	12,241	11,741	11,241	10,741	19,370
59,000	60,000	17,570	16,257	15,507	14,757	14,195	13,641	13,141	12,641	12,141	11,641	11,141	19,820
60,000	61,000	18,020	16,707	15,957	15,207	14,645	14,082	13,541	13,041	12,541	12,041	11,541	20,270
61,000	62,000	18,470	17,157	16,407	15,657	15,095	14,532	13,970	13,441	12,941	12,441	11,941	20,720
62,000	63,000	18,920	17,607	16,857	16,107	15,545	14,982	14,420	13,857	13,341	12,841	12,341	21,170
63,000	64,000	19,370	18,057	17,307	16,557	15,995	15,432	14,870	14,307	13,745	13,241	12,741	21,620
64,000	65,000	19,820	18,507	17,757	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	13,641	13,141	22,070
65,000	66,500	20,270	18,957	18,207	17,457	16,895	16,332	15,770	15,207	14,645	14,082	13,541	22,520
66,500	68,000	20,945	19,632	18,882	18,132	17,570	17,007	16,445	15,882	15,320	14,757	14,195	23,195
68,000	69,500	21,620	20,307	19,557	18,807	18,245	17,682	17,120	16,557	15,995	15,432	14,870	23,870
69,500	71,000	22,295	20,982	20,232	19,482	18,920	18,357	17,795	17,232	16,670	16,107	15,545	24,545
71,000	72,500	22,970	21,657	20,907	20,157	19,595	19,032	18,470	17,907	17,345	16,782	16,220	25,220
72,500	74,000	23,645	22,332	21,582	20,832	20,270	19,707	19,145	18,582	18,020	17,457	16,895	25,895
74,000	75,500	24,320	23,007	22,257	21,507	20,945	20,382	19,820	19,257	18,695	18,132	17,570	26,570
75,500	77,000	24,995	23,682	22,932	22,182	21,620	21,057	20,495	19,932	19,370	18,807	18,245	27,245
77,000	78,500	25,670	24,357	23,607	22,857	22,295	21,732	21,170	20,607	20,045	19,482	18,920	27,920
78,500	80,000	26,345	25,032	24,282	23,532	22,970	22,407	21,845	21,282	20,720	20,157	19,595	28,595
80,000	81,500	27,020	25,707	24,957	24,207	23,645	23,082	22,520	21,957	21,395	20,832	20,270	29,270
81,500	83,000	27,695	26,382	25,632	24,882	24,320	23,757	23,195	22,632	22,070	21,507	20,945	29,945
83,000	84,500	28,370	27,057	26,307	25,557	24,995	24,432	23,870	23,307	22,745	22,182	21,620	30,620
84,500	86,000	29,045	27,732	26,982	26,232	25,670	25,107	24,545	23,982	23,420	22,857	22,295	31,295
86,000	87,500	29,720	28,407	27,657	26,907	26,345	25,782	25,220	24,657	24,095	23,532	22,970	31,970
87,500	89,000	30,395	29,082	28,332	27,582	27,020	26,457	25,895	25,332	24,770	24,207	23,645	32,666
89,000	90,500	31,070	29,757	29,007	28,257	27,695	27,132	26,570	26,007	25,445	24,882	24,320	33,416
90,500	92,000	31,745	30,432	29,682	28,932	28,370	27,807	27,245	26,682	26,120	25,557	24,995	34,166
92,000	93,500	32,420	31,107	30,357	29,607	29,045	28,482	27,920	27,357	26,795	26,232	25,670	34,916
93,500	95,000	33,166	31,782	31,032	30,282	29,720	29,157	28,595	28,032	27,470	26,907	26,345	35,666
95,000	96,500	33,916	32,457	31,707	30,957	30,395	29,832	29,270	28,707	28,145	27,582	27,020	36,416
96,500	98,000	34,666	33,207	32,382	31,632	31,070	30,507	29,945	29,382	28,820	28,257	27,695	37,166
98,000	99,500	35,416	33,957	33,124	32,374	31,745	31,182	30,620	30,057	29,495	28,932	28,370	37,916
99,500	101,000	36,166	34,707	33,874	33,040	32,420	31,857	31,295	30,732	30,170	29,607	29,045	38,666
101,000	102,500	36,916	35,457	34,624	33,790	33,165	32,540	31,970	31,407	30,845	30,282	29,720	39,416
102,500	104,000	37,666	36,207	35,374	34,540	33,915	33,290	32,665	32,082	31,520	30,957	30,395	40,166
104,000	105,500	38,416	36,957	36,124	35,290	34,665	34,040	33,415	32,790	32,195	31,632	31,070	40,916
105,500	107,000	39,166	37,707	36,874	36,040	35,415	34,790	34,165	33,540	32,915	32,307	31,745	41,666
107,000	108,500	39,916	38,457	37,624	36,790	36,165	35,540	34,915	34,290	33,665	33,040	32,420	42,416
108,500	110,000	40,666	39,207	38,374	37,540	36,915	36,290	35,665	35,040	34,415	33,790	33,165	43,166
110,000 円		41,416	39,957	39,124	38,290	37,665	37,040	36,415	35,790	35,165	34,540	33,915	43,916
110,000 円 を こえる金額	110,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 110,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額												
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人 ごとに 334 円を控除した金額													
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 334 円（これら の一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、 500 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 334 円を、上の各欄によつて 求めた税額から控除した金額													

イ 月 額 表 (四)

(注) この表において、

- (1) 法第三十八条第一項第一号及び第五号は、この法律第六条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号及び第五号とする。
- (2) 「遺族等援護法」とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法をいう。
- (3) 「扶養親族」、「不具者」、「老年者」、「寡婦」及び「勤労学生」とは、それぞれ法第八条に規定する扶養親族、不具者、老年者、寡婦及び勤労学生をいう。

(備考 税額の求め方)

- (1) まず、その者（扶養親族の数が10人をこえる者を除く。）のその月の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から334円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、500円）を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和28年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表(法第三十八
条第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

口 週 額 表 (一)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第 三十八条 第一項第 五号の規 定による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以 上	未 満	税 額										税 額	
円 700	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	給与の金額 の12%に相 当する金額
700	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	給与の金額 の14%に相 当する金額
1,400	1,450	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218
1,450	1,500	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226
1,500	1,550	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
1,550	1,600	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	243
1,600	1,650	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	252
1,650	1,700	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262
1,700	1,750	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273
1,750	1,800	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	283
1,800	1,850	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	294
1,850	1,900	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
1,900	1,950	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
2,000	2,050	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337
2,050	2,100	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	358
2,150	2,200	112	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	120	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	379
2,250	2,300	129	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390
2,300	2,350	137	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	146	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	411
2,400	2,450	154	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423
2,450	2,500	163	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	171	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,550	2,600	180	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	188	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	464
2,650	2,700	197	60	2	0	0	0	0	0	0	0	0	475
2,700	2,750	205	69	8	0	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	214	77	14	0	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	222	86	21	0	0	0	0	0	0	0	0	509
2,850	2,900	231	94	27	0	0	0	0	0	0	0	0	521
2,900	2,950	239	103	33	0	0	0	0	0	0	0	0	534
2,950	3,000	248	111	40	0	0	0	0	0	0	0	0	547
3,000	3,050	257	120	46	0	0	0	0	0	0	0	0	560
3,050	3,100	268	128	53	0	0	0	0	0	0	0	0	572
3,100	3,150	279	137	59	0	0	0	0	0	0	0	0	585
3,150	3,200	289	145	67	7	0	0	0	0	0	0	0	598
3,200	3,250	300	154	76	13	0	0	0	0	0	0	0	611
3,250	3,300	310	162	84	20	0	0	0	0	0	0	0	623
3,300	3,350	321	171	93	26	0	0	0	0	0	0	0	636
3,350	3,400	332	179	101	32	0	0	0	0	0	0	0	649
3,400	3,450	342	188	110	39	0	0	0	0	0	0	0	662
3,450	3,500	353	196	118	45	1	0	0	0	0	0	0	674
3,500	3,550	364	205	127	51	8	0	0	0	0	0	0	687
3,550	3,600	374	213	135	58	14	0	0	0	0	0	0	700
3,600	3,650	385	222	144	66	20	0	0	0	0	0	0	713
3,650	3,700	395	230	152	74	27	0	0	0	0	0	0	725
3,700	3,800	406	239	161	83	33	0	0	0	0	0	0	738
3,800	3,900	427	257	178	100	46	2	0	0	0	0	0	764
3,900	4,000	449	278	195	117	58	15	0	0	0	0	0	789
4,000	4,100	470	299	212	134	75	28	0	0	0	0	0	815

口 週 額 表 (二)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八条 第一項第五号の規定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額											税 額	
4,100	4,200	491	321	229	151	92	40	0	0	0	0	0	840	
4,200	4,300	515	342	246	168	109	53	9	0	0	0	0	866	
4,300	4,400	541	363	266	185	126	68	22	0	0	0	0	891	
4,400	4,500	566	384	287	202	143	85	35	0	0	0	0	917	
4,500	4,600	592	406	308	219	160	102	48	4	0	0	0	942	
4,600	4,700	617	427	329	236	177	119	61	16	0	0	0	969	
4,700	4,800	643	448	351	253	194	136	78	29	0	0	0	999	
4,800	4,900	668	469	372	274	211	153	95	42	0	0	0	1,029	
4,900	5,000	694	491	393	296	228	170	112	55	11	0	0	1,058	
5,000	5,100	719	515	414	317	245	187	129	70	24	0	0	1,088	
5,100	5,200	745	540	436	338	265	204	146	87	36	0	0	1,118	
5,200	5,300	770	566	457	359	286	221	163	104	49	5	0	1,148	
5,300	5,400	796	591	478	381	308	238	180	121	63	18	0	1,177	
5,400	5,500	821	617	500	402	329	256	197	138	80	31	0	1,207	
5,500	5,600	847	642	525	423	350	277	214	155	97	44	0	1,237	
5,600	5,700	872	668	551	444	371	298	231	172	114	56	13	1,267	
5,700	5,800	898	693	576	466	393	320	248	189	131	72	25	1,296	
5,800	5,900	923	719	602	487	414	341	268	206	148	89	38	1,326	
5,900	6,000	952	747	630	513	438	365	292	225	167	108	52	1,359	
6,000	6,100	986	777	660	543	463	390	317	245	187	128	70	1,394	
6,100	6,200	1,021	807	690	573	488	415	342	269	207	148	90	1,429	
6,200	6,300	1,056	837	720	603	516	440	367	294	227	168	110	1,464	
6,300	6,400	1,091	867	750	633	546	465	392	319	247	188	130	1,499	
6,400	6,500	1,126	897	780	663	576	490	417	344	271	208	150	1,534	
6,500	6,600	1,161	927	810	693	606	518	442	369	296	228	170	1,569	
6,600	6,700	1,196	957	840	723	636	548	467	394	321	248	190	1,604	
6,700	6,800	1,231	992	870	753	666	578	492	419	346	273	210	1,639	
6,800	6,900	1,266	1,027	900	783	696	608	521	444	371	298	230	1,679	
6,900	7,000	1,301	1,062	930	813	726	638	551	469	396	323	250	1,719	
7,000	7,100	1,336	1,097	960	843	756	668	581	494	421	348	275	1,759	
7,100	7,200	1,371	1,132	996	873	786	698	611	523	446	373	300	1,799	
7,200	7,300	1,406	1,167	1,031	903	816	728	641	553	471	398	325	1,839	
7,300	7,400	1,441	1,202	1,066	933	846	758	671	583	495	423	350	1,879	
7,400	7,500	1,476	1,237	1,101	964	876	788	701	613	525	448	375	1,919	
7,500	7,600	1,511	1,272	1,136	999	906	818	731	643	555	473	400	1,959	
7,600	7,700	1,546	1,307	1,171	1,034	936	848	761	673	585	498	425	1,999	
7,700	7,800	1,581	1,342	1,206	1,069	967	878	791	703	615	528	450	2,039	
7,800	7,900	1,616	1,377	1,241	1,104	1,002	908	821	733	645	558	475	2,079	
7,900	8,000	1,652	1,412	1,276	1,139	1,037	938	851	763	675	588	500	2,119	
8,000	8,200	1,692	1,447	1,311	1,174	1,072	970	891	793	705	618	530	2,159	
8,200	8,400	1,772	1,517	1,381	1,244	1,142	1,040	941	853	765	678	590	2,239	
8,400	8,600	1,852	1,587	1,451	1,314	1,212	1,110	1,008	913	825	738	650	2,319	
8,600	8,800	1,932	1,659	1,521	1,384	1,282	1,180	1,078	975	885	798	710	2,399	
8,800	9,000	2,012	1,739	1,591	1,454	1,352	1,250	1,148	1,045	945	858	770	2,479	
9,000	9,200	2,092	1,819	1,663	1,524	1,422	1,320	1,218	1,115	1,013	918	830	2,559	
9,200	9,400	2,172	1,899	1,743	1,594	1,492	1,390	1,288	1,185	1,083	981	890	2,639	
9,400	9,600	2,252	1,979	1,823	1,667	1,562	1,460	1,358	1,255	1,153	1,051	950	2,719	
9,600	9,800	2,332	2,059	1,903	1,747	1,632	1,530	1,428	1,325	1,223	1,121	1,019	2,799	
9,800	10,000	2,412	2,139	1,983	1,827	1,710	1,600	1,498	1,395	1,293	1,191	1,089	2,879	
10,000	10,200	2,492	2,219	2,063	1,907	1,790	1,673	1,568	1,465	1,363	1,261	1,159	2,959	

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案外一件

口 週 額 表 (三)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八条 第一項第 五号の規 定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		
以 上	未 満	税 額											
10,200 ^円	10,400 ^円	2,572 ^円	2,299 ^円	2,143 ^円	1,987 ^円	1,870 ^円	1,753 ^円	1,638 ^円	1,535 ^円	1,433 ^円	1,331 ^円	1,229 ^円	3,039 ^円
10,400	10,600	2,652	2,379	2,223	2,067	1,950	1,833	1,717	1,605	1,503	1,401	1,299	3,119
10,600	10,800	2,732	2,459	2,303	2,147	2,030	1,913	1,797	1,680	1,573	1,471	1,369	3,199
10,800	11,000	2,812	2,539	2,383	2,227	2,110	1,993	1,877	1,760	1,643	1,541	1,439	3,289
11,000	11,200	2,892	2,619	2,463	2,307	2,190	2,073	1,957	1,840	1,723	1,611	1,509	3,379
11,200	11,400	2,972	2,699	2,543	2,387	2,270	2,153	2,037	1,920	1,803	1,686	1,579	3,469
11,400	11,600	3,052	2,779	2,623	2,467	2,350	2,233	2,117	2,000	1,883	1,766	1,649	3,559
11,600	11,800	3,132	2,859	2,703	2,547	2,430	2,313	2,197	2,080	1,963	1,846	1,729	3,649
11,800	12,000	3,214	2,939	2,783	2,627	2,510	2,393	2,277	2,160	2,043	1,926	1,809	3,739
12,000	12,200	3,304	3,019	2,863	2,707	2,590	2,473	2,357	2,240	2,123	2,006	1,889	3,829
12,200	12,400	3,394	3,099	2,943	2,787	2,670	2,553	2,437	2,320	2,203	2,086	1,969	3,919
12,400	12,600	3,484	3,179	3,023	2,867	2,750	2,633	2,517	2,400	2,283	2,166	2,049	4,009
12,600	12,800	3,574	3,267	3,103	2,947	2,830	2,713	2,597	2,480	2,363	2,246	2,129	4,099
12,800	13,000	3,664	3,357	3,183	3,027	2,910	2,793	2,677	2,560	2,443	2,326	2,209	4,189
13,000	13,200	3,754	3,447	3,271	3,107	2,990	2,873	2,757	2,640	2,523	2,406	2,289	4,279
13,200	13,400	3,844	3,537	3,361	3,187	3,070	2,953	2,837	2,720	2,603	2,486	2,369	4,369
13,400	13,600	3,934	3,627	3,451	3,276	3,159	3,033	2,917	2,800	2,683	2,566	2,449	4,459
13,600	13,800	4,024	3,717	3,541	3,366	3,234	3,113	2,997	2,880	2,763	2,646	2,529	4,549
13,800	14,000	4,114	3,807	3,631	3,456	3,324	3,193	3,077	2,960	2,843	2,726	2,609	4,639
14,000	14,200	4,204	3,897	3,721	3,546	3,414	3,283	3,157	3,040	2,923	2,806	2,689	4,729
14,200	14,400	4,294	3,987	3,811	3,636	3,504	3,373	3,242	3,120	3,003	2,886	2,769	4,819
14,400	14,600	4,384	4,077	3,901	3,726	3,594	3,463	3,332	3,200	3,083	2,966	2,849	4,909
14,600	14,800	4,474	4,167	3,991	3,816	3,684	3,553	3,422	3,290	3,163	3,046	2,929	4,999
14,800	15,000	4,564	4,257	4,081	3,906	3,774	3,643	3,512	3,380	3,249	3,126	3,009	5,089
15,000	15,350	4,654	4,347	4,171	3,996	3,864	3,733	3,602	3,470	3,339	3,207	3,089	5,179
15,350	15,700	4,811	4,504	4,329	4,153	4,022	3,890	3,759	3,628	3,496	3,365	3,233	5,336
15,700	16,050	4,969	4,662	4,486	4,311	4,179	4,048	3,917	3,785	3,654	3,522	3,391	5,494
16,050	16,400	5,126	4,819	4,644	4,468	4,337	4,205	4,074	3,943	3,811	3,680	3,548	5,651
16,400	16,750	5,284	4,977	4,801	4,626	4,494	4,363	4,232	4,100	3,969	3,837	3,706	5,809
16,750	17,100	5,441	5,134	4,959	4,783	4,652	4,520	4,389	4,258	4,126	3,995	3,863	5,966
17,100	17,450	5,599	5,292	5,116	4,941	4,809	4,678	4,547	4,415	4,284	4,152	4,021	6,124
17,450	17,800	5,756	5,449	5,274	5,098	4,967	4,835	4,704	4,573	4,441	4,310	4,178	6,281
17,800	18,150	5,914	5,607	5,431	5,256	5,124	4,993	4,862	4,730	4,599	4,467	4,336	6,439
18,150	18,500	6,071	5,764	5,589	5,413	5,282	5,150	5,019	4,888	4,756	4,625	4,493	6,596
18,500	18,850	6,229	5,922	5,746	5,571	5,439	5,308	5,177	5,045	4,914	4,782	4,651	6,754
18,850	19,200	6,386	6,079	5,904	5,728	5,597	5,465	5,334	5,203	5,071	4,940	4,808	6,911
19,200	19,550	6,544	6,237	6,061	5,886	5,754	5,623	5,492	5,360	5,229	5,097	4,966	7,069
19,550	19,900	6,701	6,394	6,219	6,043	5,912	5,780	5,649	5,518	5,386	5,255	5,123	7,226
19,900	20,250	6,859	6,552	6,376	6,201	6,069	5,938	5,807	5,675	5,544	5,412	5,281	7,384
20,250	20,600	7,016	6,709	6,534	6,358	6,227	6,095	5,964	5,833	5,701	5,570	5,438	7,541
20,600	20,950	7,174	6,867	6,691	6,516	6,384	6,253	6,122	5,990	5,859	5,727	5,596	7,713
20,950	21,300	7,331	7,024	6,849	6,673	6,542	6,410	6,279	6,148	6,016	5,885	5,753	7,889
21,300	21,650	7,489	7,182	7,006	6,831	6,699	6,568	6,437	6,305	6,174	6,042	5,911	8,063
21,650	22,000	7,655	7,339	7,164	6,988	6,857	6,725	6,594	6,463	6,331	6,200	6,068	8,238
22,000	22,350	7,830	7,497	7,321	7,146	7,014	6,883	6,752	6,620	6,489	6,357	6,226	8,413
22,350	22,700	8,005	7,664	7,479	7,303	7,172	7,040	6,909	6,778	6,646	6,515	6,383	8,588
22,700	23,050	8,180	7,839	7,644	7,461	7,329	7,198	7,067	6,935	6,804	6,672	6,541	8,763
23,050	23,400	8,355	8,014	7,819	7,624	7,487	7,355	7,224	7,093	6,961	6,830	6,698	8,938
23,400	23,750	8,530	8,189	7,994	7,799	7,653	7,513	7,382	7,250	7,119	6,987	6,856	9,113
23,750	24,100	8,705	8,364	8,169	7,974	7,828	7,682	7,539	7,408	7,276	7,145	7,013	9,288

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案外一件

口 過 額 表 (四)

その週の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 法第三十八条 第二項第五号の規 定による 税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上 未 満		税 額												税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
24,100	24,450	8,880	8,539	8,344	8,149	8,003	7,857	7,711	7,565	7,434	7,302	7,171	9,463	
24,450	24,800	9,055	8,714	8,519	8,324	8,178	8,032	7,886	7,740	7,594	7,460	7,328	9,638	
24,800	25,150	9,230	8,889	8,694	8,499	8,353	8,207	8,061	7,915	7,769	7,623	7,486	9,813	
25,150	25,500	9,405	9,064	8,869	8,674	8,528	8,382	8,236	8,090	7,944	7,798	7,652	9,988	
25,500円		9,580	9,239	9,044	8,849	8,703	8,557	8,411	8,265	8,119	7,973	7,827	10,163	
25,500 円を こえる金額		25,500 円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500 円を こえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額												10,163円に、 その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち 25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額														
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに78円(これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、117円)を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき78円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

(注) この表において、

- (1) 法第三十八条第一項第一号及び第五号は、この法律第六条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号及び第五号とする。
- (2) 「遺族等援護法」とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法をいう。
- (3) 「扶養親族」、「不具者」、「老年者」、「寡婦」及び「勤労学生」とは、それぞれ法第八条に規定する扶養親族、不具者、老年者、寡婦及び勤労学生をいう。

(備考 税額の求め方)

- (1) まず、その者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く)のその週の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 78 円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117 円)を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和28年1月から3月までの給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表 (一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八条 第一項第 五号の規 定による 税 額	丙 法第 三十八条 第一項第 六号の規 定による 税 額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											給与の金額の 12%に相当す る金額	給与の金額の 14%に相当す る金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
100円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	270	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	280	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	290	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
290	300	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	310	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
310	320	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	330	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
330	340	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	350	21	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
350	360	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	370	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
370	380	26	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	390	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
390	400	29	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	410	31	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
410	420	33	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	430	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
430	440	37	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
440	450	39	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
450	460	41	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
460	470	44	22	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
470	480	46	23	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
480	490	48	25	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
490	500	50	27	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
500	510	52	29	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
510	520	54	30	19	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0
520	530	56	32	21	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0
530	540	58	34	22	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0
540	550	61	35	24	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0
550	560	63	38	26	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0
560	570	65	40	28	16	8	2	0	0	0	0	0	0	0
570	580	67	42	29	18	10	3	0	0	0	0	0	0	0
580	590	69	45	31	20	11	4	0	0	0	0	0	0	0
590	600	71	47	33	21	13	6	0	0	0	0	0	0	0
600	620	73	49	34	23	15	7	1	0	0	0	0	0	0
620	640	79	53	39	27	18	10	3	0	0	0	0	0	0
640	660	84	57	43	30	22	13	6	0	0	0	0	0	0
660	680	89	62	48	33	25	17	8	2	0	0	0	0	0
680	700	94	66	52	38	28	20	12	4	0	0	0	0	0
700	720	99	70	56	42	32	23	15	7	1	0	0	0	0
720	740	104	75	60	46	35	27	18	10	3	0	0	0	0
740	760	109	80	65	51	40	30	22	13	6	0	0	0	0
760	780	114	85	69	55	44	34	25	17	8	2	0	0	0
780	800	119	90	73	59	49	38	29	20	12	5	0	0	0
800	820	124	95	78	63	53	42	32	24	15	7	1	0	0
													181	29

ハ 日 額 表 (二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税 額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人			10 人
以 上	未 満	税 額										税 額	税 額	
820	840	130	100	83	68	57	47	35	27	19	10	3	186	32
840	860	135	106	89	72	62	51	41	31	22	14	6	193	36
860	880	141	112	95	78	67	56	46	35	26	18	9	200	39
880	900	148	118	101	84	71	61	51	40	30	22	13	207	43
900	920	155	124	107	90	77	66	56	45	34	26	17	214	46
920	940	162	130	113	96	83	71	61	50	40	30	21	221	50
940	960	169	136	119	102	89	77	66	55	35	34	25	228	54
960	980	176	142	125	108	95	83	71	60	50	39	29	235	58
980	1,000	183	149	131	114	101	89	76	65	55	44	33	243	63
1,000	1,020	190	156	137	120	107	95	82	70	60	49	39	251	67
1,020	1,040	197	163	143	126	113	101	88	76	65	54	44	259	71
1,040	1,060	204	170	150	132	119	107	94	82	70	59	49	267	75
1,060	1,080	211	177	157	138	125	113	100	88	75	64	54	275	80
1,080	1,100	218	184	164	145	131	119	106	94	81	69	59	283	84
1,100	1,120	225	191	171	152	137	125	112	100	87	74	64	291	88
1,120	1,140	232	198	178	159	144	131	118	106	93	80	69	299	92
1,140	1,160	240	205	185	166	151	137	124	112	99	86	74	307	96
1,160	1,180	248	212	192	173	158	143	130	118	105	92	80	315	102
1,180	1,200	256	219	199	180	165	150	136	124	111	98	86	323	108
1,200	1,220	264	226	206	187	172	157	143	130	117	104	92	331	114
1,220	1,240	272	233	213	194	179	164	150	136	123	110	98	339	120
1,240	1,260	280	241	220	201	186	171	157	142	129	116	104	347	126
1,260	1,280	288	249	227	208	193	178	164	149	135	122	110	355	132
1,280	1,300	296	257	234	215	200	185	171	156	141	128	116	363	138
1,300	1,330	304	265	242	222	207	192	178	163	148	134	122	371	144
1,330	1,360	316	277	254	232	218	203	188	174	159	144	131	383	153
1,360	1,390	328	289	266	244	228	213	199	184	169	155	140	395	162
1,390	1,420	340	301	278	256	239	224	209	195	180	165	150	407	171
1,420	1,450	352	313	290	268	251	234	220	205	190	176	161	419	180
1,450	1,480	364	325	302	280	263	246	230	216	201	186	171	431	190
1,480	1,510	376	337	314	292	275	258	241	226	211	197	182	443	200
1,510	1,540	388	349	326	304	287	270	253	237	222	207	192	455	211
1,540	1,570	400	361	338	316	299	282	265	249	232	218	203	467	221
1,570	1,600	412	373	350	328	311	294	277	261	244	228	213	481	232
1,600	1,630	424	385	362	340	323	306	289	273	256	239	224	494	242
1,630	1,660	436	397	374	352	335	318	301	285	268	251	234	508	253
1,660	1,690	448	409	386	364	347	330	313	297	280	263	246	521	263
1,690	1,720	460	421	398	376	359	342	325	309	292	275	258	535	274
1,720	1,750	473	433	410	388	371	354	337	321	304	287	270	548	284
1,750	1,780	487	445	422	400	383	366	349	333	316	299	282	562	295
1,780	1,810	500	456	434	412	395	378	361	345	328	311	294	575	305
1,810	1,840	514	470	446	424	407	390	373	357	340	323	306	589	316
1,840	1,870	527	483	458	436	419	402	385	369	352	335	318	602	327
1,870	1,900	541	497	471	448	431	414	397	381	364	347	330	616	339
1,900	1,930	554	510	485	460	443	426	409	393	376	359	342	629	351
1,930	1,960	568	524	498	473	455	438	421	405	388	371	354	643	363
1,960	1,990	581	537	512	487	468	450	433	417	400	383	366	656	375
1,990	2,020	595	551	525	500	481	462	445	429	412	395	378	670	387
2,020	2,050	608	564	539	514	495	476	457	441	424	407	390	683	399
2,050	2,080	622	578	552	527	508	489	470	453	436	419	402	697	411
2,080	2,110	635	591	566	541	522	503	484	465	448	431	414	710	423
2,110	2,140	646	605	579	554	535	516	497	479	460	443	426	724	435
2,140	2,170	662	618	593	568	549	530	511	492	473	455	438	737	447
2,170	2,200	676	632	606	581	562	543	524	506	487	468	450	751	459
2,200	2,250	689	645	620	595	576	557	538	519	500	481	462	764	471

ハ 日 額 表 (三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 条第一 項第五 号の規 定による 税 額	丙 法第 三十八 条第一 項第六 号の規 定による 税 額	
		扶 養 親 族 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以上	未満	税 額											税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,250	2,300	712	668	642	617	598	579	560	542	523	504	485	787	491	
2,300	2,350	734	690	665	640	621	602	583	564	545	526	507	809	511	
2,350	2,400	757	713	687	662	643	624	605	587	568	549	530	832	531	
2,400	2,450	779	735	710	685	666	647	628	609	590	571	552	854	551	
2,450	2,500	802	758	732	707	688	669	650	632	613	594	575	877	571	
2,500	2,550	824	780	755	730	711	692	673	654	635	616	597	899	591	
2,550	2,600	847	803	777	752	733	714	695	677	658	639	620	922	611	
2,600	2,650	869	825	800	775	756	737	718	699	680	661	642	944	632	
2,650	2,700	892	848	822	797	778	759	740	722	703	684	665	967	654	
2,700	2,750	914	870	845	820	801	782	763	744	725	706	687	989	677	
2,750	2,800	937	893	867	842	823	804	785	767	748	729	710	1,012	699	
2,800	2,850	959	915	890	865	846	827	808	789	770	751	732	1,034	722	
2,850	2,900	982	938	912	887	868	849	830	812	793	774	755	1,057	744	
2,900	2,950	1,004	960	935	910	891	872	853	834	815	796	777	1,079	767	
2,950	3,000	1,027	983	957	932	913	894	875	857	838	819	800	1,104	789	
3,000	3,050	1,049	1,005	980	955	936	917	898	879	860	841	822	1,129	812	
3,050	3,100	1,072	1,028	1,002	977	958	939	920	902	883	864	845	1,154	834	
3,100	3,150	1,096	1,050	1,025	1,000	981	962	943	924	905	886	867	1,179	857	
3,150	3,200	1,121	1,073	1,047	1,022	1,003	984	965	947	928	909	890	1,204	879	
3,200	3,250	1,146	1,097	1,070	1,045	1,026	1,007	988	969	950	931	912	1,229	902	
3,250	3,300	1,171	1,122	1,094	1,067	1,048	1,029	1,010	992	973	954	935	1,254	924	
3,300	3,350	1,196	1,147	1,119	1,091	1,071	1,052	1,033	1,014	995	976	957	1,279	947	
3,350	3,400	1,221	1,172	1,144	1,116	1,095	1,074	1,055	1,037	1,018	999	980	1,304	969	
3,400	3,450	1,246	1,197	1,169	1,141	1,120	1,099	1,078	1,059	1,040	1,021	1,002	1,329	992	
3,450	3,500	1,271	1,222	1,194	1,166	1,145	1,124	1,103	1,082	1,063	1,044	1,025	1,354	1,014	
3,500	3,550	1,296	1,247	1,219	1,191	1,170	1,149	1,128	1,107	1,086	1,066	1,047	1,379	1,037	
3,550	3,600	1,321	1,272	1,244	1,216	1,195	1,174	1,153	1,132	1,111	1,090	1,070	1,404	1,059	
3,600	3,650	1,346	1,297	1,269	1,241	1,220	1,199	1,178	1,157	1,136	1,115	1,094	1,429	1,082	
3,650	3,700	1,371	1,322	1,294	1,266	1,245	1,224	1,203	1,182	1,161	1,140	1,119	1,454	1,104	
3,700円		1,396	1,347	1,319	1,291	1,270	1,249	1,228	1,207	1,186	1,165	1,144	1,479	1,127	
3,700 円 を		3,700 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち											1,479 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額		
こえる金額		3,700 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											1,127 円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 3,700 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額		
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額														—	—
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 12 円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、17 円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者 1 人につき 12 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														—	—

ハ 日 額 表 (四)

(注) この表において、

- (1) 法第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号は、この法律第六条第一項の規定により読み替えられた法第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号とする。
- (2) 「遺族等援護法」とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法をいう。
- (3) 「扶養親族」、「不具者」、「老年者」、「寡婦」及び「勤労学生」とは、それぞれ法第八条に規定する扶養親族、不具者、老年者、寡婦及び勤労学生をいう。

(備考 税額の求め方)

- (1) まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその日の給与の金額から、その者が当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円(これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円)を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 昭和28年1月から3月までの退職所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額	給与の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
151,000	152,000	0	210,000	212,000	5,000	340,000	344,000	19,250	560,000	564,000	51,250
151,000	152,000	75	212,000	214,000	5,200	344,000	348,000	19,750	564,000	568,000	51,950
152,000	153,000	150	214,000	216,000	5,400	348,000	352,000	20,250	568,000	572,000	52,650
153,000	154,000	225	216,000	218,000	5,600	352,000	356,000	20,750	572,000	576,000	53,350
154,000	155,000	300	218,000	220,000	5,800	356,000	360,000	21,250	576,000	580,000	54,050
155,000	156,000	375	220,000	222,000	6,000	360,000	364,000	21,750	580,000	584,000	54,750
156,000	157,000	450	222,000	224,000	6,200	364,000	368,000	22,250	584,000	588,000	55,450
157,000	158,000	525	224,000	226,000	6,400	368,000	372,000	22,750	588,000	592,000	56,150
158,000	159,000	600	226,000	228,000	6,600	372,000	376,000	23,250	592,000	596,000	56,850
159,000	160,000	675	228,000	230,000	6,800	376,000	380,000	23,750	596,000	600,000	57,550
160,000	161,000	750	230,000	232,000	7,000	380,000	384,000	24,250	600,000	604,000	58,250
161,000	162,000	825	232,000	234,000	7,200	384,000	388,000	24,750	604,000	608,000	58,950
162,000	163,000	900	234,000	236,000	7,400	388,000	392,000	25,250	608,000	612,000	59,650
163,000	164,000	975	236,000	238,000	7,600	392,000	396,000	25,800	612,000	616,000	60,350
164,000	165,000	1,050	238,000	240,000	7,800	396,000	400,000	26,400	616,000	620,000	61,050
165,000	166,000	1,125	240,000	242,000	8,000	400,000	404,000	27,000	620,000	624,000	61,750
166,000	167,000	1,200	242,000	244,000	8,200	404,000	408,000	27,600	624,000	628,000	62,450
167,000	168,000	1,275	244,000	246,000	8,400	408,000	412,000	28,200	628,000	632,000	63,150
168,000	169,000	1,350	246,000	248,000	8,600	412,000	416,000	28,800	632,000	636,000	63,850
169,000	170,000	1,425	248,000	250,000	8,800	416,000	420,000	29,400	636,000	640,000	64,550
170,000	171,000	1,500	250,000	252,000	9,000	420,000	424,000	30,000	640,000	644,000	65,250
171,000	172,000	1,575	252,000	254,000	9,200	424,000	428,000	30,600	644,000	648,000	65,950
172,000	173,000	1,650	254,000	256,000	9,400	428,000	432,000	31,200	648,000	652,000	66,650
173,000	174,000	1,725	256,000	258,000	9,600	432,000	436,000	31,800	652,000	656,000	67,350
174,000	175,000	1,800	258,000	260,000	9,800	436,000	440,000	32,400	656,000	660,000	68,050
175,000	176,000	1,875	260,000	262,000	10,000	440,000	444,000	33,000	660,000	664,000	68,750
176,000	177,000	1,950	262,000	264,000	10,200	444,000	448,000	33,600	664,000	668,000	69,450
177,000	178,000	2,025	264,000	266,000	10,400	448,000	452,000	34,200	668,000	672,000	70,150
178,000	179,000	2,100	266,000	268,000	10,600	452,000	456,000	34,800	672,000	676,000	70,850
179,000	180,000	2,175	268,000	270,000	10,800	456,000	460,000	35,400	676,000	680,000	71,550
180,000	181,000	2,250	270,000	272,000	11,000	460,000	464,000	36,000	680,000	684,000	72,250
181,000	182,000	2,325	272,000	274,000	11,200	464,000	468,000	36,600	684,000	688,000	72,950
182,000	183,000	2,400	274,000	276,000	11,400	468,000	472,000	37,200	688,000	692,000	73,650
183,000	184,000	2,475	276,000	278,000	11,600	472,000	476,000	37,800	692,000	696,000	74,350
184,000	185,000	2,550	278,000	280,000	11,800	476,000	480,000	38,400	696,000	700,000	75,050
185,000	186,000	2,625	280,000	282,000	12,000	480,000	484,000	39,000	700,000	704,000	75,750
186,000	187,000	2,700	282,000	284,000	12,200	484,000	488,000	39,600	704,000	708,000	76,450
187,000	188,000	2,775	284,000	286,000	12,400	488,000	492,000	40,200	708,000	712,000	77,150
188,000	189,000	2,850	286,000	288,000	12,600	492,000	496,000	40,800	712,000	716,000	77,850
189,000	190,000	2,925	288,000	290,000	12,800	496,000	500,000	41,400	716,000	720,000	78,550
190,000	191,000	3,000	290,000	292,000	13,000	500,000	504,000	42,000	720,000	724,000	79,250
191,000	192,000	3,100	292,000	294,000	13,250	504,000	508,000	42,600	724,000	728,000	80,000
192,000	193,000	3,200	294,000	296,000	13,500	508,000	512,000	43,200	728,000	732,000	80,750
193,000	194,000	3,300	296,000	298,000	13,750	512,000	516,000	43,800	732,000	736,000	81,500
194,000	195,000	3,400	298,000	300,000	14,000	516,000	520,000	44,400	736,000	740,000	82,250
195,000	196,000	3,500	300,000	304,000	14,250	520,000	524,000	45,000	740,000	744,000	83,000
196,000	197,000	3,600	304,000	308,000	14,750	524,000	528,000	45,600	744,000	748,000	83,750
197,000	198,000	3,700	308,000	312,000	15,250	528,000	532,000	46,200	748,000	752,000	84,500
198,000	199,000	3,800	312,000	316,000	15,750	532,000	536,000	46,800	752,000	756,000	85,250
199,000	200,000	3,900	316,000	320,000	16,250	536,000	540,000	47,400	756,000	760,000	86,000
200,000	202,000	4,000	320,000	324,000	16,750	540,000	544,000	48,000	760,000	764,000	86,750
202,000	204,000	4,200	324,000	328,000	17,250	544,000	548,000	48,600	764,000	768,000	87,500
204,000	206,000	4,400	328,000	332,000	17,750	548,000	552,000	49,200	768,000	772,000	88,250
206,000	208,000	4,600	332,000	336,000	18,250	552,000	556,000	49,800	772,000	776,000	89,000
208,000	210,000	4,800	336,000	340,000	18,750	556,000	560,000	50,400	776,000	780,000	89,750

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 昭和二十八年分所得稅の臨時特例等に関する法律案外一件

(備考 税額の求め方) 給与の金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「税額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与の金額について徴収すべき税額である。

本案は、民生の安定と資本蓄積の促進に資するため、昭和二十八年度に

たそれとすることはあります。

次に食糧管理特別会計の歳入不足を

入金に關する法律案について御報告を申し上げます。

本案は、食糧管理特別会計において昭和二十七年に生ずることが予定される歳入不足百十四億六千万円を補填するため、その不足額を一般会計から本会計に繰入れることができることとしようとするものでございます。即ち昭和二十七年産米の消費者価格及び生産者価格の改訂措置等に伴つて生ずる不足金七十八億四千万円、昭和二十六年産米の売買差損二十一億四千万円、昭和二十六年産米につき奨励金を支払つたことによる不足金十億四千万円、その他、学校給食用輸入小麦の売却に伴つて生ずる不足金十四億四千万円の合計額から、加工米等の売払に伴う歳入増加見込分八億四千万円を差し引いた差額百十四億六千万円を、昭和二十七年に於いて一般会計から本会計に繰入れることができるようにしようとするものであります。

本案審議に當りましては、食糧管理のあり方、この会計における来年度の歳入不足の見込、半量給食、検査官の超過勤務手当支給等についての質疑が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、木村委員、菊川委員及び堀本委員からそれ／＼反対の意見が述べられ、又松永委員及び小林委員からそれぞれ賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案に對し、討論の通告がございまして。発言を許します。小林政夫君。

〔小林政夫君登壇〕

○小林政夫君 時間が制約されましたので、少し早口になりましたが、お聞き取りにいくと思ひますが、御了承を願ひます。

私は、只今上程されました昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案に賛成いたします。

特に本法律案は、本員が強く要望しておりました社会保険料控除の制度を設け、又勤労控除の最高限額引上げようとするものでありますから、欣快の情を以て賛成する次第であります。私がここに於て賛成討論に立ちましたゆゑは、本院大蔵常任委員会の意向を尊重された大蔵省主税当局に敬意を表すると共に、本臨時特例を二十八年度において基本法に織込むに當り、その他の税制について併せて考慮されるべき問題を指摘せんがためであります。

先ず第一に、所得税についてであります。政府は大蔵常任委員会において、今回の臨時特例を基本法に織込み、本格的な改正をする。富裕税を廃止して、現在の所得区分の最高限二百万円の上に二階級くらいを設けて、最高税率を六五％程度に引上げる。その結果、地方税を加えて最高七八％程度の税率になる。有価証券の譲渡所得税を廃止して、有価証券移転税を起

す。右の有価証券の譲渡所得税廃止との権衡を期するため、他の譲渡所得、例えば森林所得、不動産譲渡所得等についても負担の緩和を図る。変動所得の平均課税の方法を簡素化する。生命保険料年四千円の控除額を引上げる。源泉徴収課税の税率五〇％を或る程度引下げると言明があつたのであります。必ずその言明通りに是非実行されるべきは勿論であります。更に私は勤労控除について一段の考慮が払

わなければならないと思ひます。そも勤労控除という呼称は、呼称自体が改められるべきであり、勤労という言葉句に反感されて誤解されたり、的はずれの不権衡論が唱えられたりするのであります。勤労控除という言葉が税法中に使つてあるわけではなく、ただ簡潔な慣用語に過ぎないのであります。政府の用語として、給与控除とでも訂正使用されたらよいと思ひます。

さて給与控除でございますが、この控除を設ける根拠を、政府は、給与所得は他の所得に比べて担税力が弱いといふことと、給与所得については、必要経費を細かく計算して控除しないといふ二つの理由にしておりますが、シャープ博士の論駁によるまでもなく、私は表面的なこじつけ理由に過ぎないと思ひます。政府の理由とすると、この二点は、いずれも基礎控除の設定によつて解決されております。私は理論ではなしに、實際上、給与控除は必要であるとするものであります。實際の課税能力、所得把握の的確度の差

異にその設定の根拠があります。このことは徴税機關を現地調査することによつて実証されるのであります。この給与控除は、二十五年四月の税制改正で、二五％から一五％に引下げられ、最高限を三万円と定められたのであります。このたびの改正で、この最高限が五割増の四万五千円とされるわけでありまして、控除率を旧に復せといふ意見もございまして、率の引上げは減収額を著しく大きくする。例えば最高限を三万円に据え置いて、率を五％引上げて二〇％にした場合にも、二十七年年度の年換算減収見込は五十五億四千

百万円となるのであります。現状では、率の引上げは望ましいことではあります。最高限を五万円とする場合には、今次の補正予算に対する減収見込額は三億一千四百万円であり、年換算十七億五千四百円、六万円の場場合には年換算三十九億七千六百万円となります。この程度のことならばできるはずであります。最高限を四万五千円とする根拠として、政府は、民間産業労働者の給与ベースが、二十五年四月を一〇〇とした場合に、二十七年九月は一四九・九となつてゐるというやうな資料を提出したのであります。同時に提出された国家公務員の給与ベースは二十五年四月を一〇〇として、二十七年十一月は二〇三・三となつてゐる。民間産業労働者のベース・アップ率は、私として納得べき点もあり、給与控除の最高限は四万五千円よりいさ少し引上げらるべきものと思ひます。

第二に、法人税については、政府は、普通税を下げた超過所得税と二本連にしろという議論、下のほうの税率を下げろという議論、いずれにも現状においては賛成できないという、特に後者、即ち少額所得法人の税率を下げたらどうかという意見に對しましては、来年度に所得税の上の階級を上げる関係もありまして、又今日依然として法人成が多いという点から考えても、賛成できないのであります。資本蓄積に資するため、価格変動準備金、貸倒れ準備金、産業合理化法に基く特別償却については、できる限り範圍の拡大、限度の引上げ等を行いたいとのことであるが、いささか自分が見解を異にするのであります。勿論、法人税率四二％を据え置くことを前提とするならば、諸準備金、特別償却の範圍の拡大、限度の引上げは望ましいことではあります。併し少額所得法人は殆んどこれらの特別軽減措置の恩恵には浴してゐないのであります。これら特別軽減措置による二十七年法人税の減収見込額は、価格変動準備金の損金算入により三十億八千五百万円、退職給付引当金の損金算入により百二十二億三千八百万円、貸倒れ準備金の損金算入限度引上により二十三億六千四百万円、租税特別措置法による法定償却額の五割増償却により二十一億九千九百

万円、企業合理化法及び租税特別措置法による初年度二分の一の特別償却により十九億六千三百万円、計二百十八億三千五百万円となり、二十七年法

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外一件

人税総額千八百七十九億九千九百四万円にこれを加えれば、これら特別軽減措置のなかつた場合の法人税総額となる。即ち二千九百八十八億二千六百万円である。

す。米英においても少額所得法人には免税点を設けてあり、税率も下げてあります。所得税の上の階級を増徴するからというようなことは、法人税制を説をとる現行法規の建前では反対理由にならないし、法人成が相当現今でも多いということは税法に対する無知のためであります。所得階級のどこに位置するかによつて個人事業者は法人成によつて必ずしも有利ではないはずであります。

次に再評価はもう一回認めるべきであるかどうか。政府は今考えているようであり、前回の基準時より卸売物価の水準は七割程度上つていて、これもまた、又前回の不況企業も今では好況企業となつてきているものもあり、企業の業態に著しい変化のある以上、もう一回と言わず、何回でも、日本経済が完全に落ち着くまで、再評価の機会を企業に与えるべきであると思ひます。

第三に相続税について。贈与を一生累積するということと同時に、税率控除についても検討考究の上、緩和を図るべきであると思ひます。

第四に間接税についてであります。酒税は、今なお依然として密造は後を絶たない。官憲によつた取締は蠅を追うに似たような状態で、一向に徹底してない。併しこれは、やはり経済的に撲滅する以外に途はないのであります。低級酒の税率を下げるべきであると思ひます。税率を下げてでも売行きの増加で減収にはならないと思ひます。

物品税は、課税品目、税率、免税点等について、社会経済事情の変化をも考慮に入れて再検討すべきであると思ひます。

以上、二十八年度税制改正に対する政府の方針に対比しつつ私の意見を述べたのであります。この際、私は自分で計算してみても、その数字の結果に驚いた事実を諸君に告げなければならぬ。それは所得税の納税人員についてであります。国民ひとしく口を開けば税の軽減と訴え、私は極く最近まで思つておりました。ところが源泉所得税の納税者数は八百六十三万三千人であり、申告所得税の納税者数は三百七十七万人であります。所得税の直接の納税者は合計千八百四十万人であります。納税者一人当りの扶養人員は、源泉所得税納税者において一・六九人、申告所得税納税者においては平均四・一五人であります。扶養人員を含む所得税納税者と申しますか、所得税の軽減が恩恵として受取れる国民の数は三千九百五十四万八千人であります。八千五百万人の総国民人口のうちで、そのほかの四千五百四十五万二千人は、所得税の軽減によつては、いささかも収入増にならない人たちであります。即ち、子供も、老人も、妻も、それらの納税者側にも加へ、納税しない側にも加へて、国民の五三・五は所得税には縁のない人たちである。国民皆貧、国民ひとしく貧乏になつた我が国の現状においては、堪えがたくとも課税所得を持つ者は上層階級に属するわけであり、大衆課税というところがよく言われておりますけれども、我が国の現状においては言葉の厳密な意味においては当たらない。強いて大衆課税と言ふならば、納税者中の大衆課税と言ふなければならぬ。(然りと呼ぶ者あり)とまれ二十八年度は政府の構想通り実施するとして、源泉所得税において約六百億、申告所得税で二百億、合せて八百億程度の税法上の減税となります。一方に要生活保護者は飢えに泣き、国民健康保険は危急を告げ、老朽校舎は幼児の生命をおびやかすつあり、中小企業は崩壊に瀕しつつあるであります。為政者としては減税のみで事足るものではないという心を銘記すべきであると思ひます。

以上を以て私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。先づ昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、日本国憲法第八條の規定による議決案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること(御異議ございませんか)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。内閣委員長竹下登次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲げ〕

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年十二月十七日

衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、日本国憲法第八條の規定による議決案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすること(御異議ございませんか)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。内閣委員長竹下登次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲げ〕

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年十二月十七日
衆議院議長 大野 伴陸
参議院議長 佐藤尚武
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「外務省研修所」を

「外務省研修所
神戸移住あつ、旋所」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(神戸移住あつ、旋所)

第十五条の二 神戸移住あつ、旋所は、外国に移住しようとする者に對し、移住に必要な教養を授け、及び渡航に必要な手續をあつ、旋する機関とする。

2 神戸移住あつ、旋所は、神戸市に置く。

3 神戸移住あつ、旋所に、所長を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除く外、神戸移住あつ、旋所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国憲法第八条の規定による議決案

右本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月九日

衆議院議長 大野 伴陸

参議院議長 佐藤 尚武殿

日本国憲法第八条の規定による議決案

日本国憲法第八条の規定による議決案

宣仁親王は、皇室経済法施行法第二

条第二号に規定するものの外、親

光及び厚生施設の利用に供するため、昭和二十八年三月三十一日までの間において、その所有に係る福島県所在の土地及び家屋（これらの価額二百五十八万四千七百七円）を同県に對し賜与することができ。

〔竹下豐次君登壇、拍手〕

○竹下豐次君 外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

先ず順序をいたしましてこの法律案提出の理由を御報告いたします。海外移住に関する行政事務は、外務省所管事項として外務省設置法に明記してあるところであり、海外移住者は漸次増加の傾向にあり、現に二、三の關係諸国においては日本移民誘致について具体的な計画を進めつつあります。この際、我が國としては優秀な移民をますます多く且つ円滑に送り出すよう努めなければなりません。このため、移住に必要な教養を授け、及びその渡航手續を轉旋する機関として、神戸移住轉旋所を設置し、これを運営する必要があるわけであり、一部を改正する法律案を提出いたすことに相成つたのであります。

内閣委員会は予備審査を合せて委員会を二回開きまして、本法律案の審議に當つたのであります。この審議の結果明らかになつた主要な点を御報告いたします。

その第一点は現在の移民状況についてであります。現在移民の可能な國は南米の數カ國であり、これに計画移民と呼称せしめられた二種類がございます。上塚司氏の計画によるアマゾン移民五千家族が昨年十月ブラジル政府の許可を得たのを初めといたしまして、パラグアイ農業移民計画（百二十家族）も正式に許可されており、最近にはブラジル在住松原太郎氏の四千家族農業移民計画も同國政府の許可を得るに至りました。又他方、現地在留邦人による就職保証その他の方法によるブラジル、アルゼンチン等への呼寄せ移民も漸次増大しつつあり、今後年間二三千人に達するものと見られておるものであります。右のうちアマゾン計画移民及び松原計画移民は、現地の受入態勢が現在整備されておられませんので、本格的な送出は来年度にならないと実施がでない現状であります。が、来年度においては各三百七十家族及び二百家族の導入が許可されておられ、又アマゾン移民の一部十八家族は本月二十七日神戸出帆予定の船で送出することになっておるのであります。なおパラグアイ移民も近く具体化するものと予想されております。

その第二点は、本法律案によつて新設される神戸移住轉旋所についてであります。

入ります。神戸移住轉旋所は外務省の附屬機関であり、これら移住希望者が相手國の要求する健康上その他の条件を具備するかどうかを調査すると共に、合格者に対して複雑な渡航手續を轉旋し、且つ船待ちの間一定期間収容して、現地社会への同化を促進するための十分な予備知識を授けることを任務とする施設であります。なお同所は本年十月二十六日から神戸移住轉旋所として事実上開かれておるのであります。十一月一日には呼寄せ移民五十一人、十二月二日には同三十二名をすてに送り出したのであります。

その第三点は、神戸移住轉旋所新設に伴う予算措置の点であります。神戸移住轉旋所の建物は既設の建物を使用しておりますので、予備費から約三千万円支出して補修費に充てられております。又本年度のブラジル五十四名の移民運営費として、本年度補正予算に七百八十七万四千円計上されておりますが、これは、これら移民の渡航の給費であります。

その第四点は、神戸移住轉旋所の定員の点であります。この新設機関に對して本年度は行政機關職員定員法に基き定員は一人も増員されておられません。現在十四名の非常勤職員が配置され、この法律案によつて開設された後は若干の非常勤職員が増置され、所長は外務省歐米第二課長が兼務する予定であるとのことであります。

内閣委員会は昨日の委員会では本法律案についての質疑を終り、討論の段階に入りましたところ、上原委員から、本案は緊急止むを得ざる必要な措置と認められるから賛成する旨の発言があり、次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に日本国憲法第八条の規定による議決案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本議決案の提案理由と案の内容を説明いたします。憲法第八条によれば、皇室が財産を賜与する場合に國会の議決を得なければならないことになつております。而して内廷にある皇族以外の皇族が毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に賜与することができ、財産の価額は、皇室経済法第二条及び皇室経済法施行法第二条第二号の規定によりまして、十五万円と定められておりますが、同一年度内において、その価額を超えて賜与される場合には、すべて國會の議決を要することに相成つております。このたび、高松宮宣仁親王殿下は、福島県内翁島村ほか二カ村に所有せられる土地家屋、その他を合しての価額二百五十八万余円を、同県が親光及び厚生の施設として利用できるように、同県に對し賜与することになりましたので、政府は日本国憲法第八条の規定並びに前述の皇室経済法第二条及び皇室経済法施行法第二条第二号の規定に基き、本議決案を提出いたしました次第であります。

入ります。神戸移住轉旋所は外務省の附屬機関であり、これら移住希望者が相手國の要求する健康上その他の条件を具備するかどうかを調査すると共に、合格者に対して複雑な渡航手續を轉旋し、且つ船待ちの間一定期間収容して、現地社会への同化を促進するための十分な予備知識を授けることを任務とする施設であります。なお同所は本年十月二十六日から神戸移住轉旋所として事実上開かれておるのであります。十一月一日には呼寄せ移民五十一人、十二月二日には同三十二名をすてに送り出したのであります。

その第三点は、神戸移住轉旋所新設に伴う予算措置の点であります。神戸移住轉旋所の建物は既設の建物を使用しておりますので、予備費から約三千万円支出して補修費に充てられております。又本年度のブラジル五十四名の移民運営費として、本年度補正予算に七百八十七万四千円計上されておりますが、これは、これら移民の渡航の給費であります。

その第四点は、神戸移住轉旋所の定員の点であります。この新設機関に對して本年度は行政機關職員定員法に基き定員は一人も増員されておられません。現在十四名の非常勤職員が配置され、この法律案によつて開設された後は若干の非常勤職員が増置され、所長は外務省歐米第二課長が兼務する予定であるとのことであります。

内閣委員会は昨日の委員会では本法律案についての質疑を終り、討論の段階に入りましたところ、上原委員から、本案は緊急止むを得ざる必要な措置と認められるから賛成する旨の発言があり、次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に日本国憲法第八条の規定による議決案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本議決案の提案理由と案の内容を説明いたします。憲法第八条によれば、皇室が財産を賜与する場合に國会の議決を得なければならないことになつております。而して内廷にある皇族以外の皇族が毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に賜与することができ、財産の価額は、皇室経済法第二条及び皇室経済法施行法第二条第二号の規定によりまして、十五万円と定められておりますが、同一年度内において、その価額を超えて賜与される場合には、すべて國會の議決を要することに相成つております。このたび、高松宮宣仁親王殿下は、福島県内翁島村ほか二カ村に所有せられる土地家屋、その他を合しての価額二百五十八万余円を、同県が親光及び厚生の施設として利用できるように、同県に對し賜与することになりましたので、政府は日本国憲法第八条の規定並びに前述の皇室経済法第二条及び皇室経済法施行法第二条第二号の規定に基き、本議決案を提出いたしました次第であります。

入ります。神戸移住轉旋所は外務省の附屬機関であり、これら移住希望者が相手國の要求する健康上その他の条件を具備するかどうかを調査すると共に、合格者に対して複雑な渡航手續を轉旋し、且つ船待ちの間一定期間収容して、現地社会への同化を促進するための十分な予備知識を授けることを任務とする施設であります。なお同所は本年十月二十六日から神戸移住轉旋所として事実上開かれておるのであります。十一月一日には呼寄せ移民五十一人、十二月二日には同三十二名をすてに送り出したのであります。

その第三点は、神戸移住轉旋所新設に伴う予算措置の点であります。神戸移住轉旋所の建物は既設の建物を使用しておりますので、予備費から約三千万円支出して補修費に充てられております。又本年度のブラジル五十四名の移民運営費として、本年度補正予算に七百八十七万四千円計上されておりますが、これは、これら移民の渡航の給費であります。

その第四点は、神戸移住轉旋所の定員の点であります。この新設機関に對して本年度は行政機關職員定員法に基き定員は一人も増員されておられません。現在十四名の非常勤職員が配置され、この法律案によつて開設された後は若干の非常勤職員が増置され、所長は外務省歐米第二課長が兼務する予定であるとのことであります。

内閣委員会は昨日の委員会では本法律案についての質疑を終り、討論の段階に入りましたところ、上原委員から、本案は緊急止むを得ざる必要な措置と認められるから賛成する旨の発言があり、次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に日本国憲法第八条の規定による議決案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

内閣委員会は予備審査を合せて委員会を二回開いて、本議決案の審査に当たつたのでありますが、その結果、明らかになつた数点を報告申し上げます。

その第一点は、この議決案によつて高松宮宣仁親王殿下が福島県に賜与せられんとする用地、家屋についての沿革であります。問題となつてゐる高松宮御用地は、福島県耶麻郡葛島村、同県安積郡月形村、福島村に所在するものであります。明治四十年十二月有栖川宮威仁親王が当時公簿面積二百六十三町歩余の民有地を買上げられ、翌四十二年八月に四百四十五坪の洋式別邸及び附屬家屋を新築せられたものであります。大正二年にこれら土地家屋は高松宮宣仁親王殿下に贈進せられ、その後、増築その他の変更もあり、大正十四年一月に右御用地を整理され、百九十八町歩を福島県に賜与せられ、なお昭和二十二年以後、自作農創設特別措置法の実施に伴い、宅地百四十五坪並びに田畑の全部、山林の一部約十町歩を譲渡されたので、現在の土地家屋は、宅地三千坪余、山林原野等約九十町歩、家屋約六百十三坪であります。これが、このたび、この議決案によつて福島県に賜与されることと相成るのであります。

その第二点は、この議決案によりまして、これらの土地家屋が福島県に賜与されたものの運営の点であります。福島県は、右土地家屋等の賜与を受けましたのち、これらの土地家屋を観光及び厚生施設として利用いたすのでありますが、観光及び厚生施設の建設に直接関係のない山林原野については、明治四十年の御買上げ当時の元所有者の間に、その返還等の要請もありませんので、県は超党派の委員会を設けて、これらの土地の今後の運用等の問題を調査審議する方針であるとのことであります。

内閣委員会は昨日の委員会におきまして、本議決案につき質疑応答を重ねましたのち、討論の段階に入りまし

たところ、上條委員より、「本件土地は、高松宮家より賜与のものは、福島県当局は委員会を新設して、この土地の今後の処置を考究することであるが、その場合、この土地が買上げられた当時の事情、特に元所有者への返還の事情等を十分調査して、観光、厚生施設の施設に支障のない限り、元地主の要望に副うよう、而してその場合、お買上げ当時の価額を十分調査し、適当な価額で返還せられるよう取計られた一旨の希望条件を付して、本議決案に賛成する旨の発言があり、次いで中川、成瀬、栗栖各委員より、右希望条件の下に賛成する旨の発言がありました。次いで本議決案を採決に付しましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申し上げます。
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

先ず外務省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案を可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に日本国憲法第八條の規定による議決案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。決算委員長奥村君。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算

右国会に提出する。

昭和二十六年二月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂

〔奥村君の登壇、拍手〕

○奥村君 只今議題となりました昭和二十四年度の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算及び政府関係機関収入支出決算につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

右決算は第十回国会に提出されたものであります。昭和二十三年年度決算の審議が終了でありました関係などから、第十二回国会から審議を始め、今回の審議を終つた次第であります。先ず歳入の部について御報告いたします。

一般会計におきましては、歳入決算額は七千五百八十六億余円で、歳入予算額と比較いたしますと百七十二億余万円を増加しております。次に歳入の部につきましては、一般会計におきましては、歳出予算額は七千四百十億余万円、これに前年度からの繰越額十六億余万円を加えますと七千四百二十七億余万円となります。このうちから支出額六千九百九十四億余万円と翌年度へ繰越額百八十九億余万円とを差引きますと、結局二百四十三億余万円の不用額を生じております。

又昭和二十四年度における特別会計の数は三十四でありまして、各特別会計の決算額の合計額は、歳入決算額一兆八千三百九十四億余万円、歳出決算額一兆七千五百七十二億余万円であり

次に昭和二十四年度における政府関係機関の数は二十一でありまして、各機関の決算額の合計額は、収入決算額一兆四千四百六十九億余万円、支出決算額一兆三千百七十五億余万円であり

ます。以上は決算の概要であります。が、これらの決算に関する詳細は決算書類について御覧願います。

次に決算に関する審議の結果を御報告いたします。会計検査院が検査報告中に指摘しております不当事項につきましては、その殆んど全部について当委員会が会計検査院とその見解を同じういたしております。ただ若干の項目につきましては多少見解を異にいたしますが、その理由等につきましては決算委員会の審査報告書で御覧願います。右に述べました不当事項を除きまして、決算に関するその他の事項については別に異議はありません。

決算審査の結果といたしまして、次の三項目につきましては、内閣に対し将来の注意を促すため特に警告を与えるものであります。

その一は、会計検査院の検査報告中に掲げられてゐる不当事項の増加についてであります。この不当事項は終戦後毎年非常な勢いで増加するばかりで、昭和二十一年度百七十五件、二十三年度六百二十三件に比しまして、当年度は七百五十件の多きに上り、なお今後も減少の見込が立たないと言われております。不当事項の増加は一面、会計検査院の検査能力の充実に基くものと思われま

官 報 (号 外)

視、責任感の弛緩等がその主なる原因であることは疑う余地のないところで、公職にある者の行為として誠に遺憾に堪えないところであります。不当行為の内容は千差万別でありますが、架空名義の支出、予算制度を無視した支出並びに職員の不正行為による国損のごときは最も注意を要する問題であります。職員の不正行為の案件のごときは各官庁並びに各政府関係機関の殆んどすべてに亘り、検査報告件数の約二割に相当する百四十七件の多きに上つており、国又は政府関係機関に与えた損害額は六億七千余万円、翌年度未だに補填されるに至らなかつた額は三億七千余万円を超えます。世人の耳目を驚かせた鐵工品貿易公団の事件のごときも右に含まれております。内閣は公務員一般に対し綱紀粛正に努め、吏道の高揚、遵法精神の涵養のため最善の方策を講ずべきであります。

その二は、違法又は下当の行為者に対する行政処分の問題であります。刑事事件に関連する場合はともかく、一般的には行政処分が軽きに失するきらいがあります。その事態の相当重い場合においてさえ、法律上の行政処分、即ち戒告以上の処分を受けている者は極めて稀でありまして、その大部分は行政処分に至らない訓告又は注意処分に過ぎないのであります。又不当行為の実行者である末端の職員を責めるに急にして、その上級職員たる監督者及び決定者に対する責任追及が軽視されている傾向も認められるのであります

が、実問題としては、その不当行為が上司の指揮又は許容の下に行われたものと認められる場合が少くありませんのに、その責任追及が軽視又は看過されていることは不当であります。なお各官庁における処分を比較するに、一般的に見て均衡を失していると感じられるものもあります。行政処分を適正ならしめることが不正行為を未然に防止する上に最も必要な対策でありますことについては、当委員会は昭和二十一年度の決算審査報告以来、毎年繰返して内閣に警告を与えて来た次第でありますから、内閣は莫大なる態度を以て速かに適切な措置を講ずべきことを重ねてここに警告するものであります。

その三は、国有財産その他の管理及び経理についてであります。その措置よろしきを得ないものが甚だ多いのであります。国有財産にあつては、或いは建物の買受人が代金納入前にすでに解体移築し、或いは機械の買受人が代金納入前にすでに移転据付けを終えて使用した案件、或いは、貸付料及び売渡代金の収納未済又は徴収未決定額が八億円を超えるに至りましたこと、その他幾多の好ましくない事例があります。小委員会でも特に詳細に審査いたしました聖十字学園事件はその最も顕著な一例でありまして、売渡契約成立前に私下申請人である学園が整地及び建築工事等に着手していたことを看過しておつたこと、学園が資力薄弱な財団法人であつて、買受能力がないことが容易に判断できる事情であつたのに、その資力につき十分の調査を行わなかつたこと、学園が公益事業の用に供するといふ私下条件に違反して、一部を転売している事実を照らして、売渡契約を解除すべきであるといふ会計検査院の指摘を受けながら、なお聖十字学園の名に隠れて行われていた各種の事業をいづれも公益事業であると誤認して一部の契約解除にとどめたこと、数々の失態を重ねております。本件につきましても、国会の審査に鑑みて、当局は売買契約の全部解除の通知を発し、所有権移転の仮登記等の法律上必要な手続をとるに至りました。又国有物件につきましても、不当価格による購入、不急品又は不適格品の購入、過大量の購入、従つて保有量の過大、保管方法の不良による品質の低下、現品と帳簿面との不適合、その他種々の不当事項が生じております。

当委員会は、国有財産その他の国有物件の管理及び経理につきましても、すでに昭和二十一年度の決算審査報告を初め、しばしば内閣の注意を喚起し来たつたのであります。この際、重ねて内閣に対し、速かに有効適切な対策を講ずるよう警告するものであります。なお、物品会計規則は明治二十二年に制定のまま著しい改正を加えられず、今日に至つては、現在においては物品經理の万全を期する上に不十分であり、物件に関する不当事項の発生は法規の不備に基くものも少なくないと思われまゝ。よつて速かに時宜に適合した物品会計法規を制定して、時弊を矯正することの必要を痛感いたしました。

以上申述べました事項は、特別に注意を促すべき点を指摘して、内閣に警告を与えたのであります。その目的とするところは、国費の有効適切な使用を促し、不当な国損の発生を防止するがために、不当事項の発生を根絶を期せんとするものであります。内閣においては、この点に関する深刻反省と考慮によつて、この目的達成のため最善の方策を講ぜられるよう強く要望いたします。

最後に、公団の経理に関して申し上げます。公団に関する決算検査報告に指摘された不当事項は七十五件に達し、その内容は、架空名義で支払つて給与等に充当したものの、職員の不正行為により公団に損害を与えたものの、資金の管理当を得ないものの、商品代の回収処置当を得ないものの、売掛金の整理が著しく不良なもの、物資の管理が十分でなかつたため多量の物資がはいりまゝに他に処分されたもの等でありまして、公団の経理運用が不当であることについては、かねて強く世人の注目の的となつていたところでもあります。申すまでもなく、公団の経理は収支が等しくなる建前になつておりまして、清算が結了した今日における全公団を通計したの損益計算としては、さほど欠損はない勘定になる見込であるとのことであります。経理の不良が実質上さほど悪影響を及ぼしていないとの錯覚を与える危険があります。併しながら、幸いにも欠損をこうむらない計算となつたのは、主として在庫品の甚だしい値上りという、公団の努力に基かないいわゆる不労収入のためで、これがために公団の経理運用の不当事実に対する批難に手加減を加えるべきではありません。従つて公団につきましても更に十分の審査をして功罪を検討すべきであります。すでに全公団が清算を終了いたしました以上、過去の事実に対するこれ以上の詳細な審査を差控えたのであります。内閣においてはこの趣旨を理解し、諸公団の残務処理については厳重に督促されるよう要望いたします。なお、公団の不当経理発生の原因としては、機構の問題、監督の問題、公団の存続期間が短期間と規定され、而もその職員に対する解散後の身分保障がなかつたこと、その他幾多の点があると考えられますので、内閣においてはこれらの原因について十分の調査を遂げ、公団の功罪を検討して、これを明らかにし、他山の石として将来の参考に供せられるよう希望いたします。

決算委員会は極めて慎重に審議いたしました結果、多数を以ちまして以上の通り議決いたしました。但し討論に当りまして社会党第二控室の一委員から、「会計検査院が報告している批難件数は毎年増加の一途を辿り、昭和二十一年度百七十五件に比し、二十四年度七百五十件、更に目下審議中の二十五年度においては千百十三件となつて

おる。国会は毎年度の決算審査報告において、内閣に厳重な警告を発しておるにもかかわらず、少しも改善の跡が認められないばかりでなく、多数の不当事項によつて国費の経理を紊亂せしめてゐることについて、國民に対する内閣の責任が何ら明らかにされてゐないといふから、本件決算は承認できない」といふ趣旨の発言がございましたことを御報告いたします。

なと審議の詳細につきましては委員会の会議録で御覧を願います。

以上を以て御報告といたします。(拍手)

○議長（佐藤尚武君） 少数意見者から報告することを求められております。発言を許します。カニエ邦彦君。

〔力ニ工邦彦君登壇、拍手〕

○力ニエ邦彦君 私は只今議題となつております昭和二十四年度の一般会計、特別会計の決算に対しまして、少数の意見を述べたいと思います。

決算につきましては、御承知のごとく国の経理の締め括りでございまして、一番、国としては大切なことでなければならぬと思うのであります。

然るに、政府も国民も文国会も、この重要な問題に對しまして余りにも無関心であることは残念に堪えない次第でございます。(拍手)皆さん御承知のよう

うに、これが如何に無関心であるかということは、只今のこの議場の風景を御覧になつても私はわかると思うのであります。かかる重要な国の決算に当りまして政府の責任者がこの舞壇に一

体おるか。(拍手)一人もいないということなんです。(その通り)と呼ぶ者あり)これでは私は、如何に、いわゆる国民がなけなしの財布をはたきまして、そうして苦しい税金を出しまして、これは何にもならない。又如何に一体この經理の狀態が、支出がなされておるかというようにことに對して、只今問題になつておりますところの二十四年度の決算の實態を、又國費のこの乱脈な様相を國民が知つたなれば、一体どういふことになるかといふことを私は非常に心配をしてあるのであります。

先ず今委員長が報告されました通りに、二十四年度の批難の件数というものは七百五十件の多きに達しております。過去の、我々がこの国会に参ります。からの審議の経過を申し上げますと、二十一年度は僅かに百七十五件でございます。二十二年度になりますとこれが三百八十六件に殖えて参りました。

た。二十三年度には又これが約二倍の六百二十三件となつて参り、今議決をしようとする二十四年度は只今申しました通り七百五十件になつておる。而もこれから審議しようとしたしまする二十五年度になりますと、驚くなかれ一千百十三件の多きに達しているのをございます。而もこの七百五十件のこ

の今問題になつておりますところの決算の報告というものは、これは会計検査院が実は「ふるい」に「ふるい」をかけて、そうして鼻持ちならない、これではどうにもならないというものなの

みを最終的にまとめ上げましたもののが七百五十件なのであります。だから、会計検査院が指摘をいたしました本当の件数を言いますと、実にこれは膨大な件数でございます。而も皆様方は、七百五十件と言えば、国の経理を十二分に検査をして出て来た件数とお考えになると思いますが、実はそうではございません。この件数を出すのに当りまして、会計検査院が努力をいたしました

も、全部の検査をする個所の大体において、いまして三分の一ぐらしか検査をしていないのであります。従いまして三分の二は野放しの状態で通つて来て

おるのであります。国のいわゆる国民の血税が、かようにいわゆる検査に野放しになつて来ておるものが三分の二

もあるのであります、「けしからん」

と呼ぶ者あり）この三分の一だけで七百五十件出て参り、而もその総金額にいたしますと、大体これを内訳してみますと、国に損害を与えたと認め

られますものが十三億一千百三十四万七千四百八十円ございます。それから経費を節減し得たと認められるものは六億八百三十七万三千百七十八円でございます。

ざいます。それから徴収の措置当を得ないもの、いわゆる馴れ合いその他におきまして、不正によつて、徴収すべきものをせなかつたというのが三十

億五千五百九十六万五千九百九十三円で
ございます。法令又は予算の違反によ
りました経理は実に七百六十三億一千
六十二万八千六百三十五円、合計合し
ますと八百十九億七千七百十万五千

四百六円という金額になるのであります。そのうち会計検査院等が、我々国会等でやかましく言ひまして、そうして是正をさした金額が、実にそのうちに十九億一千九百五十一万五千五百十二円となつておるのであります。これが簡単に言ひまして二十四年度の国費の濫費のかいつまんだ様相でございます。

そうして、一体、片一方ではどういふ

言いますと、国は予算がない、財源がないと、こういうようなことを言いまして、皆さんも御承知のようにあの

公務員が貧しい中から努力をして仕事をしておるのに、その公務員に対して最低食うだけの人事院勧告が財源

がないから実施をできないと、こう言

つて騒いでおるのであります。一体然らばその騒いでおるところの必要な経費はどれだけであるかと言いますと、僅かに三百二十一億四あれば人事院勧

告が完全に実施ができて来る。(拍手)
而も百六十億円、明年度から僅か百六十億円のいわゆる財源があれば、全国の公務員に対して完全にいわゆる人事

院勧告の実施ができて得ると言つてお
る。又地方のいわゆる自治体というも
のは財源不足を来たしまして、そうし
ていわゆる地方財源の難局に会いまし

て願いでおるのであります。片一方に、こういったような、いわば随分私には救の多い、いろいろな、なまねばならないことがあると思うのであります。こういったことが片一方であります。

り、片一方では平気で今私が申しました
いわゆる龐大なる会計検査院の批難に
よりまして八百十六億というような大
きな批難金額を出しておる。若しもこ
れを嚴格に会計検査院が検査をいたし
ましたとすれば、この金額は驚くなか
れ一千五百億を優に突破する金である
と私は考えておるのであります。かと
うないわゆる国費を濫費し、そうして
汚職に次ぐ汚職である、瀆職に次ぐ瀆
職である。全く、つゆも可と言へませ

か、鼻持ちのならないような実態にある。そうしてお互いに、お前がやるか、そうすれば俺もやりにや損であ

る、こういうような恰好で国費の濫費が年々行われるといたしましたなれば、一体我が国の経理というものはど

ういうことになるかということを、皆

様方につつ熱心に考えて頂きたい。
かような一体状態に迫込んで来たといふことの原因は私は幾らもあるうと思ひます。先ず一番いかんことは、国

のいわゆる大事な行政をやつており、
 そうして年間国費を使つておるところ
 の人たちが、国費に対する観念といふ
 ものが全く薄いということ、責任がな

いということ、又国民も一体これに對する関心が非常に薄い。国会は国会で、我々は濟んだことだからもう仕方ないじゃないか、いいじゃないか、

まあ、くということ、そうして年々
実は決算委員会を過ごして来たわけで
あります。決算委員会におきまして
も、勿論、今委員長が報告をいたしま
した通り、年々政府に対しては嚴重な

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号

町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案両院協議会協議委員の選挙

二四〇

る指摘をいたしまして、嚴重なる警告を与えて来たのであります。ところが年々やつて参りましたも、如何ように警告を発しても、少しも改善をされない。少くとも私は、せめてこれが横這いの状態になる、こういうことになれば望ましいと思ふのであります。ところが、年々倍になり、倍になり、倍になつて千何倍になつて来る。こんなことで、一体このままの調子で行つたなら、一体どうなることになるか。これは私は憂慮すべき事態であらうと思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

こういう点について、私は先ず何としても会計検査院の拡充強化がなされなければならぬ。会計検査院は僅かに年間三億か四億の予算で賄つておるのであります。ところが、三億にいたしまして、それによつて何千億という国費の濫費が防げるという結果になれば、私は望ましいことじやなからうか。又処分に関しまして、この処分は、不当を行つたところの公務員が、官吏が、お互いにまあ、済んだことだから、まあ、いいじやないかということ、お互いに仲間仲間が処分をするということをやがつて、していいということ、だから悪いことをやつても、手落ちがあつても、先ずそれがまあ、済むということ、これが一番やばい問題である。それから今物品の経理に関しても申されまし

たが、物品の経理に至つては誠にややくちやになつておる。大切な税金で物を買つたところの莫大な物品の経理が、これが実に棚卸しすらもされてないといふこと、これは非常に私は遺憾に思ふ。なかつく物品に関する法律に関しましては、年々私は委員会です。言うのであります。政府はこれに對して少しも善処しない。未だに明治二十二年我が国の憲法ができた当時の物品経理の法律をそのままやつて来ておる、こういう始末であります。それから検査当局におきまして、事、国費の問題に對するところの事犯につきましては、よくせき懲免なものではない限りにおきましては、これは一般の場合と非常に軽く扱つておる。非常に臭いものに蓋をさせるというやうな感じを我々は受けるのであります。裁判所にいたしましてその通りであらうと思ふ。

こういふように、一々指摘をして行きますならば数限りがないのであります。かいつまんで言いますならば、国民も、国会も、政府も、共に大切な国費の使途に對しては十二分なる関心を持つてやらなければならぬということとであります。私はなぜいふゆる同僚諸君が、まあ、いいじやないか、賛成したらいいじやないかとおつしやつたけれども、私は反対したかといひます。これは又もや今年も、二十四年度の会計もこれでまあ、い

いじやないかといふことで、これで通つたといひます。それこそ又、二十七年、二十八年のいふゆる経理に對しても、政府が何ら反省せないという結果になると思ふのであります。それを恐れるのであります。だから私は、かような国費の濫費の実態に對しましては、良識あるところの参議院に對しては、やはり政府に對して一大鉄槌を加えるために、かかるいふゆる不当な、でたらめな国費の濫費の決算に對しては承認することができないといふように私は考へて頂きたいと思ふのであります。

まだ、申し上げたいことはございしますが、以上申し上げて、今後に對するところの、いふゆる国費の濫費に關しましては、一層の熱意を持つて、そして國民に對するところの責任をいふゆる政府は明らかにとらせる方向に持つて行つて頂きたいといふことを切にお願いをいたしまして、私のいふゆる反対の……いや、反対じやありません。私の少数意見といひます。次第でございします。(拍手)

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後四時十五分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

参事に報告させます。

(参事朗読)

本日衆議院から左の衆議院提出案は同院において本院の修正案に同意しないことを議決し、両院協議会を開く旨の請求書を受領した。

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案両院協議会協議委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。協議委員の数は十人でございします。

○安井謙君 只今の両院協議会協議委員の選挙は、成規の手続を省略いたしました。議長において指名せられんこととの動議を提出いたします。

○赤木正雄君 私は安井君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 安井君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参事に朗読させます。

(参事朗読)

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案両院協議会協議委員

石村 幸作君 加藤 武徳君
草葉 隆圓君 宮田 重文君
安井 謙君 岡本 愛祐君
西郷吉之助君 館 哲三君
油井賢太郎君 岩木 哲夫君

○議長(佐藤尚武君) これより直ちに協議委員の正副議長を選挙せられんことを望みます。

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させます。

(参事朗読)

本日議員秋山俊一郎君外七名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

漁港修築促進に関する決議案

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、漁港修築促進に関する決議案(秋山俊一郎君外七名提案)(委員会審査省略要求事件)を議題とすること御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては、秋山俊一郎君外七名より委員会審査省略の要求書が提出されております。決議

者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決議者に対し趣旨説明の発言を許します。秋山俊一郎君。

漁港修築促進に関する決議案
右の議案を決議する。

昭和二十七年十二月二十二日
決議者

秋山俊一郎 松浦 清一
木下 源吾 青山 正一
木下 辰雄 千田 正
片柳 眞吉 玉柳 實
参議院議長佐藤尚武殿

漁港修築促進に関する決議

水産業の発展は、その基盤となる漁港施設の整備普及にまつことは論をまたないところである。しかるにその現況を見るに去る第十回国会において四百五十港を対象とする第一次漁港整備計画の決定を見、総事業費約四百九十四億円、うち国費予定額約三百億円、三ヶ年着手、六ヶ年度間に完成の基本計画をたて昭和二十六年より着手したのであるが、本年度までの実績は着手港数は三百港、国費支出額は僅かに三十一億円にすぎず、かくては本計画は著るしく遅延し、これを完了するには十数年を要する結果となる。更に毎年襲う

台風の被害に至つてはその復旧だけで三年乃至五年を要する現状と併せ鑑みて真に寒心にたえないところである。

よつて政府は、昭和二十八年年度以降速やかに計画の完成をはかり漁港修築を促進すべきである。

右決議する。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕
○秋山俊一郎君 決議者を代表いたしまして、只今議題となりました漁港修築促進に関する決議案の提案理由を御説明申し上げます。

先ず案文を朗読いたします。

漁港修築促進に関する決議案
水産業の発展は、その基盤となる漁港施設の整備普及にまつことは論をまたないところである。然るにその状況を見るに、去る第十回国会において四百五十港を対象とする第一次漁港整備計画の決定を見、総事業費約四百九十四億円、うち国費予定額約三百億円、三ヶ年着手、六ヶ年度間に完成の基本計画をたて、昭和二十六年より着手したのであるが、本年度までの実績は、着手港数は三百港、国費支出額は僅かに三十一億円にすぎず、かくては本計画は著るしく遅延し、これを完了するには十数年を要する結果となる。更に毎年襲う台風の被害に至つては、その復旧だけで三年乃至五年を要する現状と併せ鑑みて真に寒心にたえないところである。

よつて政府は、昭和二十八年年度以降速やかに計画の完成をはかり漁港修築を促進すべきである。

以上の通り案文は極めて簡単でありますけれども、問題は極めて重要であることは、すでに各位の十分御承知のところであります。水産業の発展は、国民生活の安定と国民経済の発展の上から見て、極めて重要な関係にあるものであります。而して漁港はこの水産業の発展の基盤となるものであります。如何に天与の好漁場に恵まれていても、又如何に漁船や漁法が機械化し、科学化されましたも、根拠地である漁港がこれに即応した能力や施設を備えていないならば、その天与の漁場を開拓し、又その進歩した漁船や漁法を十分に活動せしめるような漁業は成立たないのであります。我が国の漁業形態は全沿岸に開きまきまに散布されている漁村の多数の小漁民によつて営まれていくのであります。沿岸漁業を大衆とし、遠洋漁業、補漁業等、大規模な近代化の漁業経営に至るまで、各種各様の生産方式をとり、動力船十

二万余隻、無動力船三十四万余隻、計四十七万余隻の漁船によつて魚介類類九億余万貫の生産が挙げられておりますが、他産業の近代化に比べますと水産業は著しく遅れておりまして、おむね未だ原始産業たる域を脱し得ない状態に置かれていくのであります。

これら漁業の近代化を阻む主要な原因の一つは、漁港施設が著しく不備であり、大部分が古来からの天然状態に放置されていることにあるのであります。

現在の漁業は、漁船の動力化が相当進み、近代産業としての形態を備えつつあり、殊に大規模な海洋漁業への進展は目覚ましいものがあるのであります。ところが、これら漁業の発展は、現在まで三十余年に亘つて施設して来た少数の近代化の漁港施設を備えた漁業根拠地の恩恵によるものであります。併しこれらの漁港施設も、大部分は漁船規模の著しい増大や漁船数の増加によつてすでに狭隘となり、又利用上著しく支障を来たしているものであります。かかる漁港施設の貧困は、今なお多数の住居なき漁船を海浜に横たえておくの止むなき実状にあります。これが今後沿岸漁業から海洋漁業へと転換発展せんとする上の隘路となつております。従つて、全国沿岸に存在する約二千五百港の漁業根拠地について理想的な漁港網が樹立され、遠洋漁船の根拠地と中小沖合又は沿岸漁船の根拠地とが整然たる体系を以て整備されなければならぬのであります。この要請に應じ、漁港の修築整備について、漁港法の規定に基き、過ぐる第十国会の承認を得て、四百五十港を対象とする第一次漁港整備計画の決定を見、総事業費約四百九十四億円、うち国費予定額約

二百九十七億円を以て緊急整備の基本計画を立て、昭和二十六年から着手したのであります。昭和二十七年までの二ヶ年間の実績を見ますると、着手港数は三百港になりました。が、国費支出額は僅かに三十一億円余に過ぎないのであります。今後においても昭和二十七年年度の国費支出とすれば、本計画完成までにはなお十数年を要することとなり、且つ、この間、修築工事遅延のため、工事中災害にかかるとも多く、漁港修築の意義なき結果ともなり、又漁港の不備のため、災害のたびごとに沈没又は破損するもの毎年一万隻乃至二万隻に及び、その損失は莫大であります。更に、今後第二次以降の整備計画において同様整備を要する多数要望漁港に至つては、いつの日に実現されるかもわからず、生産の増強、経営の合理化はもとより、年々多数に上る漁船の遭難防止上からも重大な問題でありまして、漁業経営上寒心に堪えないところであります。よつて昭和二十八年年度においては、漁港整備に要する国費を少くとも六ヶ年間に三百億以上を支出して、第一次整備計画の早期完成に努めることが緊要であります。

以上本決議案を提出しました理由の説明をいたします。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をい

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 議事日程追加の件 元軍人恩給復活に関する請願外十五件 議事日程追加の件 六・三制学校建築費国庫補助に関する請願外十二件 二四二

たします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し、政府より発言を求められました。松浦農林政務次官。

〔政府委員松浦東介君登壇〕

○政府委員(松浦東介君) 水産業の発展は、その基礎となる漁港施設の整備になることは今更申すまでもございせん。政府は只今の決議案を尊重いたしまして、御趣旨に副うように、予算その他において最善の努力をいたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昨日内閣委員長提出の内閣委員会請願審査報告書第二号、同特別報告第二号及び陳情審査報告書第二号、同特別報告第二号にかかると元軍人恩給復活に関する請願外十四件の請願及び密漁取締に関する陳情を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長竹下豐次君。

元軍人恩給復活に関する請願(十二件) 恩給復活に関する請願

恩給法等の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願 傷い軍人軍属の恩給に関する請願 密漁取締に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔竹下豐次君登壇、拍手〕

○竹下豐次君 議題となりました請願及び陳情を一括して、内閣委員会における審査の結果を御報告申し上げます。元軍人恩給復活に関する請願十二件

の要旨は、元軍人恩給は今日なお停止されておるが、講和発効の日から復活するよう措置を講ぜられたいという趣旨のものであります。

次に恩給復活に関する請願の要旨は、すでに退職して普通恩給を受けておつた者が、その在職期間の計算年限中に僅かに日露戦争に応召した期間が算入されておつたがために、昭和二十一年勅令第六十八号により一時恩給に変更されたものであるから、すでに講和の発効した今日、速かに年金恩給を復活せられたいとの趣旨のものであります。

次に恩給法の一部を改正する法律附則中一部改正に関する請願の要旨は、戦前戦中において特定郵便局長をしてきた者が、昭和二十一年勅令第五十四号により廃官となつたのであるが、内地の特定郵便局長の処遇に比べて極めて不合理な差別待遇となつてい

るから、これを是正するため、昭和二十五年法律第八十四号附則第八項を改正して、この差別待遇を是正して欲しいという趣旨のものであります。

次に傷痍軍人軍属の恩給に関する請願の要旨は、傷痍軍人軍属に支給されておる恩給は、その支給金額が極めて少額であつて、実状に即しないために、生活の窮乏甚だしいものがあるから、傷痍軍人軍属に対する恩給制度を改善せられたいという趣旨のものであります。

最後に、密漁取締に関する陳情の要旨は、密漁船の零細漁民に与える脅威は年々増大する一方であるから、取締船を増加して、密漁船の徹底的取締を実施せられたいとの陳情の趣旨であります。

内閣委員会は以上の請願及び陳情を審査いたしましたところ、いずれもこれを採択し、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昨日法務委員長提出の法務委員会請願審査報告書第一号、同特別報告第一号及び陳情審査報告書第一号、同特別報告第一号にかかると戦犯者の釈放に関する請願外五件の請願及び戦犯者の釈放に関する陳情外七件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長岡部常君。

戦犯者の釈放に関する請願 福島県石川町に簡易裁判所設置の請願

戦犯者の釈放等に関する請願(二件) 大分家庭裁判所新築に関する請願 大阪府布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願

戦犯者の釈放に関する陳情(四件) 戦犯者の釈放等に関する陳情(二件) 戦犯者の減刑等に関する陳情 戦犯者の助命等に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔岡部常君登壇、拍手〕

○岡部常君 只今議題になりました請願及び陳情に対する委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願第五百五十九号は、福島県石川町に簡易裁判所設置のものであり、同第

九百四十八号は大分家庭裁判所新築に関する請願、同第千二百六十三号は大阪府布施市に大阪地方裁判所支部設置の請願、同第八十九号、同第七百二十二号、同第七百二十三号及び陳情第六十八号、同第八十九号、同第九十四号、同第百一十一号、同第百六十六号、同第百五十三号は、いずれも戦犯者の釈放に関するものであり、同第百九十九号は、戦犯者の減刑等に関するもの、同第百九十四号は、戦犯者の助命等に関するものであります。

以上の諸件につきまして、本委員会では政府の所見を聞き、慎重に審査いたしました結果、いずれもこれを採択し、院議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昨日文部委員長提出の文部委員会請願審査報告書第二号、同特別報告第二号、及び陳情審査報告書第二号、

同特別報告第二号にかゝる六三制学校建築費国庫補助に関する請願外九件の請願及び六三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する陳情外二件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長若木勝蔵君。

六三制学校建築費国庫補助に関する請願

学校給食に関する請願

幼稚園設置に関する請願(二件)

勤労青少年教育振興法制定に関する請願

国立大学附屬学校経営費増額等に関する請願

義務教育費全額国庫負担等に関する請願

六三制学校施設基準増進教引上げ等に関する請願

教職員給与の市町村委譲反対に関する請願

幼稚園職員の待遇改善に関する請願

六三制学校老朽校舎改築費国庫補助に関する陳情

義務教育職員給与の国庫負担等に関する陳情

商船大学東京校舎返還に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔若木勝蔵君登壇、拍手〕

○若木勝蔵君 只今議題となりました請願第千二百号外九件、陳情第百七十六号外二件につきまして、文部委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

請願第千二百号外一件、陳情第百七十六号は、六三制教育施設の最低基準に対する建築整備費、危険校舎の改築費並びに寒冷湿潤地帯の屋内運動場整備費、或いは教育施設の災害復旧費等に対して、高率な国庫補助並びにこれを制度化するための立法措置を要望しておるものであります。

請願第千二百号外二件は、公立の幼稚園教育振興のために、施設については国庫補助を、教員給与については市町村立学校給与負担法を改正して都道府県支弁とされたいというものであります。

次に請願第千二百七十五号は、今回の地方教育委員会設置によつて、公立学校教職員給与が若しも市町村に委譲されるならば、市町村財政負担の折柄、教員給与不払等が予想されるので、飽くまで県負担の現行制度を維持して欲しいというものであり、又陳情第百八十号は、公立学校教職員給与の全額国庫負担等について要望しておるものであります。

請願第千六百六十一号は、教育の機会均等、国民の教育水準向上のために、勤労青少年教育振興法を制定して欲しいというものであります。

いというものであります。

次に請願第千六百六十二号は、国立大学附屬学校経営費の増額を、又陳情第百八十二号は、現在保安隊の使用しておる商船大学東京校舎を本来の目的に使用できるように速かに返還の措置を講じられたいというものであります。

次に請願第千四百九十九号は学校給食の全国的実施を、又請願第千二百七十三号は義務教育費の全額国庫負担等を要望しておるものであります。

以上の諸件につきましては、本委員会は、その趣旨内容を詳細に検討いたしました結果、おおむね願意を認め、これを院議に付するを要するものにして、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 給員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昨日厚生委員長提出の厚生委員会請願審査報告書第四号、同特別報告第四号及び陳情審査報告書第四号

号、同特別報告第四号にかゝる社会保障制度に関する請願外三十一件の請願、及び国民健康保険事業の再建強化に関する陳情外五件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長藤森眞治君。

社会保障制度に関する請願

自然公園候補地指定促進に関する請願

地盤変動による上水道復旧事業継続の請願

理容師美容師法実施に関する請願

国立療養所の看護婦増員に関する請願

国立松江病院存置に関する請願

医療扶助安定措置等に関する請願

結核後保護施設整備拡充に関する請願

日雇労働者健康保険法制定に関する請願

派出看護婦等の日雇健康保険に関する請願

旧南洋群島官民戦没者遺族援護に関する請願

母子福祉法制定に関する請願(五件)

らい予防法改正に関する請願

らい療養所の慰安謝金増額に関する請願

らい療養所の文化教養費増額等に関する請願

都市清掃施設整備費国庫補助等に関する請願(四件)

国立療養所貯蓄増額に関する請願

未帰還者留守家族の国家補償に関する請願(四件)

元満州開拓者遺族等援護に関する請願(二件)

未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願(二件)

国民健康保険事業の再建強化に関する陳情(三件)

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

引揚者の国家補償に関する陳情

元満州開拓者遺族等援護に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○藤森眞治君 只今上程せられました請願三十二件、陳情六件につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

これらの請願陳情を大別いたしますと、清掃事業に対する国庫補助、らい予防事業等、医務及び公衆衛生に関するもの十二件、社会福祉に関するもの四件、母子福祉に関するもの五件、国民健康保険事業の強化、日雇労働者健康保険法制定等、社会保険に関するもの五件、未帰還者留守家族及び遺族援護等に関するもの十二件でありまして、二十二日の厚生委員会におきまし

て慎重審議の結果、以上の請願陳情はいずれも願意は妥当なものと認め、議院の會議に付して内閣に送付を要すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昨日郵政委員長提出の郵政委員会請願審査報告書第一号、同特別報告第一号にかかる福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願外三件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長大島定吉君。

福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願
高知県上分村に郵便局設置の請願
栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願

植物種子の郵便料金改正に関する請願

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔大島定吉君登壇、拍手〕

○大島定吉君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願、高知県上分村に郵便局設置の請願であります。これらはいずれも関係地域の発展に伴う郵便施設の改善方につき郵政省の措置を要する請願でありまして、郵便当局より、前者は特定郵便局設置の基準には達しておるが、他にも優位のものがあるので、予算関係とも

晚み合せて善処したい旨、又後者については、特定郵便局としては差向き困難であるので、簡易郵便局の設置方取運び中である旨、答弁がありました。

次に栃木県宇都宮郵便局庁舎建築に関する請願は、局舎が戦災後底急の建物であり、すでに腐朽狭隘であるから、速かに新築せられたいというのであります。郵政当局もその必要は認めており、他の老朽局舎との振合ひもあるの、今後の予算状況と説明合せ

て措置したいとの答弁がありました。又植物種子の郵便料金改正に関する請願は、植物種子に対する郵便料金を

低減せられたいとの請願であります。これに対しては政府においてよく考究する旨、答弁がありました。

委員会におきましては、以上申述べました諸件につき慎重審議の結果、いずれも願意は妥当と認めてこれを採択し、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、昨日労働委員長提出の労働委員会請願審査報告書第二号、同特別報告第二号にかかる衛生管理者免許下付に関する請願外八件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員会理事安井謙君。

衛生管理者免許下付に関する請願(六件)

失業対策日雇労働者の最低生活確保に関する請願

けい肺特別法制定に関する請願
技能者養成制度確立に関する請願

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 只今議題となりました請願第四十号衛生管理者免許下付に関する請願ほか請願八件につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

請願第四十号、第四百九号、第四百六十五号、第四百六十六号、第四百八十八号、第四百八十九号は、いずれも保健婦助産婦看護婦法の一部が改正され、従来行われていた国家試験による乙種看護婦の昇格制度が廃止されたが、労働省令によれば衛生管理者免許は国家試験合格者のみに下付されることになつており、甲乙両看護婦一本化の趣旨に反するから、この矛盾を是正する措置をとるよう要請しておるのであります。

次に請願第七百七十五号は、失業対策事業に就労する日雇労働者の救済のため、基準賃金の増額、失業対策事業費の国庫補助額の増額、及び越年、越夏手当を支給されたい旨を要請しておるのであります。

次に請願第九百五十六号は、労働者の珪肺罹患を防ぐため、及び珪肺罹患労働者の救済の万全を期するため、珪

肺特別法制定を要請しておるのであります。

次に請願第五十五号は、土産産業に働く労働者の技能の低下と指導者不足の対策として、経済的裏付け及び専門家の指導等による技能者養成制度を確立されんことを要請しておるのであります。

以上請願九件は、いずれもその願意妥当なるものと認めてこれを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出し

地方行政委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号及び第二号
地方行政委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

大蔵委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号

大蔵委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号

建設委員会請願審査報告書第二号同
特別報告第二号

建設委員会陳情審査報告書第二号同
特別報告第二号

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に
追加して、地方行政委員長報告にかか
る地方公共団体の公共企業優先に関す
る請願外四十九件の請願及び地方公務
員の給与ベース改訂財源措置に関する
陳情外十六件の陳情を一括して議題と
することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。地方行政委員長油井賢太郎君。

地方公共団体の公共企業優先に関す
る請願
市町村吏員の給与ベース改訂に伴う
財源措置の請願
地方税法改正に伴う減収補てん財源
措置等の請願
高等学校定時制分校舎建築費起債
に関する請願(二件)

地方財政平衡交付金法中一部改正に
関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願

地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願

地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願

地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願

地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願

地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願
地方債の増大に関する請願

平衡交付金増額等に関する請願
警察責任転移の時期繰上げに関する
請願(四十一件)

地方公務員の給与ベース改訂財源措
置に関する陳情
地方公務員の給与ベース改訂に伴う
財源措置の陳情
平衡交付金増額等に関する陳情(三
件)

平衡交付金等の増額に関する陳情
地方財政赤字補てん措置に関する陳
情
歯科医の特別所得税に関する陳情
住民税の課税基準改正に関する陳
情

地方税法中一部改正に関する陳情
地方分権確立に関する陳情
平衡交付金の配分に関する陳情
地方財政改革に関する陳情
国家公務員共済組合診療収入の特別
所得税撤廃に関する陳情
消防組織法第二五条に基づく消防補助
法制定促進に関する陳情
最高裁判所裁判官の国民審査方法改
正に関する陳情
消防財源確立に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕
〔油井賢太郎君登壇、拍手〕
○油井賢太郎君 只今議題となりまし
た請願及び陳情について地方行政委員
会における審査の経過並びに結果を御
報告いたします。

請願第二百三十二号は、地方公共団
体の公営事業に対しては、その公共性
に鑑み、私営事業に優先する原則を確
立するよう関係法令の改正を要する
ものであります。

請願第二百二十九号、陳情第六十
六号、同じく第二百二十号は、国に対
して地方公務員の給与改訂に伴う財源措
置を要するものであり、請願第五百
八十二号、同第五百九十七号、陳情第
八十四号、同第五百五十三号、同第六
十七号、同第五百九十八号、同第三百十
三号は、地方税法改正に伴う減収補填
等、地方財政の赤字に対して平衡交付
金の増額その他の財源措置を請ぜられ
たい。請願第七百六十七号は、地方財
政上の唯一の血路ともいふべき地方債
の枠を大幅に拡大せられたい。請願第
六百八十号及び同第六百九十七号は、
高等学校定時制分校舎の建築のため
の起債を認められたい。請願第六百九
十六号は、定時制高等学校について平
衡交付金法の基準財政需要額の測定単
位の改正、及び改正が早急に実現しな
い場合には特別交付金を交付されたい。
陳情第二百六十七号は、現行の地
方財政平衡交付金の配分は中小都市に
不合理と認められるから算定方法を合
理的に改正されたい。陳情第二百六十
八号及び同第二百七十九号は、地方財
政確立のために地方財政税制の改革を
行われたいというのであります。

陳情第八十七号は、住民税の課税標
準に弾力性を持たせるように地方税の
改正を要するものであり、請願第五
百五十四号、陳情第五百五十四号、同第
二百十八号、同第三百二二号は、歯科医
に対する特別所得税或いは国家公務員
共済組合法の規定に基づく医療給付の特
別所得税の課税標準からの除外につき
地方税法の改正を要するものであり
ます。

以上地方行政並びに税制に関する
請願八件、陳情十四件は、いずれも願
意おおむね妥協と認め、これを議院の
會議に付し、内閣に送付を要すると決
定いたしました。

次に、請願第五百五十七号以下町村の
警察維持に関する責任転移の時期繰上
げを要する四十一件の陳情について
は、すでに本院を通過いたしました町
村の警察維持に関する責任転移の時期
の特例に関する法律案によつて願意は
達せられるものと認め、これを議院の
會議に付するを要し、内閣に送付を要
せざるものと決定いたしました。

陳情第二百一十一号及び同第三百十二
号は、地方財政の現状に鑑み、消防組
織法第二五条の規定に基づく市町村の
消防に要する費用に対する補助金に関
する立法その他消防財政確立のために
適切な措置を請ぜられたい。陳情第二
百七十号は、最高裁判所裁判官国民審
査の投票方法を改正されたいというの
であり、以上消防に関する陳情二件、
国民審査に関する陳情一件は、いずれ
も願意おおむね妥協と認め、これを議
院の會議に付し、内閣に送付を要する
ものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決いたします。こ
れらの請願及び陳情は委員長報告の通
り採択し、警察維持に関する責任転移
の時期繰上げに関する請願四十一件の
ほか内閣に送付することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、警察維持に関
する責任転移の時期繰上げに関する請
願四十一件は内閣に送付することに決
定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に
追加して、大蔵委員長報告にかか
る元海軍文官の退職給与中未払額支払
促進に関する請願外二十三件の請願及び
国民金融公庫に対する政府出資金増額の
陳情外二件の陳情を一括して議題とす
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員会理事大矢半次郎君。

元海軍文官の退職給与中未払額支払
促進に関する請願(二件)
医療法人の相続税に関する請願
ガソリン税軽減に関する請願(八件)
税制改正に関する請願
勤労所得税軽減等に関する請願

元海軍文官の退職給与中未払額支払
促進に関する請願(二件)
医療法人の相続税に関する請願
ガソリン税軽減に関する請願(八件)
税制改正に関する請願
勤労所得税軽減等に関する請願

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号

議事日程追加の件 地方公共団体の公共企業優先に関する請願外六十六件 職掌手の中未払額支払促進に関する請願外二十六件

議事日程追加の件 元海軍文官の退

二四五

昭和二十七年十二月二十三日 参議院會議録第十五号 議事日程追加の件 北海道清滑川口導水堤工事完成等に関する請願外十五件

宮城県生田村に国立たばこ試験場設置の請願

勤労所得税等減免に関する請願

物品税軽減に関する請願

揮発油税軽減に関する請願(四件)

酒税引下げに関する請願(二件)

貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願

C、P、O納入軍用機等の物品税免除手続に関する請願

国民金融公庫に対する政府出資金増額の陳情

ガソリン税軽減に関する陳情

勤労所得税軽減に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今上程せられました大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設け、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。その上質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

請願第五百五十九号、第一千二十四号は、元海軍文官の退職賞与中連合軍最高司令官の指令により支払を停止され

た未払額を独立の今日支払を促進せられたいとの趣旨であり、請願第七百十三号は、医療法人の相続税が新たに課せられることのないよう措置せられたいとの趣旨であり、請願第八百八十三号、第九百六十一号、第一千四百四号、第一千五百十五号、第一千七百七十五号、第一千七百七十六号、第一千九百九十八号、第一千九百九十九号、第一千二百号、第一千二百六十五号、第一千二百六十六号、第一千二百六十七号の各件は、いずれもガソリン税を軽減せられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。請願第八百四十四号は、中小企業に対する税制改正について種々の要望が述べられており、請願第八百九十六号、第一千九百九号は、所得月額一万五千円まで免税、超過勤労手当、社会保険料、退職手当金の免税の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、共にそのような方向に適切な措置をするのが適当と考えられます。請願第九百四十九号は、宮城県生田村に国立たばこ試験場を設置せられたいとの趣旨であり、請願第九百九十五号は、物品税全般について税率の軽減及び納税期限の延長を実施せられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。

請願第一千六百十号は、物品税法中の貴石、半貴石類に適當な免税点を設置すると共に、室内装飾用品並びに身近細貨類の免税点を引上げられたいとの趣旨であります。免稅点は相當額引上げるのが妥當と考えられます。請願第

千三百三十一号、第一千二百六十八号は、酒税を軽減せられたいとの趣旨であります。酒税については、この際、相當額引下げることが適當と考えられます。請願第一千七百七十四号は、C・P・O納入軍用機等の物品税免税手続が煩雜なため、ドイツ製品の出産により非常な脅威を受けているから、手続を簡素化せられたいとの趣旨であり、妥當と考えられます。よつて以上の二十四件は、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

陳情第二百二十五号は、国民金融公庫に対する政府出資金を大幅に増資せられたいとの趣旨であり、陳情第二百四十二号は、ガソリン税を軽減せられたいとの趣旨であり、陳情第二百七十一号は、基礎控除十二万円、勤労控除三〇%、退職金の基礎控除三十万円とし、残額の十分の二を課税対象とせられたいとの趣旨であり、そのような方向に適切な措置を講ずるのが適當と考えられます。よつて以上三件はいずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、建設委員長報告にかかる北海道清滑川口導水堤工事完成等に関する請願外十三件の請願及び被災復興事業完遂に関する陳情外二件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長長下條恭兵君。

北海道清滑川口導水堤工事完成等に関する請願

国道一号线中静岡県沼津市下石田地先補装工事施行に関する請願

高速度自動車道路測量線一部変更に関する請願

駐留軍使用不動産返還に関する請願

矢作川改修工事促進に関する請願

北海道開寒別地方天塩川架橋に関する請願

岩手県竜川砂防工事施行に関する請願

福島県磐梯線の観光道路建設に関する請願(四件)

国道一号线中一部改良工事施行に関する請願

利根川堤防工事促進に関する請願

福島県新田川改修工事施行に関する請願

戦災復興事業完遂に関する陳情

九州海岸保全に関する陳情

海岸保全法制定等に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔下條恭兵君登壇、拍手〕

○下條恭兵君 只今議題となりました請願十四件及び陳情三件につきまして、建設委員会の審議の結果について報告いたします。

河川に関する請願は、北海道清滑川河口工事完成等に関するもの、愛知県矢作川、福島県新田川の改修工事及び利根川堤防引堤工事の促進に関するものであり、又砂防に関しては岩手県竜川の工事施行を要請するものであります。

道路に関するものとしては、静岡県沼津市内及び愛知県豊明村内の国道一号线改良工事、福島県磐梯線観光道路の建設、北海道開寒別地方の天塩川架橋に関するものほか、高速度自動車道路、静岡県御殿場地内測量路線一部変更に関する請願であります。

これらのほか、海岸保全に関する立法措置と共に、九州の海岸保全のための諸措置に関する陳情並びに戦災都市復興事業を昭和二十九年以降引続き

千三百三十一号、第一千二百六十八号は、酒税を軽減せられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。酒税については、この際、相當額引下げることが適當と考えられます。請願第一千七百七十四号は、C・P・O納入軍用機等の物品税免税手続が煩雜なため、ドイツ製品の出産により非常な脅威を受けているから、手続を簡素化せられたいとの趣旨であり、妥當と考えられます。よつて以上の二十四件は、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

陳情第二百二十五号は、国民金融公庫に対する政府出資金を大幅に増資せられたいとの趣旨であり、陳情第二百四十二号は、ガソリン税を軽減せられたいとの趣旨であり、陳情第二百七十一号は、基礎控除十二万円、勤労控除三〇%、退職金の基礎控除三十万円とし、残額の十分の二を課税対象とせられたいとの趣旨であり、そのような方向に適切な措置を講ずるのが適當と考えられます。よつて以上三件はいずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、建設委員長報告にかかる北海道清滑川口導水堤工事完成等に関する請願外十三件の請願及び被災復興事業完遂に関する陳情外二件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長長下條恭兵君。

北海道清滑川口導水堤工事完成等に関する請願

国道一号线中静岡県沼津市下石田地先補装工事施行に関する請願

高速度自動車道路測量線一部変更に関する請願

駐留軍使用不動産返還に関する請願

矢作川改修工事促進に関する請願

北海道開寒別地方天塩川架橋に関する請願

岩手県竜川砂防工事施行に関する請願

福島県磐梯線の観光道路建設に関する請願(四件)

国道一号线中一部改良工事施行に関する請願

利根川堤防工事促進に関する請願

福島県新田川改修工事施行に関する請願

戦災復興事業完遂に関する陳情

九州海岸保全に関する陳情

海岸保全法制定等に関する陳情

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔下條恭兵君登壇、拍手〕

○下條恭兵君 只今議題となりました請願十四件及び陳情三件につきまして、建設委員会の審議の結果について報告いたします。

河川に関する請願は、北海道清滑川河口工事完成等に関するもの、愛知県矢作川、福島県新田川の改修工事及び利根川堤防引堤工事の促進に関するものであり、又砂防に関しては岩手県竜川の工事施行を要請するものであります。

道路に関するものとしては、静岡県沼津市内及び愛知県豊明村内の国道一号线改良工事、福島県磐梯線観光道路の建設、北海道開寒別地方の天塩川架橋に関するものほか、高速度自動車道路、静岡県御殿場地内測量路線一部変更に関する請願であります。

これらのほか、海岸保全に関する立法措置と共に、九州の海岸保全のための諸措置に関する陳情並びに戦災都市復興事業を昭和二十九年以降引続き

千三百三十一号、第一千二百六十八号は、酒税を軽減せられたいとの趣旨であり、妥当と考えられます。酒税については、この際、相當額引下げることが適當と考えられます。請願第一千七百七十四号は、C・P・O納入軍用機等の物品税免税手続が煩雜なため、ドイツ製品の出産により非常な脅威を受けているから、手続を簡素化せられたいとの趣旨であり、妥當と考えられます。よつて以上の二十四件は、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

施行して、その完遂を要する陳情があり、又北海道札幌市所在の北海道指導農業協同組合連合会所有建物について使用解除の請願であります。

以上の諸件については、建設委員会は、いずれも願意をおおむね妥当なものとして、これを院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、国会法第三十九条但書の規定による国会の議決に関する件(国立近代美術館評議員会評議員)
- 一、文化財保護委員会委員の任命に関する件

- 一、日程第一 渥田単作地域農業改良促進法案
- 一、日程第二 オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
- 一、日程第三 昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案
- 一、日程第四 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案

- 一、日程第五 外務省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 日本国憲法第八条の規定による議決案
- 一、日程第七 昭和二十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十四年度政府関係機関収入支出決算、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案、内閣府協議会協議委員の選挙
- 一、漁港修築促進に関する決議案
- 一、元軍人恩給復活に関する請願外十四件
- 一、密漁取締に関する陳情
- 一、戦犯者の釈放に関する請願外五件
- 一、戦犯者の釈放に関する陳情外七件
- 一、六・三制学校建築費国庫補助に関する陳情外九件

- 一、六・三制学校老朽校舍改築費国庫補助に関する陳情外二件
- 一、社会保障制度に関する請願外三十一件
- 一、国民健康保険事業の再建強化に関する陳情外五件
- 一、福島県荒海村簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願外三件
- 一、衛生管理者免許下付に関する請願外八件
- 一、地方公共団体の公共企業優先に関する請願外四十九件
- 一、地方公務員の給与ベース改訂財源措置に関する陳情外十六件
- 一、元海軍文官の退職賞与中未払額支払促進に関する請願外二十三件
- 一、国民金融公庫に対する政府出資金増額の陳情外二件
- 一、北海道道沿川口導水堤工事完成等に関する請願外十三件
- 一、戦災復興事業完遂に関する陳情外二件

- 出席者は左の通り。
- 議長 佐藤 尚武君
- 副議長 三木 治朗君
- 議員 伊達源一郎君 館 哲二君
- 竹下 豊次君 高橋龍太郎君
- 高橋 道男君 高田 寛君
- 高木 正夫君 新谷寅三郎君
- 島村 軍次君 西郷吉之助君

- 杉山 昌作君 梶見 義男君
- 木下 辰雄君 河井 彌八君
- 片柳 眞吉君 柏木 庫治君
- 小野 哲君 尾崎 行雄君
- 奥 むめお君 岡本 愛新君
- 岡部 常君 梅原 眞隆君
- 伊藤 保平君 石黒 忠篤君
- 飯島通次郎君 赤木 正雄君
- 結城 安次君 山本 勇造君
- 山川 良一君 村上 義一君
- 森 八三三君 宮城タマヨ君
- 三浦 辰雄君 前田 穰君
- 堀越 儀郎君 藤森 眞治君
- 藤野 繁雄君 早川 慎一君
- 波多野林一君 野田 俊作君
- 徳川 宗敬君 常岡 一郎君
- 田村 文吉君 森田 豊彦君
- 小林 政夫君 小宮山常吉君
- 大矢半次郎君 郡 祐一君
- 廣瀬興兵衛君 阿崎 眞一君
- 松平 勇雄君 岡田 信次君
- 加藤 武徳君 城 義臣君
- 植竹 春彦君 古池 信三君
- 小杉 繁安君 青山 正一君
- 石川 榮一君 木村 守江君
- 西山 亀七君 大谷 豊潤君
- 一松 政二君 深水 六郎君
- 仁田 竹一君 草葉 隆圓君
- 徳川 頼貞君 左藤 義詮君
- 大島 定吉君 黒田 英雄君
- 中川 以良君 川村 松助君
- 寺尾 豊君 山縣 勝見君
- 中山 謙彦君 野田 卯一君

- 大野木秀次郎君 入交 太蔵君
- 宮田 重文君 西川甚五郎君
- 宮本 邦彦君 堂森 芳夫君
- 杉原 荒太君 平井 太郎君
- 秋山俊一郎君 石村 幸作君
- 小泉 秀吉君 長谷山行教君
- 高橋進太郎君 滝井治三郎君
- カニエ邦彦君 安井 謙君
- 長島 銀藏君 平沼彌太郎君
- 小龍 彬君 上原 正吉君
- 東 隆君 岡 伊能君
- 瀧淵 春次君 愛知 揆一君
- 鈴木 恭一君 北村 一男君
- 小野 義夫君 白波瀬米吉君
- 石原幹市郎君 赤松 常子君
- 松浦 清一君 黒川 武雄君
- 横尾 龍君 石坂 豊一君
- 中川 幸平君 九鬼教十郎君
- 河崎 ナツ君 成瀬 幡治君
- 小酒井義男君 下條 恭兵君
- 高田なほ子君 三輪 貞治君
- 小林 亦治君 若木 勝蔵君
- 榊 繁夫君 荒木正三郎君
- 原 虎一君 村尾 重雄君
- 岩崎正三郎君 矢嶋 三義君
- 羽生 三七君 三橋八次郎君
- 相馬 助治君 永井純一郎君
- 曾根 益君 菊川 孝夫君
- 千葉 信君 藤原 道子君
- 門田 定蔵君 上條 愛一君
- 山下 義信君 柳橋 小虎君
- 小笠原三男君 金子 洋文君
- 栗山 良夫君 木下 源吾君

須藤 五郎君	水橋 藤作君
堀 眞琴君	鈴木 清一君
竹中 七郎君	千田 正君
菊田 七平君	小川 久義君
前之園喜一郎君	駒井 藤平君
三好 始君	堀木 鎌三君
林屋龜次郎君	木内 四郎君
鈴木 強平君	油井賢太郎君
一松 定吉君	紅露 みつ君
櫻内 辰郎君	吉田 法晴君
栗栖 越夫君	稻垣平太郎君
西田 隆男君	松浦 定義君
山崎 恒君	鬼丸 義齊君
有馬 英二君	野澤 勝君
木内キヤウ君	谷口弥三郎君
大隈 信幸君	境野 清雄君
岩本 哲夫君	岩男 仁藏君
松原 一彦君	深川榮左エ門君
深川タマエ君	
國務大臣	
大野木秀次郎君	
政府委員	
外務政務次官 中村 幸八君	
大蔵政務次官 愛知 揆一君	
農林政務次官 松浦 東介君	

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

●衆議院 参議院 會議録購読料改訂のお知らせ

標記兩院會議録の購読料については、去る第十二回国会より現行定価に定め現在に至りましたが、その間賃金ベースの上昇にも拘わらず定価を据置いてまいりました。しかし其の後掲載量の増大に伴い建頁も増加したため、現行賃金ベースとも見合い止むを得ず、来る第十六回国会より購読料を左記の通り改訂致しますから御諒察下さい。

なお、今回の定価改訂より、従来別途請求致しておりました配送実費は一切徴かないことに定めました。

一、衆議院會議録 各一部定価 十五円(配送料共)

(但し、附録及び索引は無料添付)

大蔵省印刷局

定価 一部 十 円

(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四番一五
郵政省第一九〇〇〇官報部